

2022年度

戦略的創造研究推進事業  
(CREST・さきがけ・ACT-X)

募集要項

募集期間：

2022年4月12日（火）～ 6月7日（火）午前12時（正午）：CREST

2022年4月12日（火）～ 5月31日（火）午前12時（正午）：さきがけ・ACT-X



国立研究開発法人科学技術振興機構(JST)

戦略研究推進部

2022年4月

## 研究提案募集の概要

### (1) 研究提案を募集する研究領域

今回、研究提案を募集する研究領域は、CREST の 10 研究領域、さきがけの 15 研究領域、ACT-X の 4 研究領域です。

#### ○ CREST

研究領域	戦略目標	発足年度
社会課題解決を志向した革新的計測・解析システムの創出 (研究総括：鷺尾 隆)	社会課題解決を志向した計測・解析プロセスの革新	2022年度
分解・劣化・安定化の精密材料科学 (研究総括：高原 淳)	資源循環の実現に向けた結合・分解の精密制御	2021年度
基礎理論とシステム基盤技術の融合による Society 5.0 のための基盤ソフトウェアの創出 (研究総括：岡部 寿男) (※A) AIP	Society 5.0 時代の安心・安全・信頼を支える基盤ソフトウェア技術	
データ駆動・AI 駆動を中心としたデジタルトランスフォーメーションによる生命科学研究の革新 (研究総括：岡田 康志) (研究総括補佐：高橋 恒一) (※A) AIP	『バイオ DX』による科学的発見の追究	
未踏探索空間における革新的物質の開発 (研究総括：北川 宏) (※B) 日仏共同提案募集	元素戦略を基軸とした未踏の多元素・複合・準安定物質探査空間の開拓	
生体マルチセンシングシステムの究明と活用技術の創出 (研究領域統括：永井 良三) (研究総括：入來 篤史)	ヒトのマルチセンシングネットワークの統合的理解と制御機構の解明	
原子・分子の自在配列・配向技術と分子システム機能 (研究総括：君塚 信夫)	自在配列と機能	2020年度
情報担体を活用した集積デバイス・システム (研究総括：平本 俊郎)	情報担体と新デバイス	
信頼される AI システムを支える基盤技術 (研究総括：相澤 彰子) (※A) AIP (※B) 日仏共同提案募集	信頼される AI	
細胞内現象の時空間ダイナミクス (研究総括：遠藤 斗志也)	細胞内構成因子の動態と機能	

※A. 上記、AIP ネットワークラボに属する研究領域では、領域間で連携し、新たなイノベーションを切り開く独創的な研究者、研究課題の推進を支援しています。詳しくは、「5.1.4 AIP プロジェクト及びAIP ネットワークラボについて」をご参照ください。

※B. 戦略的研究推進事業 CREST におけるフランス ANR との日仏共同提案募集

上記、日仏共同提案募集に属する研究領域では、フランスの ANR（国立研究機構）と CREST の枠組みの中で、日仏研究者による日仏共同研究プロジェクトを支援しています。詳しくは、「5.1.6 戦略的研究推進事業 CREST におけるフランス ANR との日仏共同提案募集」をご参照ください。

○ さきがけ

研究領域	戦略目標	発足年度
物質と情報の量子協奏 (研究総括：小林 研介)	量子情報と量子物性の融合による革新的量子制御技術の創成	2022年度
文理融合による人と社会の変革基盤技術の共創 (研究総括：栗原 聡) (※A) AIP	文理融合による社会変革に向けた人・社会解析基盤の創出	
地球環境と調和しうる物質変換の基盤科学の創成 (研究総括：山中 一郎)	「総合知」で切り拓く物質変換システムによる資源化技術	
加齢による生体変容の基盤的な理解 (研究領域統括：望月 直樹) (研究総括：三浦 正幸)	老化に伴う生体ロバストネスの変容と加齢性疾患の制御に係る機序等の解明	
持続可能な材料設計に向けた確実な結合とやさしい分解 (研究総括：岩田 忠久)	資源循環の実現に向けた結合・分解の精密制御	2021年度
複雑な流動・輸送現象の解明・予測・制御に向けた新しい流体科学 (研究総括：後藤 晋)	複雑な輸送・移動現象の統合的理解と予測・制御の高度化	
社会変革に向けたICT基盤強化 (研究総括：東野 輝夫) (※A) AIP	Society 5.0時代の安心・安全・信頼を支える基盤ソフトウェア技術	
物質探索空間の拡大による未来材料の創製 (研究総括：陰山 洋)	元素戦略を基軸とした未踏の多元素・複合・準安定物質探索空間の開拓	
パンデミックに対してレジリエントな社会・技術基盤の構築 (研究総括：押谷 仁)	「総合知」で築くポストコロナ社会の技術基盤	
生体多感覚システム (研究領域統括：永井 良三) (研究総括：神崎 亮平)	ヒトのマルチセンシングネットワークの統合的理解と制御機構の解明	
原子・分子の自在配列と特性・機能 (研究総括：西原 寛)	自在配列と機能	2020年度
情報担体とその集積のための材料・デバイス・システム (研究総括：若林 整)	情報担体と新デバイス	
信頼されるAIの基盤技術 (研究総括：有村 博紀) (※A) AIP	信頼されるAI	
植物分子の機能と制御 (研究総括：西谷 和彦)	革新的植物分子デザイン	
細胞の動的高次構造体 (研究総括：野地 博行)	細胞内構成因子の動態と機能	

※A. 上記、AIP ネットワークラボに属する研究領域では、領域間で連携し、新たなイノベーションを切り開く独創的な研究者、研究課題の推進を支援しています。詳しくは、「5.1.4 AIP プロジェクト及びAIP ネットワークラボについて」をご参照ください。

○ ACT-X

研究領域	戦略目標	発足年度
<p>生命現象と機能性物質 (研究総括：豊島 陽子)</p>	<p>老化に伴う生体ロバストネスの変容と加齢性疾患の制御に係る機序等の解明</p> <p>ヒトのマルチセンシングネットワークの統合的理解と制御機構の解明</p> <p>革新的植物分子デザイン</p> <p>細胞内構成因子の動態と機能</p> <p>多細胞間での時空間的な相互作用の理解を目指した技術・解析基盤の創出</p> <p>ゲノムスケールの DNA 合成及びその機能発現技術の確立と物質生産や医療の技術シーズの創出</p> <p>実験とデータ科学等の融合による革新的材料開発手法の構築</p>	<p>2022年度</p>
<p>リアル空間を強靱にするハードウェアの未来 (研究総括：田中 秀治)</p>	<p>「総合知」で築くポストコロナ社会の技術基盤</p> <p>情報担体と新デバイス</p> <p>次世代 IoT の戦略的活用を支える基盤技術</p> <p>情報デバイスの超低消費電力化や多機能化の実現に向けた、素材技術・デバイス技術・ナノシステム最適化技術等の融合による革新的基盤技術の創成</p> <p>ネットワークにつながれた環境全体とのインタラクションの高度化</p> <p>微小エネルギーの高効率変換・高度利用に資する革新的なエネルギー変換機能の原理解明、新物質・新デバイスの創製等の基盤技術の創出</p>	<p>2021年度</p>

<p>AI 活用で挑む学問の革新と創成 (研究総括：國吉 康夫) (※A) AIP</p>	<p>気候変動時代の食料安定確保を実現する環境適応型植物設計システムの構築</p> <p>急速に高度化・複雑化が進む人工知能基盤技術を用いて多種膨大な情報の利活用を可能とする統合化技術の創出</p> <p>実験とデータ科学等の融合による革新的材料開発手法の構築</p> <p>次世代 IoT の戦略的活用を支える基盤技術</p> <p>多細胞での時空間的な相互作用の理解を目指した技術・解析基盤の創出</p> <p>信頼される AI</p>	<p>2020 年度</p>
<p>環境とバイオテクノロジー (研究総括：野村 暢彦)</p>	<p>気候変動時代の食料安定確保を実現する環境適応型植物設計システムの構築</p> <p>ゲノムスケールの DNA 合成及びその機能発現技術の確立と物質生産や医療の技術シーズの創出</p> <p>革新的植物分子デザイン</p>	

※A. 上記、AIP ネットワークラボに属する研究領域では、領域間で連携し、新たなイノベーションを切り開く独創的な研究者、研究課題の推進を支援しています。詳しくは、「5.1.4 AIP プロジェクト及びAIP ネットワークラボについて」をご参照ください。

(2) 募集・選考スケジュールについて

2022年度の既存研究領域の研究提案の募集・選考のスケジュールは、以下の通りです。「CREST」と「さきがけ」・「ACT-X」では募集締切日が異なりますので、ご注意ください。

	CREST	さきがけ・ACT-X
研究提案の募集開始	<u>2022年4月12日(火)</u>	
研究提案の受付締切 (府省共通研究開発管理システム [e-Rad]による受付期限日時)	<u>6月7日(火)</u> <u>午前12時(正午)</u> <u>&lt;厳守&gt;</u>	<u>5月31日(火)</u> <u>午前12時(正午)</u> <u>&lt;厳守&gt;</u>
書類選考期間	6月上旬～7月下旬	
書類選考結果の通知	7月上旬～7月下旬	
面接選考期間	7月下旬～8月上旬	
選定課題の通知・発表	9月下旬	
研究開始	10月以降	

※ 二重下線を付した日付は確定していますが、他の日程は全て予定です。今後変更となる場合があります。

※ 募集説明会・書類選考会・面接選考会の日程は決まり次第、研究提案募集ウェブサイトにてお知らせします。

研究提案募集ウェブサイト

<https://www.jst.go.jp/kisoken/boshuu/teian.html>

面接選考対象者には、書類選考会後1週間以内に電子メールにてその旨の連絡ならびに面接用資料の作成を依頼します(書面の発送は行いません。e-Radに登録された電子メールアドレスに通知しますので、受信可能な状態に設定してください)。残念ながら書類選考において不採択となった方には、その旨を書類選考会後、1週間後を目安に電子メールで通知いたします。なお、面接選考の結果、採択となる可能性が高い方には、8月30日(火)までに、委託研究契約締結の可否等の確認のため、JSTより研究提案者に連絡を差し上げます(電子メールもしくは電話にて連絡をいたします)。

(3) 研究提案の応募方法について

提案書の様式等、応募に必要な資料は、研究提案募集ウェブサイトからダウンロードしてください。研究領域によって提案書様式が異なる場合があります。必ず応募される研究領域の様式をダウンロードしてご利用ください。

応募は e-Rad (<https://www.e-rad.go.jp/>) を通じて行っていただきます (第 10 章 府省共通研究開発管理システム(e-Rad)による応募方法について)。締切間際は e-Rad にアクセスが集中することでシステムに負荷がかかり、ページ遷移に時間がかかる、提案書をアップロードできない、エラーが発生しトップページに戻る等のトラブルが発生し、締切までに応募を完了できない場合がありますので、時間的余裕を十分とって、応募を完了してください。**募集締切までに e-Rad を通じた応募手続きが完了していない提案については、いかなる理由があっても審査の対象とはいたしません。また、募集締切時刻以降の提案書の差し替え等には応じられません。**なお、応募期間中に e-Rad 上で大規模なシステムトラブルが発生し、e-Rad を通じての研究提案応募が困難となるような場合には、**研究提案募集ウェブサイトを通じて**対応策を掲示する場合がございますので、予めご了承ください。

所属・役職等について e-Rad の記載と提案書本文の記載を統一してください (相違があった場合は提案書本文の記載を正として扱います)。e-Rad にアップロードされた提案書に審査を困難とする不備がある場合は、不受理といたしますので、ご注意ください。「審査を困難とする不備」とは、提案書各様式 (特に様式 1 : 提案書表紙) の抜け、査読を困難とする文字化け、提案書記載項目の重大な記入漏れ等を指します。

なお、JST は、**提案の受理・不受理を問わず、募集締切時刻までに発生する提案書の不備についての一切の責任を負いません。**従って、募集締切時刻までに、JST は提案者に事前確認のうえでの提案書の訂正もしくは、提案者に対する訂正依頼行為の一切を行わないことにつき、予めご承知おきください。

研究提案の応募方法ならびに応募に当たっての留意事項については、研究提案募集ウェブサイト並びに、第 8 章 応募に際しての注意事項、第 9 章 戦略的創造研究推進事業内における重複応募の制限について、第 10 章 府省共通研究開発管理システム(e-Rad)による応募方法についてをご参照ください。

- ・研究提案募集ウェブサイト

<https://www.jst.go.jp/kisoken/boshuu/teian.html>

- ・研究提案の応募方法については、以下をご参照ください

「第 10 章 府省共通研究開発管理システム(e-Rad)による応募方法について」

[別紙「府省共通研究開発管理システム\(e-Rad\)による応募方法について」](#)

- ・応募に当たっての留意事項については、以下をご参照ください。

「第 8 章 応募に際しての注意事項」ならびに「第 9 章 戦略的創造研究推進事業内における重複応募の制限について」

## 目次

第 1 章 研究提案公募にあたって	1
1.1 戦略的創造研究推進事業の目的と概要	1
1.1.1 事業の目的	1
1.1.2 事業の概要	1
1.2 応募・参画を検討されている研究者の方々へ	3
1.2.1 持続可能な開発目標 (SDGs) の達成に向けた貢献について	3
1.2.2 ダイバーシティの推進について	5
1.2.3 公正な研究活動を目指して	7
第 2 章 CREST	8
2.1 CREST について	8
2.1.1 CREST の概要	8
2.1.2 CREST の研究体制	8
2.1.3 CREST 研究提案から採択までの流れ	9
2.2 課題の募集・選考	9
2.2.1 募集対象となる研究提案	9
2.2.2 募集期間	9
2.2.3 研究期間	10
2.2.4 研究費 (上限額)	10
2.2.5 採択予定課題数	10
2.2.6 応募要件	10
第 3 章 さきがけ	14
3.1 さきがけについて	14
3.1.1 さきがけの概要	14
3.1.2 さきがけの研究体制	14
3.1.3 さきがけ研究提案から採択までの流れ	15
3.2 課題の募集・選考	16
3.2.1 募集対象となる研究提案	16
3.2.2 募集期間	16
3.2.3 研究期間	16
3.2.4 研究費 (上限額)	16
3.2.5 採択予定課題数	16
3.2.6 応募要件	17
3.2.7 参加形態	19
3.2.8 さきがけスタートアップ支援	21
第 4 章 ACT-X	22
4.1 ACT-X について	22
4.1.1 ACT-X の概要	22
4.1.2 ACT-X の研究体制	23
4.1.3 ACT-X 研究提案から採択までの流れ	23
4.2 課題の募集・選考	24
4.2.1 募集対象となる研究提案	24
4.2.2 募集期間	24
4.2.3 研究期間	24
4.2.4 研究費 (上限額)	25
4.2.5 採択予定課題数	25
4.2.6 応募要件	25

4.2.7	ACT-X 学生（博士／修士課程）研究者へのリサーチ・アシスタント（RA）等経費追加支援	29
第 5 章	CREST・さきがけ・ACT-X 共通事項	31
5.1	課題の募集・選考に関する共通事項	31
5.1.1	研究提案者と研究総括の利害関係について	31
5.1.2	選考方法	32
5.1.3	選考の観点	36
5.1.4	AIP プロジェクト及び AIP ネットワークラボについて	38
5.1.5	特定課題調査（CREST、さきがけ が対象）	38
5.1.6	戦略的研究推進事業 CREST におけるフランス ANR との日仏共同提案募集	38
5.2	採択後の研究推進に関する共通事項	39
5.2.1	研究計画の作成	39
5.2.2	研究契約	39
5.2.3	研究費	40
5.2.4	研究課題評価	42
5.2.5	研究領域評価	43
5.2.6	採択された研究代表者及び主たる共同研究者、個人研究者の責務等	43
5.2.7	研究機関の責務等	46
第 6 章	各研究領域の募集方針	50
第 7 章	戦略目標	51
第 8 章	応募に際しての注意事項	52
8.1	不合理な重複・過度の集中に対する措置	52
8.2	研究活動の国際化、オープン化に伴う新たなリスクに対する研究インテグリティの確保	54
8.3	他府省を含む他の競争的研究費の応募受入状況	55
8.4	不正使用及び不正受給への対応	55
8.5	他の競争的研究費制度で申請及び参加資格の制限が行われた研究者に対する措置	57
8.6	関係法令等に違反した場合の措置	57
8.7	繰越について	58
8.8	府省共通経費取扱区分表について	58
8.9	費目間流用について	59
8.10	年度末までの研究期間の確保について	59
8.11	間接経費に係る領収書の保管及び使用実績の報告について	59
8.12	研究設備・機器の共用促進について	59
8.13	博士課程学生の処遇の改善について	60
8.14	若手研究者の自立的・安定的な研究環境の確保について	62
8.15	プロジェクトの実施のために雇用される若手研究者の自発的な研究活動等について	62
8.16	若手研究者の多様なキャリアパスの支援について（CREST が対象）	63
8.17	URA 等のマネジメント人材の確保について	63
8.18	安全保障貿易管理について（海外への技術漏洩への対処）	64
8.19	国際連合安全保障理事会決議第 2321 号の厳格な実施について	66
8.20	社会との対話・協働の推進について	66
8.21	オープンアクセスおよび研究データマネジメントについて	66
8.22	NBDC からのデータ公開について	67
8.23	研究支援サービス・パートナーシップ認定制度（A-PRAS）について	68
8.24	競争的研究費改革について	68
8.25	「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」について	69
8.26	「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」について	70
8.27	研究倫理教育及びコンプライアンス教育の履修義務について	73
8.28	研究提案書記載事項等の情報の取り扱いについて	73

8.29	研究プロジェクト管理システムの利用および研究者情報の researchmap への登録について	74
8.30	JST からの特許出願について	75
8.31	研究倫理教育に関するプログラムの受講・修了について	76
8.32	人権の保護及び法令等の遵守への対応について	78
8.33	JREC-IN Portal のご利用について	78
8.34	JST 先端計測分析技術・機器開発プログラムの成果について	79
第 9 章	戦略的創造研究推進事業内における重複応募の制限について	80
表 1	: CREST・さきがけ・ACT-X への応募・参画の可否	83
表 2	: CREST・さきがけ・ACT-X 間の同時応募・参画の可否	84
第 10 章	府省共通研究開発管理システム (e-Rad) による応募方法について	86
10.1	府省共通研究開発管理システム (e-Rad) による応募に当たっての注意事項	86
10.2	e-Rad による応募方法の流れ	87
10.3	利用可能時間帯、問い合わせ先	88
10.3.1	e-Rad の操作方法	88
10.3.2	問い合わせ先	88
10.3.3	e-Rad の利用可能時間帯	89
10.4	具体的な操作方法と注意事項	89
10.4.1	研究機関、研究者情報の登録	89
Q & A		90
○	研究倫理教育に関するプログラムの受講について	90
○	CREST、さきがけ、ACT-X 共通事項	93
○	CREST に関する事項	97
○	さきがけに関する事項	100
○	ACT-X に関する事項	104

## 第 1 章 研究提案公募にあたって

### 1.1 戦略的創造研究推進事業の目的と概要

#### 1.1.1 事業の目的

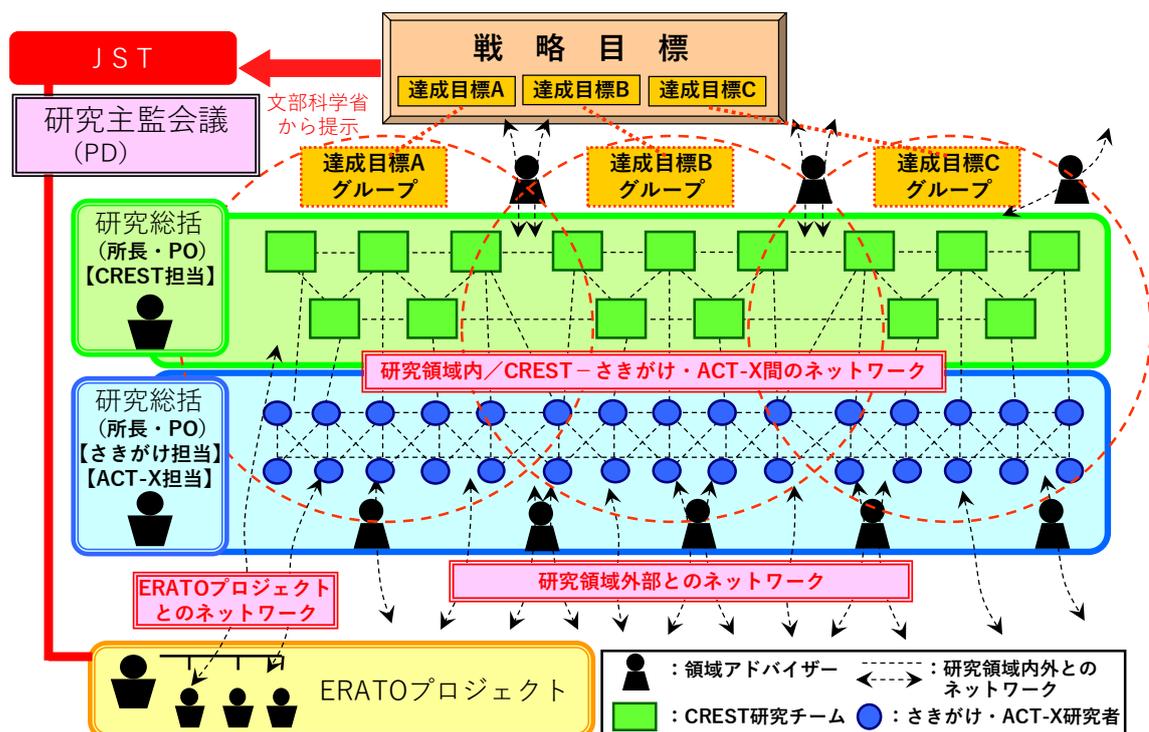
本事業は、我が国が直面する重要な課題の克服に向けて、挑戦的な基礎研究を推進し、社会・経済の変革をもたらす科学技術イノベーションを生み出す、新たな科学知識に基づく創造的な革新的技術のシーズ（新技術シーズ）を創出することを目的としています。卓越した基礎科学からトップイノベーションの源を生み出す、挑戦的な研究に果敢に取り組む研究者の皆様からのご応募・ご参加をお待ちしています。

#### 1.1.2 事業の概要

国の科学技術政策や社会的・経済的ニーズ等を踏まえて国(文部科学省)が設定する「戦略目標」の下に、推進すべき研究領域と研究領域の責任者である研究総括(プログラムオフィサー)を JST が定めます。研究総括は、戦略目標の達成へ向けて、科学技術イノベーションを生み出す革新的技術のシーズの創出を目指した戦略的な基礎研究を推進します。

本事業全体の運営方針や制度改革の検討・立案は、研究主監(プログラムディレクター)が行います。本事業のうち、「CREST」(研究代表者が率いる研究チームにより研究課題を推進)、「さきがけ」及び「ACT-X」(個人研究者が研究課題を推進)では、研究主監による事前評価に基づいて、JST が研究領域と研究総括を定めます。

研究総括は、研究領域を「ネットワーク型研究所」として運営します。具体的には、研究総括が研究所長の役割を果たして、既存組織や分野、産・学・官の枠を超えた最適な研究者・研究課題を編成して時限的な研究体制を構築し、領域アドバイザー等の協力を得ながら戦略目標の達成に向けて研究領域を運営します。CREST の研究代表者、さきがけ・ACT-X の個人研究者は、研究総括の運営方針の下でその支援等を受けつつ、科学技術イノベーションへの展開を見据えて領域アドバイザー等との対話や参加研究者間の相互連携を行うとともに、国内外との連携によるネットワークを自ら積極的に形成・活用しながら、自らが立案した研究課題を推進します。



### CREST・さきがけ・ACT-X『ネットワーク型研究所』の標準的モデル

- 戦略目標
  - ・ 国の科学技術政策や社会的・経済的ニーズ等を踏まえ、国（文部科学省）が「戦略目標」を設定
  - ・ 戦略目標の実現のための「達成目標」を3つ程度提示
  
- 研究主監（プログラムディレクター）会議
  - ・ ネットワーク型研究所の事業横断的な運営指針の提示・共有
  - ・ 新規研究領域・研究総括の事前評価
  - ・ 研究領域を超えた最適資源配分、連携推進・調整等を行う
- ※ 研究領域は、戦略目標に応じて、CREST、さきがけ、ACT-Xのいずれか（複数もしくは複合領域を含む）を設定
  
- 研究総括（プログラムオフィサー）
 

イノベーション創出・戦略目標達成に向け、

  - ・ 研究領域の運営方針を策定・共有し、領域アドバイザーの協力を得ながら研究領域のマネジメント（研究課題の選考・評価を含む）
  - ・ 科学技術イノベーションへの展開を見据えた、研究領域内外とのネットワーク形成の先導・支援等を行う

## 1.2 応募・参画を検討されている研究者の方々へ

### 1.2.1 持続可能な開発目標 (SDGs) の達成に向けた貢献について

#### **JST は持続可能な開発目標 (SDGs) の達成に貢献します！**

2015 年 9 月に開催された「国連持続可能な開発サミット」において、人間、地球および繁栄のためのより包括的で新たな世界共通の行動目標として「持続可能な開発目標 (SDGs)」を中核とする成果文書「我々の世界を変革する：持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」が全会一致で採択されました。SDGs の 17 のゴールは、人類が直面している持続可能性に関する諸課題を示しているだけでなく、これらの課題を統合的かつ包摂的に解決していくことが求められており、科学技術イノベーションによりこれらの社会課題の解決や、より良い政策決定に資する科学的根拠を提供することが期待されています。これらの役割は、1999 年に国際科学会議で採択された「科学と科学的知識の利用に関する世界宣言」(ブダペスト宣言<sup>※</sup>) の中で示された、新たな科学の責務である「社会における科学と社会のための科学」と一致すると言えます。わが国の科学技術政策を推進する中核的機関として、JST は先端的な基礎研究を推進するとともに、社会の要請に応える課題解決型の研究開発に取り組んでいます。SDGs は JST の使命を網羅しうる世界共通の目標であり、JST の事業を通じて産学官民と共創し、持続可能な社会の実現に研究者の皆様と一緒に取り組んでいきたいと思っております。

国立研究開発法人科学技術振興機構  
理事長

※ブダペスト宣言では、「知識のための科学」「平和のための科学」「開発のための科学」「社会における科学と社会のための科学」が 21 世紀の科学に対する責任、挑戦そして義務として明記されています。

○持続可能な開発目標 (SDGs) と JST の取組等については、以下のウェブページを参照してください。

(和文) <https://www.jst.go.jp/sdgs/actionplan/index.html>

(英文) <https://www.jst.go.jp/sdgs/en/actionplan/index.html>

# SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



1.2.2 ダイバーシティの推進について

**JST はダイバーシティを推進しています！**

科学技術イノベーションをもたらす土壌には「ダイバーシティ（多様性）」が必要です。年齢、性別、国籍を問わず、多様な専門性、価値観等を有する人材が参画し、アイデアを出し合い、共創、共働してこそ新しい世界を拓くことができます。JST は、あらゆる科学技術においてダイバーシティを推進することにより未来社会の課題に取り組み、我が国の競争力強化と心の豊かさの向上に貢献していきます。国連の持続可能な開発目標（SDGs）においてもジェンダー平等をはじめダイバーシティとも深く関わりのある目標が掲げられており、国内のみならず世界共通の課題解決にも貢献していきます。

現在、女性の活躍が「日本最大の潜在力」として成長戦略の中核に位置づけられています。研究開発においても、女性の参画拡大が重要であり、科学技術イノベーションを支える多様な人材として女性研究者が不可欠です。JST は女性研究者の積極的な応募に期待しています。JST では、従来より実施している「出産・子育て・介護支援制度」について、利用者である研究者の声に耳を傾け、研究復帰可能な環境づくりを図る等、制度の改善にも不断に取り組んでいます。

新規課題の募集と審査に際しては、多様性の観点も含めて検討します。

研究者の皆様、積極的なご応募をいただければ幸いです。

国立研究開発法人科学技術振興機構  
理事長

### みなさまからの応募をお待ちしております

多様性は、自分と異なる考えの人を理解し、相手と自分の考えを融合させて、新たな価値を作り出すためにあるという考えのもと、JST はダイバーシティを推進しています。これは国内の課題を解決するだけでなく、世界共通の課題を解決していくことにつながり、海外の機関と協力しながらダイバーシティ推進を通して SDGs 等地球規模の社会課題に取り組んでいきます。

JST のダイバーシティは、女性はもちろんのこと、若手研究者と外国人研究者も対象にしています。一人ひとりが能力を十分に発揮して活躍できるよう、研究者の出産、子育てや介護について支援を継続し、また委員会等についてもバランスのとれた人員構成となるよう努めています。幅広い人たちが互いに切磋琢磨する環境を目指して、特にこれまで応募が少なかった女性研究者の方々の応募を歓迎し、新しい価値の創造に取り組めます。

女性研究者を中心に、みなさまからの積極的な応募をお待ちしております。

国立研究開発法人科学技術振興機構

ダイバーシティ推進室長

JST では、研究者がライフイベント(出産・育児・介護)に際し研究開発を継続できること、また一時中断せざるを得ない場合は、可能となった時点で研究開発に復帰し、キャリア継続が図ることができることを目的とした、研究とライフイベントとの両立支援策(当該研究者の研究開発の促進や負担軽減のために使用可能な男女共同参画促進費の支援)を実施しています。また、理系女性のロールモデルを公開しています。詳しくは以下のウェブサイトをご参照ください。

CREST・さきがけ・ACT-Xにおけるダイバーシティ推進に向けた取り組み

<https://www.jst.go.jp/kisoken/crest/nadeshiko/index.html>

研究代表者等にライフイベントが発生した場合の研究費の運用指針

<https://www.jst.go.jp/diversity/about/research/life-event.html>

出産・子育て・介護支援制度

<https://www.jst.go.jp/diversity/about/research/child-care.html>

#### ○ さきがけスタートアップ支援制度

JSTでは採択時または研究期間中に、さきがけ研究者が自立的に研究を行えるよう、環境整備費の申請を受け付けております。詳細は採択後にお知らせいたします。

1.2.3 公正な研究活動を目指して

公正な研究活動を目指して

近年の相次ぐ研究不正行為や不誠実な研究活動は、科学と社会の信頼関係を揺るがし、科学技術の健全な発展を阻害するといった憂慮すべき事態を生み出しています。研究不正の防止のために、科学コミュニティの自律的な自浄作用が機能することが求められています。研究者一人ひとりには自らを厳しく律し、崇高な倫理観のもとに新たな知の創造や社会に有用な発明に取り組み、社会の期待にこたえていく必要があります。

JSTは、研究資金の配分機関として、研究不正を深刻に重く受け止め、関連機関とも協力して、社会の信頼回復のために不正防止対策について全力で取り組みます。

1. JSTは研究活動の公正性が、科学技術立国を目指すわが国にとって極めて重要であると考えます。
2. JSTは誠実で責任ある研究活動を支援します。
3. JSTは研究不正に厳正に対処します。
4. JSTは関係機関と連携し、不正防止に向けて研究倫理教育の推進や研究資配分制度の改革などに取り組みます。

私たちは、夢と希望に満ちた明るい未来社会を実現するために、社会の信頼のもとで健全な科学文化を育まねばなりません。引き続き、研究コミュニティや関連機関のご理解とご協力をお願いします。

国立研究開発法人科学技術振興機構

理事長

## 第 2 章 CREST

### 2.1 CREST について

#### 2.1.1 CREST の概要

「CREST」の概要・特徴は以下の通りです。

- a. CREST は、我が国が直面する重要な課題の克服に向けて、独創的で国際的に高い水準の目的基礎研究を推進し、社会・経済の変革をもたらす科学技術イノベーションに大きく寄与する、新たな科学知識に基づく創造的で卓越した革新的技術のシーズ（新技術シーズ）を創出することを目的とするネットワーク型研究（チーム型）です。研究領域の責任者である研究総括が定めた研究領域運営方針の下、研究総括が選んだ、我が国のトップ研究者が率いる複数のベストチームが、チームに参加する若手研究者を育成しながら、戦略目標の達成に向けて研究を推進します。
- b. 研究総括が、産・学・官の各機関に所在する研究代表者を総括し、研究領域を「ネットワーク型研究所」として運営します。研究総括は、その研究所長の役割を果たす責任者として、領域アドバイザー等の協力を得ながら以下の手段を通じて研究領域を運営します。
  - ・研究領域の運営方針の策定
  - ・研究課題の選考
  - ・研究計画（研究費、研究チーム編成を含む）の調整・承認
  - ・各研究代表者が研究の進捗状況を発表・議論する「領域会議」の開催、研究実施場所の訪問やその他の機会を通じた、研究代表者との意見交換、研究への助言・指導
  - ・研究課題の評価
  - ・その他、必要な手段
- c. 研究代表者は、自らが立案した研究構想の実現に向けて、複数の研究者からなる一つの最適な研究チームを編成することができます。研究代表者は、自らが率いる研究チーム（研究課題）全体に責任を持ちつつ、研究領域全体の目的に貢献するよう研究を推進します。

#### 2.1.2 CREST の研究体制

研究代表者は、複数の研究者からなる一つの最適な研究チームを編成することができます。

- a. 研究代表者は、自身の研究室メンバー等による「研究代表者グループ」のみによって構成された研究チームの編成も可能であり、また、研究構想を実現する上で必要な場合に限り、その他の研究室あるいは研究機関に所属する研究者等からなるグループ「共同研究グループ」を含めた研究チームの編成も可能です。
- b. 研究チームを構成する研究者のうち「共同研究グループ」を代表する方を「主たる共同研究者」といいます。

## 第 2 章 CREST

- c. 研究推進の必要性に応じて、研究員、研究補助員等を研究費の範囲内で雇用し、研究チームに参加させることが可能です。

※ 研究体制にかかる要件については、「2.2.6 応募要件」をご参照ください。

### 2.1.3 CREST 研究提案から採択までの流れ

#### (1) 課題の募集・選考

JST は、国が定める戦略目標のもとに定められた研究領域ごとに、研究提案を募集します。選考は、研究領域ごとに、研究総括が領域アドバイザー等の協力を得て行います。

※ 詳しくは、「2.2 課題の募集・選考」、「5.1 課題の募集・選考に関する共通事項」をご参照ください。

#### (2) 研究計画の作成

採択後、研究代表者は研究期間全体を通じた全体研究計画書を作成します。また、年度ごとに年次研究計画書を作成します。研究計画には、研究費や研究チーム構成が含まれます。

※ 詳しくは、「5.2.1 研究計画の作成」をご参照ください。

#### (3) 契約

採択後、JST は研究代表者及び主たる共同研究者の所属する研究機関との間で、原則として委託研究契約を締結します。

※ 詳しくは、「5.2.2 研究契約」をご参照ください。

## 2.2 課題の募集・選考

### 2.2.1 募集対象となる研究提案

- (1) 「序章 (1) 研究提案を募集する研究領域」に記載の 10 研究領域に対する研究提案を募集します。

(2) 各研究領域の概要については、「第 6 章 各研究領域の募集方針」の各研究領域の「研究領域の概要」、及び「募集・選考・研究領域運営にあたっての研究総括の方針」をよく確認し、研究領域にふさわしい研究提案を行ってください。

- (3) 「第 5 章 CREST・さきがけ・ACT-X 共通事項」に、重要な共通事項の記載があります。必ずご確認ください。

### 2.2.2 募集期間

2022 年 4 月 12 日(火)～6 月 7 日(火) 午前 12 時(正午) <厳守>

## 第 2 章 CREST

その他、選考等の日程については、「序章 (2) 募集・選考スケジュールについて」をご参照ください。

### 2.2.3 研究期間

研究期間は、2022 年 10 月から 2028 年 3 月までの 5 年半以内(第 6 年次の年度末まで実施可能)です。

※ 実際の研究期間は、研究課題の研究計画の精査・承認により決定します。詳しくは、「5.2 採択後の研究推進に関する共通事項」をご参照ください。

### 2.2.4 研究費(上限額)

1 課題(1 研究チーム)あたりの予算規模は、原則として 150~500 百万円(通期;通常 5 年半以内)です(研究領域ごとに予算範囲を設定している場合がありますので「第 6 章 各研究領域の募集方針

」もご参照ください)。また、JST は委託研究契約に基づき、研究費(直接経費)に間接経費(直接経費の 30%が上限)を加え、委託研究費として研究機関に支払います。

※ 提案された研究費は、選考を通じて査定を受けます。また、実際の研究費は、研究課題の研究計画の精査・承認により決定します。詳しくは、第 5 章「5.2 採択後の研究推進に関する共通事項」をご参照ください。

### 2.2.5 採択予定課題数

各研究領域における採択予定件数は、3~8 件程度です(研究領域の趣旨や研究提案の状況、予算により変動します)。

### 2.2.6 応募要件

応募要件は以下の通りです。

応募要件に関して、以下のことを予めご承知おきください。

※ 採択までに応募要件を満たさないことが判明した場合、原則として、研究提案書の不受理、ないし不採択とします。

※ 応募要件は、採択された場合、当該研究課題の全研究期間中、維持される必要があります。研究期間の途中で要件が満たされなくなった場合、原則として当該研究課題の全体ないし一部を中止(早期終了)します。

また、応募に際しては、下記(1)~(3)に加え、「第 8 章 応募に際しての注意事項」ならびに「第 9 章 戦略的創造研究推進事業内における重複応募の制限について」に記載されている内容をご理解の上、ご応募ください。

(1) 応募者の要件

- a. 研究代表者となる研究提案者自らが、国内の研究機関に所属して当該研究機関において研究を実施する体制を取ること(研究提案者の国籍は問いません)。

※ 以下の方も研究提案者として応募できます。

- ・国内の研究機関に所属する外国籍研究者。
- ・現在、特定の研究機関に所属していない、もしくは海外の研究機関に所属している研究者で、研究代表者として採択された場合、日本国内の研究機関に所属して研究を実施する体制を取ることが可能な研究者(国籍は問いません)。

※ 民間企業等の大学等以外の研究機関に所属されている方も対象となります。

- b. 全研究期間を通じ、研究チームの責任者として研究課題全体の責務を負うことができる研究者であること。

※ 詳しくは、「5.2.6 採択された研究代表者及び主たる共同研究者、個人研究者の責務等」をご参照ください。

- c. 所属研究機関において研究倫理教育に関するプログラムを予め修了していること。または、JST が提供する教育プログラムを応募締切までに修了していること。

※ 詳しくは、「8.31 研究倫理教育に関するプログラムの受講・修了について」をご参照ください。

- d. 応募にあたって、以下の4点を誓約できること。

- ・「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン(平成26年8月26日文科省大臣決定)」の内容を理解し、遵守すること。
- ・「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン(実施基準)(令和3年2月1日改正)」の内容を理解し、遵守すること。
- ・研究提案が採択された場合、研究参加者(研究代表者、主たる共同研究者、研究に従事する研究員、技術員、研究補助員、学生等)は、研究活動の不正行為(捏造、改ざん及び盗用)並びに研究費の不正使用を行わないこと。
- ・本研究提案書に記載している過去の研究成果において、研究活動の不正行為は行われていないこと。

※ e-Rad の応募情報入力画面で、確認をしていただきます。

(2) 研究体制の要件

以下の要件を満たす必要があります。「5.1.3 選考の観点」の(1)d.項もご参照ください。

- a. 研究チームは、研究代表者となる研究提案者の研究構想を実現する上で最適な体制であること。

- b. 研究チームに共同研究グループを配置する場合、共同研究グループは研究構想実現のために必要不可欠であって、研究目的の達成に向けて大きく貢献できること。

※CREST の提案にあたっては、海外研究グループとの連携を歓迎します。ただし、海外研究機関に所属するグループについては原則 JST からの研究費の提供はありませんので、独自に研究費を確保することが要件となります。

例外的に、研究構想実現のために海外研究機関が共同研究グループとして参加する(海外の研究機関に所属する研究者が主たる共同研究者として参加する)ことが必要不可欠であると認められた場合は、当該研究グループに JST から研究費を提供します。海外の研究機関を含む研究チーム構成を希望される場合(研究総括の承認を必要とする)には、研究提案書(CREST - 様式 4-2)に、海外の研究機関に所属する共同研究者が必要であることの理由を記載してください。また、JST からの研究費提供を想定している提案においても、契約締結に至らなかった場合の当該グループとの連携案もあわせて研究提案書(CREST - 様式 4-2)に記載してください。

加えて、海外研究機関は、原則として JST が提示する内容で研究契約を締結しなければなりません。なお、研究内容の特性等を勘案し、合理的な理由であると認められる事項については、契約条文を調整できる場合もありますが、調整期間は JST が交渉を開始してから原則 3 ヶ月までとさせていただきます。また、研究者ご本人が海外研究機関の契約担当者への説明等を行う必要が発生する場合があることも予めご了承ください。

海外研究機関との契約においては、産業技術力強化法第 17 条(日本版バイ・ドール条項)が適用されない等、国内研究機関との契約内容とは異なります。海外研究機関の契約担当部局責任者の連絡先を(CREST - 様式 11)に記載の上、研究機関(契約担当部局責任者)として契約書の各条項について事前了承していることを示す所定の様式(海外研究機関向け/契約締結に関する事前確認様式)を、面接選考会までに提出してください。

海外研究機関向け/契約締結に関する事前確認様式

[https://www.jst.go.jp/kisoken/boshuu/teian/koubo/2022\\_prior\\_confirmation\\_en.docx](https://www.jst.go.jp/kisoken/boshuu/teian/koubo/2022_prior_confirmation_en.docx)

「5.2.7 研究機関の責務等」もご参照ください。海外研究グループを含む研究チーム全体の知的財産権等の成果の把握が可能であることもあわせて必要となります。なお、調整期間内に研究契約が締結できず連携案の実施も困難である場合には、研究不実施とします。

※ 海外機関用の研究契約書雛型等については、以下の URL より応募される研究領域のページにアクセスいただき、「応募方法」の項目内の「参考資料」をご参照ください。

<https://www.jst.go.jp/kisoken/boshuu/teian/top/ryoiki.html>

(3) 研究機関の要件

研究機関は、研究を実施する上で、委託研究費の原資が公的資金であることを十分認識し、関係する法令等を遵守するとともに、研究を効率的に実施するよう努めなければなりません。

「5.2.7 研究機関の責務等」に掲げられた責務が果たせない研究機関における研究実施は認められませんので、応募に際しては、研究の実施を予定している研究機関の事前承諾を確実に得てください。

## 第 3 章 さきがけ

### 3.1 さきがけについて

#### 3.1.1 さきがけの概要

「さきがけ」の概要・特徴は以下の通りです。

- a. さきがけは、我が国が直面する重要な課題の克服に向けて、独創的・挑戦的かつ国際的に高水準の発展が見込まれる先駆的な目的基礎研究を推進し、社会・経済の変革をもたらす科学技術イノベーションの源泉となる、新たな科学知識に基づく創造的な革新的技術のシーズ（新技術シーズ）を世界に先駆けて創出することを目的とするネットワーク型研究（個人型）です。研究領域の責任者である研究総括が定めた研究領域運営方針の下、研究総括が選んだ若手研究者が、研究領域内及び研究領域間で異分野の研究者ネットワークを形成しながら、戦略目標の達成を目指し、若手ならではのチャレンジングな個人型研究を推進します。

- b. 研究総括が、個人研究者を総括し、研究領域を「ネットワーク型研究所」として運営します。

研究総括は、その研究所長の役割を果たす責任者として、領域アドバイザー等の協力を得ながら以下の手段を通じて研究領域を運営します。

- ・研究領域の運営方針の策定
  - ・研究課題の選考
  - ・研究計画（研究費計画を含む）の調整・承認
  - ・各個人研究者が研究の進捗状況を発表・議論する「領域会議」の開催、研究実施場所の訪問やその他の意見交換等の機会を通じた、個人研究者への助言・指導
  - ・研究課題の評価
  - ・その他、研究活動の様々な支援等、必要な手段
- c. 個人研究者は、自らが立案した研究構想の実現に向けて、自己の研究課題の実施に責任を持ちつつ、研究領域全体の目的に貢献するよう研究を推進します。

#### 3.1.2 さきがけの研究体制

- a. 個人研究者が個人（1人）で研究を進めます（ただし、必要な場合には、研究費の範囲内で研究補助員を配置することは可能です）。
- b. JST は、研究環境の整備、研究の広報やアウトリーチ、特許出願支援等の研究推進活動を行います。
- c. 所属機関を持つ個人研究者は、原則として自身の所属する機関にて研究を実施していただきます。

## 第 3 章 さきがけ

- d. 所属機関を持たない個人研究者であっても、自身が研究を実施するための受入先研究機関を探し、責任を持って研究環境を整備し研究を完遂できると認められる場合には、JST が個人研究者を「さきがけ専任研究者」として雇用し、個人研究者が受入先研究機関（研究実施場所）において研究を実施することも可能です（**国内研究機関のみが対象です**）。ただし、さきがけ専任研究者の雇用にあたっては、JST がその必要性を厳格に審査します。審査にあたっては、JST に雇用された研究者として研究を実施すること、ならびに研究の実施にあたって JST と出向契約を締結することについて、受入先研究機関の事前承諾を得ていることが必須です。

また、応募時点で、CREST・ERATO の研究員（研究代表者以外）として研究チームに参加している方も、さきがけ専任研究者としてさきがけ研究を行いながら、これまで続けていた CREST・ERATO 研究を兼務して継続することも可能です（ただし、兼務の必要性について JST が審査を行います）。

JST が雇用するさきがけ専任研究者としての参加ならびに兼務にあたっての要件は、「3.2.7 参加形態」を必ずご確認ください。

### 3.1.3 さきがけ研究提案から採択までの流れ

#### (1) 課題の募集・選考

JST は、国が定める戦略目標のもとに定められた研究領域ごとに、研究提案を募集します。選考は、研究領域ごとに、研究総括が領域アドバイザー等の協力を得て行います。

※ 詳しくは、「3.2 課題の募集・選考」、「5.1 課題の募集・選考に関する共通事項」をご参照ください。

#### (2) 研究計画の作成

採択後、個人研究者は研究期間全体を通じた通期研究計画書を作成します。また、年度ごとに年次研究計画書を作成します。研究計画には、研究費や研究体制が含まれます。

※ 詳しくは、「5.2.1 研究計画の作成」をご参照ください。

#### (3) 契約

研究課題の推進にあたり、JST は個人研究者が研究を実施する研究実施機関との間で、原則として委託研究契約を締結します。

※ 詳しくは、「5.2.2 研究契約」をご参照ください。

## 第 3 章 さきがけ

### 3.2 課題の募集・選考

#### 3.2.1 募集対象となる研究提案

- (1) 「序章 (1) 研究提案を募集する研究領域」に記載の 15 研究領域に対する研究提案を募集します。
- (2) 各研究領域の概要については、「第 6 章 各研究領域の募集方針」の各研究領域の「研究領域の概要」、及び「募集・選考・研究領域運営にあたっての研究総括の方針」をよく確認し、研究領域にふさわしい研究提案を行ってください。
- (3) 「第 5 章 CREST・さきがけ・ACT-X 共通事項」に、重要な共通事項の記載があります。必ずご確認ください。

#### 3.2.2 募集期間

**2022 年 4 月 12 日(火)～5 月 31 日(火) 午前 12 時(正午) <厳守>**

その他、選考等の日程については、「序章 (2) 募集・選考スケジュールについて」をご参照ください。

#### 3.2.3 研究期間

研究期間は、2022 年 10 月から 2026 年 3 月までの 3 年半以内(第 4 年次の年度末まで実施可能)です。

※ 実際の研究期間は、研究課題の研究計画の精査・承認により決定します。詳しくは、「5.2 採択後の研究推進に関する共通事項」をご参照ください。

#### 3.2.4 研究費(上限額)

1 課題あたり予算規模は、原則として 3～4 千万円(通期; 研究期間 3 年半以内)です(研究領域ごとに予算範囲を設定している場合がありますので「第 6 章 各研究領域の募集方針」もご参照ください)。また、JST は委託研究契約に基づき、研究費(直接経費)に間接経費(直接経費の 30%が上限)を加え、委託研究費として研究機関に支払います。

※ 提案された研究費は、選考を通じて査定を受けます。また、実際の研究費は、研究課題の研究計画の精査・承認により決定します。詳しくは、「5.2 採択後の研究推進に関する共通事項」をご参照ください。

#### 3.2.5 採択予定課題数

各研究領域における採択予定件数は、10 件程度です(研究領域の趣旨や研究提案の状況、予算により変動します)。

### 3.2.6 応募要件

応募の要件は以下の通りです。

応募要件に関して、以下のことを予めご承知おきください。

※ 採択までに応募要件を満たさないことが判明した場合、原則として、研究提案書の不受理、ないし不採択とします。

※ 応募要件は、採択された場合、当該研究課題の全研究期間中、維持される必要があります。研究期間の途上で要件が満たされなくなった場合、原則として当該研究課題の全体ないし一部を中止(早期終了)します。

また、応募に際しては、下記に加え、「第 8 章 応募に際しての注意事項」ならびに「第 9 章 戦略的創造研究推進事業内における重複応募の制限について」に記載されている内容をご理解の上、ご応募ください。

#### (1) 応募者の要件

- a. 応募者は、個人研究者となる方ご本人であること。
- b. 自らが研究構想の発案者であるとともに、その構想を実現するために自立して研究を推進する研究者。

※ 企業等に所属する研究室であっても、さきがけ研究の趣旨に沿った個人型研究を十分に遂行できる研究者は対象となります。

- c. 日本国籍を持つ研究者もしくは日本国内で研究を実施する外国人研究者。

##### ・日本国籍を持つ研究者：

海外の研究機関での研究実施を提案される場合は、原則として、当該研究機関と JST との間で研究契約を締結し、別に JST が経費執行指針を指定する場合には当該指針に基づき適切な経費執行が可能であることが要件となります。詳しくは、次項(3)ならびに巻末の Q&A をご参照ください。

##### ・日本国内で研究を実施する外国人研究者：

採択時に日本国内の研究機関において研究を行っており、かつ、さきがけ研究終了まで日本国内の研究機関において研究を実施することが可能であることが要件となります。また、日本語による事務処理の対応が可能であること(あるいは対応が可能な環境にあること)も要件となります。

※海外の研究機関で研究を実施する日本人研究者、及び、日本国内の研究機関で研究を実施する外国人研究者は特に以下についてご注意ください。

- ・査証(ビザ)の取得、在留期間更新、在留資格変更等の手続きについては、各自にて行っていただきます。研究者が在留資格に関する要件を満たせない場合、研究提案の不採択、研究課題の中止等の措置を行います。

### 第 3 章 さきがけ

- ・ さきがけ個人研究者の身分等によって、さきがけ研究が、外国為替及び外国貿易法に基づき輸出規制対象になる場合は、研究提案の不採択、研究課題の中止等の措置を行います。

d. 全研究期間を通じ、自身のさきがけ研究課題を責任をもって遂行することができる研究者であること。

※ 詳しくは、「5.2.6 採択された研究代表者及び主たる共同研究者、個人研究者の責務等」をご参照ください。

e. 所属研究機関において研究倫理教育に関するプログラムを予め修了していること。または、JST が提供する教育プログラムを応募締切までに修了していること。

※ 詳しくは、「8.31 研究倫理教育に関するプログラムの受講・修了について」をご参照ください。

f. 応募にあたって、以下の 4 点を誓約できること。

- ・ 「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン（平成 26 年 8 月 26 日文科省大臣決定）」の内容を理解し、遵守すること。
- ・ 「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）（令和 3 年 2 月 1 日改正）」の内容を理解し、遵守すること。
- ・ 研究提案が採択された場合、個人研究者は、研究活動の不正行為（捏造、改ざん及び盗用）並びに研究費の不正使用を行わないこと。
- ・ 本研究提案書に記載している過去の研究成果において、研究活動の不正行為は行われていないこと。

※ e-Rad の応募情報入力画面で、確認をしていただきます。

#### (2) さきがけ研究を実施する研究機関の要件

a. さきがけ研究を実施する研究機関（採択された個人研究者の所属機関及び JST 専任研究者の研究実施機関）は、研究を実施する上で、委託研究費の原資が公的資金であることを十分認識し、関係する法令等を遵守するとともに、研究を効率的に実施するよう努めなければなりません。「5.2.7 研究機関の責務等」に掲げられた責務が果たせない研究機関における研究実施は認められませんので、応募に際しては、研究の実施を予定している研究機関の事前承諾を確実に得てください（JST に雇用され、さきがけ専任研究者として研究を実施する場合は、JST と研究機関との間で出向契約を締結します。このことについても研究機関に事前承諾を得てください。事前承諾を得る際には、別添「さきがけ専任研究者の在籍出向について」を使い、記入済みのものを応募時に e-Rad を通じて提出してください。

「3.2.7 参加形態」を参照してください）。

### 第 3 章 さきがけ

#### (3) 海外の研究機関での研究実施に関する要件

- a. 所属機関を持つ（または、所属機関を持つ予定である）個人研究者であること  
安全衛生管理等の観点から、**海外の研究機関等でさきがけ専任研究者として研究を実施することはできません。**
- b. 海外の研究機関での研究実施を希望する理由(さきがけ-様式 7)  
海外の研究機関等で研究実施を希望される場合、海外での研究実施を希望する理由（下記ア、イの観点を含める）を研究提案書の様式 7 に記載してください。
  - ア. 研究者の研究構想を実現する上での必要性
  - イ. 当該海外の研究機関の必要性
- c. JST が指定する研究契約書様式等

研究機関は、原則として JST が提示する内容で研究契約を締結しなければなりません。なお、研究内容の特性等を勘案し、合理的な理由であると認められる事項については、契約条項を調整できる場合もありますが、調整期間は JST が交渉を開始してから原則 3 ヶ月までとさせていただきます。また、研究者ご本人が海外研究機関の契約担当者への説明等を行う必要が発生する場合があることも予めご了承ください。

海外研究機関(契約担当部局責任者)として契約書の各条項について事前了承していることを示す所定の様式(海外研究機関向け/契約締結に関する事前確認様式)を、面接選考会までに提出してください。なお、契約締結に関する事前確認様式にて研究契約締結が困難であると判断される場合には、不採択となることがあります。また、採択後、調整期間内に研究契約が締結困難であると判断される場合には、研究不実施とします。

海外研究機関向け/契約締結に関する事前確認様式

[https://www.jst.go.jp/kisoken/boshuu/teian/koubo/2022\\_prior\\_confirmation\\_en.docx](https://www.jst.go.jp/kisoken/boshuu/teian/koubo/2022_prior_confirmation_en.docx)

※ 海外機関用の研究契約書雛形等については、以下の URL より応募される研究領域のページにアクセスいただき、「応募方法」の項目内の「参考資料」をご参照ください。

<https://www.jst.go.jp/kisoken/boshuu/teian/top/ryoiki.html>

その他の海外の研究機関との研究契約締結について、「5.2.7 研究機関の責務等」もご参照ください。

#### 3.2.7 参加形態

以下 a、b のいずれかの形態でさきがけ研究に参加していただきます。

### 第 3 章 さきがけ

a. 採択時に研究機関（研究開始時点で所属が変更となる場合は変更先の研究機関・企業等）に所属している研究者は、所属先である委託予定先機関でさきがけ研究を実施します。所属機関以外で研究を実施することも可能ですが、実際に研究を実施する機関が研究費の執行を行う場合には、JST は実際の研究実施機関と研究契約を締結します（ただし、個人研究者が自ら研究を実施する場所を準備し、研究を実施する機関から承諾を得られていることが前提です）。

※2022 年 4 月以降、今年度以前の採択者を含む全員について、JST から兼任研究者として委嘱し毎月一定額の報酬の支給する形態は廃止されました。

b. 採択時に研究機関、企業等に所属されていない、あるいは所属機関の都合により退職せざるを得ない方を JST が「**さきがけ専任研究者**」として雇用します。研究実施にあたっては、JST 雇用開始日と同日付で、JST と受入先の研究機関・企業等（受入先研究機関）との間で出向契約を締結し、専任研究者は受入先研究機関に在籍出向のうえ研究を実施していただきます。また JST は、出向契約に加え「5.2.2 研究契約」に定める研究契約を受入先研究機関と締結します。

なお、安全衛生管理等の観点から、**専任研究者の受入先研究機関は国内研究機関のみ、海外研究機関は対象外です。**

専任研究者は一定の条件の下で、さきがけから人件費を支出しつつ、さきがけ研究に従事するエフォートの一部を自発的な研究活動や研究・マネジメント能力向上に資する活動に充当することが可能です。詳しくは以下をご参照ください。

○「プロジェクトの実施のために雇用される若手研究者の自発的な研究活動等について（連絡）」（令和 2 年 4 月 10 日）

<https://www.jst.go.jp/osirase/2020/pdf/20200414.pdf>

○「競争的研究費においてプロジェクトの実施のために雇用される若手研究者の自発的な研究活動等に関する実施方針」に関する戦略的創造研究推進事業（CREST、さきがけ、ACCEL、ACT-X）の対応について（令和 2 年 4 月 14 日）

[https://www.jst.go.jp/kisoken/crest/manual/senjukanwa\\_houshin.pdf](https://www.jst.go.jp/kisoken/crest/manual/senjukanwa_houshin.pdf)

専任研究者となるためには、**JST 雇用の必然性に関する審査（注）**を経て、JST との雇用契約がなされる必要があります。なお、これらの審査は面接選考会での JST によるヒアリングの結果に基づき JST 戦略研究推進部が実施するものであり、応募者が出席する必要はありません。

専任研究者の給与は、JST の規定により支給します。

#### **（注）JST 雇用の必然性に関する審査**

以下（1）～（6）に定める「専任研究者の遵守事項」に基づいて行いますので、専任での参加を希望する方は、特に（2）について、研究を実施する機関に確認のうえ了承を得てください。面接選考会において JST より提案者に確認を行います。なお、さきがけ以外の他業務への従

事を予定している方は、面接選考会までの JST の指定する期限内に「他業務への従事希望書（応募者用）」をご提出いただきます。

[https://www.jst.go.jp/kisoken/boshuu/teian/koubo/2022supplementarydocument\\_presto\\_tagyomu.xlsx](https://www.jst.go.jp/kisoken/boshuu/teian/koubo/2022supplementarydocument_presto_tagyomu.xlsx)

#### 【専任研究者の遵守事項】

- (1) 「さきがけを実施するためには、他研究プロジェクトへの専従義務のある現職を退職する必要があります、かつ就職先が決まっていない」等、JST 雇用の必然性が認められること。
- (2) 研究開始にあたり、JST と、専ら従事するさきがけ（個人型研究）を実施する研究機関との間で委託研究契約ならびに出向契約が締結できること。また、出向時において研究実施機関と雇用関係のある役職（研究費を執行可能な役職）を得ることができること。
- (3) 個人型研究に専従するという雇用契約の趣旨に鑑み、専任研究者は、専ら従事する個人型研究への従事割合として、エフォートを80%以上確保すること（残り20%以下のエフォートで個人型研究以外の「他業務」を実施する場合の詳細条件については（4）を参照のこと）。
- (4) 雇用契約に定める個人型研究の業務の他、専任研究者が他業務として科学研究費補助金等による他業務を実施しようとする場合、以下3つの条件を全て満たすものであること。
  - ①専任研究者本人が希望する自発的な研究活動等であること
  - ②個人型研究の推進に資する研究活動等であり、出向先およびJSTが認めること（具体的には、出向先への必要な届出を行い承認を得たうえで、JSTへ他業務許可申請を行い承認を得ること）
  - ③個人型研究の推進に支障がない範囲（他業務への従事は最大週1日程度、全従事業務における個人型研究へのエフォートは80%以上確保）で実施できること
- (5) JST による雇用は時限的なものであり積極的に研究機関への就職を試みること。
- (6) 専任研究者が個人研究（さきがけ）を行うための旅費は、さきがけ研究費から支出すること。一方、他業務（CREST・ERATOプロジェクトの研究参加を含む）への従事に伴い発生する旅費は、各他業務の研究費等から支出すること。

#### 3.2.8 さきがけスタートアップ支援

さきがけ研究者の独立を促すことにより、さきがけ研究者の能力をより一層伸ばしていただくことを目的に、採択時または研究期間中にさきがけ研究者が自立的に研究を行うために必要な環境整備費を対象とした、研究費の追加支援を実施しています。海外の研究機関に所属する研究者が、国内研究機関でさきがけ研究を実施するにあたり、研究環境の整備が必要な場合にも、申請が可能です。申請方法や支援の条件等の詳細については採択後にお知らせいたします。

## 第 4 章 ACT-X

### 4.1 ACT-X について

#### 4.1.1 ACT-X の概要

ACT-X の概要・特徴は以下の通りです。

- a. ACT-X は、我が国が直面する重要な課題の克服に向けて、優れた若手研究者を発掘し、育成することを目的とするネットワーク型研究（個人型）です。研究総括が定めた研究領域運営方針の下、独創的・挑戦的なアイデアをもつ研究者を見出し、科学技術イノベーションにつながる新しい価値の創造を目指した研究を行うことを支援し、研究総括及び領域アドバイザーの助言・指導のもと、若手研究者が独自のアイデアからなる研究を進め、研究領域内外の異分野の研究者と相互触発することで、研究者ネットワークを形成しながら研究者としての個を確立することを目指します。

- b. 今年度の募集では、以下の個人研究者を対象とします。

2022 年 4 月 1 日時点で博士の学位取得後 8 年未満

\*博士の学位未取得の場合は、2022 年 4 月 1 日時点で学士の学位取得後 13 年未満。

\*学位を取得後に取得した産前・産後の休暇・育児休業の期間を除くと上記該当年数未満となる者を含む。

上記に関わらず、学生は大学院生に限り応募が可能です。大学院生や企業の若手研究者からの積極的な応募も期待しています。

- c. 個人研究者は、自らが立案した研究構想の実現に向けて、自己の研究課題の実施に責任を持ちつつ、研究領域全体の目的に貢献するよう研究を推進します。なお、学生など在籍機関（研究実施機関）の規定により委託研究費の執行権限を有さず委託研究契約の当事者となれない方が応募する場合には、指導教員等も委託研究契約における責任を負っていただきます。詳しくは「4.2.6 応募要件(1) 応募者の要件」をご参照ください。

ただし、学生以外で在籍機関（研究実施機関）の規定により委託研究費の執行権限を有しない方が応募するにあたっては、執行権限を有し委託研究契約の当事者となれるよう、まず指導教員等および在籍機関（研究実施機関）と調整してください。

- d. 研究総括が、個人研究者を総括するとともに、個人研究者それぞれに対してメンターの役割も担う担当の領域アドバイザーを配置し、研究領域を「ネットワーク型研究所」として運営します。研究総括は、その研究所長の役割を果たす責任者として、領域アドバイザー等の協力を得ながら以下の手段を通じて研究領域を運営します。

- ・研究領域の運営方針の策定
- ・研究課題の選考

## 第 4 章 ACT-X

- ・ 研究計画(研究費計画を含む)の調整・承認
- ・ 各個人研究者が研究の進捗状況を発表・議論する「領域会議」の開催、研究実施場所の訪問やその他の意見交換等の機会を通じた、個人研究者への助言・指導
- ・ 研究課題の評価
- ・ その他、研究活動の様々な支援等、必要な手段

### 4.1.2 ACT-X の研究体制

- 個人研究者が個人(1人)で研究を進めます(ただし、必要な場合には、研究費の範囲内で研究補助員を配置することは可能です)。
- JST は、研究環境の整備、研究の広報やアウトリーチ、特許出願支援等の研究推進活動を行います。
- 個人研究者は、自身の所属する機関にて研究を実施していただきます。所属機関以外で研究を実施することも可能ですが、実際に研究を実施する機関が研究費の執行を行う場合には、JST は実際の研究実施機関と研究契約を締結します(ただし、個人研究者が自ら研究を実施する場所を準備し、研究を実施する機関から承諾を得られていることが前提です)。
- 大学院の修士課程あるいは博士課程に在学する学生なども研究を実施することも可能ですが、必ず、「4.2.6 応募要件」で詳細をご確認ください。

### 4.1.3 ACT-X 研究提案から採択までの流れ

#### (1) 課題の募集・選考

JST は、国が定める戦略目標のもとに定められた研究領域ごとに、研究提案を募集します。選考は、研究領域ごとに、研究総括が領域アドバイザー等の協力を得て行います。

※ 詳しくは、「4.2 課題の募集・選考」、「5.1 課題の募集・選考に関する共通事項」をご参照ください。

#### (2) 研究計画の作成

採択後、個人研究者は研究期間全体を通じた通期研究計画書を作成します。また、年度ごとに年次研究計画書を作成します。研究計画には、研究費や研究体制が含まれます。

※ 詳しくは、「5.2.1 研究計画の作成」をご参照ください。

#### (3) 契約

研究課題の推進にあたり、JST は個人研究者が研究を実施する研究実施機関との間で、委託研究契約を締結します。

## 第 4 章 ACT-X

※ 詳しくは、「5.2.2 研究契約」をご参照ください。

### 4.2 課題の募集・選考

#### 4.2.1 募集対象となる研究提案

- (1) 「序章 (1) 研究提案を募集する研究領域」に記載の 4 研究領域に対する研究提案を募集します。
- (2) 各研究領域の概要については「第 6 章 各研究領域の募集方針」の各研究領域の「研究領域の概要」、及び「募集・選考・研究領域運営にあたっての研究総括の方針」をよく確認し、研究領域にふさわしい研究提案を行ってください。
- (3) 「第 5 章 CREST・さきがけ・ACT-X 共通事項」に、重要な共通事項の記載があります。必ずご確認ください。

#### 4.2.2 募集期間

**2022 年 4 月 12 日(火)～5 月 31 日(火) 12 時(正午) <厳守>**

その他、選考等の日程については、「序章 (2) 募集・選考スケジュールについて」をご参照ください。

#### 4.2.3 研究期間

研究期間は、原則として 2022 年 10 月から 2025 年 3 月までの 2 年 6 ヶ月以内(第 3 年次の年度末まで実施可能)です。

この 2 年 6 ヶ月が ACT-X の標準的な研究期間となりますが、採択者が希望する場合は、その後に加速フェーズと呼ばれる追加支援を 1 年間受けられる可能性があります。加速フェーズの支援を受けられる課題数の目安は研究領域ごとに設定していますので、「第 6 章 各研究領域の募集方針」もご参照ください。なお、研究を引き続き支援することでより一層大きな成果になることが期待される研究課題が優先されます。採択者は研究開始 2 年後を目処に実施する進捗評価までにこの加速フェーズを希望するかを判断してください。

※ 実際の研究期間は、研究課題の研究計画の精査・承認により決定します。詳しくは、「5.2 採択後の研究推進に関する共通事項」をご参照ください。

※ ACT-X 研究実施中にさきがけ、PRIME\*<sup>1</sup> に応募し、採択された場合にはさきがけ、PRIME を実施いただくことは可能ですが、さきがけ、PRIME に採択された年度末をもって ACT-X 研究は終了

---

\*<sup>1</sup> 日本医療研究開発機構 (AMED) が実施する戦略的創造研究推進事業の革新的先端研究開発支援事業です。PRIME (ソロタイプ) は研究開発代表者が個人で研究を推進するプログラムです。

## 第 4 章 ACT-X

となります（早期卒業）。ACT-X 研究実施中にさきがけ、PRIME に応募する際は、その旨を総括、JST に通知してください。

※ACT-X への応募と同時にさきがけ、PRIME に応募することはできません。

その他詳細は、「第 9 章 戦略的創造研究推進事業内における重複応募の制限について」をご確認ください。

### 4.2.4 研究費（上限額）

1 課題あたりの予算規模は、2 年 6 ヶ月以内の研究期間に対して、原則として数百万円（直接経費）程度とします。予算（加速フェーズの支援を受けられる場合の予算を含む）の詳細は研究領域ごとに設定していますので、「第 6 章 各研究領域の募集方針」もご参照ください。

なお、JST は委託研究契約に基づき、研究費（直接経費）に加え、原則として直接経費の 30% を上限とする間接経費を委託研究費として研究機関に支払います。

※ 提案された研究費は、選考を通じて査定を受けます。また、実際の研究費は、研究課題の研究計画の精査・承認により決定します。詳しくは、「5.2 採択後の研究推進に関する共通事項」をご参照ください。

### 4.2.5 採択予定課題数

各研究領域における採択予定件数は、最大で 30 件程度とします。

※ 採択件数は、予算等の諸事情により変動する場合があります。

### 4.2.6 応募要件

応募の要件は以下の通りです。

応募要件に関して、以下のことを予めご承知おきください。

※ 採択までに応募要件を満たさないことが判明した場合、原則として、研究提案書の不受理、ないし不採択とします。

※ 応募要件は、採択された場合、当該研究課題の全研究期間中、維持される必要があります。研究期間の途上で要件が満たされなくなった場合、原則として当該研究課題の全体ないし一部を中止（早期終了）します。

また、応募に際しては、下記に加え、「第 8 章 応募に際しての注意事項」ならびに「第 9 章 戦略的創造研究推進事業内における重複応募の制限について」に記載されている内容をご理解の上、ご応募ください。

#### (1) 応募者の要件

## 第 4 章 ACT-X

a. 応募者は、個人研究者となる方ご本人であること。

b. 応募者は、以下を満たすこと。

2022 年 4 月 1 日時点で博士の学位取得後 8 年未満の方であること。

※博士の学位未取得の場合は、2022 年 4 月 1 日時点で学士の学位取得後 13 年未満であること。

※学位を取得後に取得した産前・産後の休暇・育児休業の期間を除くと上記該当年数未満となる者であること。

上記に関わらず、学生の方は大学院生に限り応募が可能です。なお、「第 9 章 戦略的創造研究推進事業内における重複応募の制限について」もあわせてご確認ください。

c. 自らが研究構想の発案者として研究提案書を執筆するとともに、その構想を実現するために自立して研究を推進すること。なお企業等に所属する研究者であって、ACT-X 研究の趣旨に沿った個人型研究を十分に遂行できる研究者も対象となります。

d. 修士課程もしくは博士課程在学中の学生が応募する際は、学生及び指導教員等双方が、以下の項目について確認したことを示す確認書を e-Rad を通じて提出していただきます。確認書においては、指導教員等は、以下の事項等に関して責任を負っていただきます。

- 学生と在籍機関と JST との間で、募集要項に示す委託研究契約の締結が可能であること。
- 研究提案者である学生が、委託研究契約において委託研究を中心的に行う「研究実施担当者」として委託研究を実施すること。
- 指導教員等が委託研究契約において委託研究を総括する「研究実施責任者」として、委託研究契約における責任を負うこと。
- 学生と在籍機関が、研究成果として生じる知的財産権の取り決めを行うことについて在籍機関が合意すること。

※確認書の様式は、以下の URL より応募される研究領域のページにアクセスいただき、「応募方法」の項目よりダウンロード可能です。研究提案者本人・指導教員等が双方確認し、必要事項を記入したものを e-Rad よりアップロードしてください。

<https://www.jst.go.jp/kisoken/boshuu/teian/top/ryoiki.html>

※JST 以外の機関の制度を既にご利用、あるいはこれから申請される場合は、JST 以外の機関の制度における ACT-X との重複の適否について、それぞれの機関にお尋ねください。

e. 学生以外で在籍機関（研究実施機関）の規定により委託研究費の執行権限を有しない方が応募するにあたっては、執行権限を有し、委託研究契約の当事者となれるよう、まず在籍

機関（研究実施場所機関）における指導教員等および在籍機関（研究実施機関）と調整してください。その結果として、やはり執行権限を有することができない場合は、当人及び指導教員等双方が、以下の項目について確認したことを示す確認書を e-Rad を通じて提出していただきます。確認書においては、指導教員等は、以下の事項等に関して責任を負っていただきます。

- 当人の在籍機関（研究実施機関）と JST との間で、募集要項に示す委託研究契約の締結が可能であること。
- 研究提案者である当人が、委託研究契約において委託研究を中心的に行う「研究実施担当者」として委託研究を実施すること。
- 指導教員等が委託研究契約において委託研究を総括する「研究実施責任者」として、委託研究契約における責任を負うこと。
- 当人と在籍機関が、研究成果として生じる知的財産権の取り決めを行うことについて在籍機関が合意すること

※確認書の様式は、以下の URL より応募される研究領域のページにアクセスいただき、「応募方法」の項目よりダウンロード可能です。研究提案者当人・指導教員等が双方確認し、必要事項記入したものを e-Rad よりアップロードしてください。

<https://www.jst.go.jp/kisoken/boshuu/teian/top/ryoiki.html>

※JST 以外の機関の制度を既にご利用、あるいはこれから申請される場合は、JST 以外の機関の制度における ACT-X との重複の適否について、それぞれの機関にお尋ねください。

※学生以外の方は、在籍機関（研究実施機関）において執行権限を有しない場合でも、採択後、委託研究契約の締結にあたっては在籍機関（研究実施機関）における役職が必要です。役職が付与されない場合には委託研究契約が締結できず ACT-X 研究が実施できないことがあります。

- f. 個人研究者が採択時に日本国内の研究機関において研究を行っており、かつ、ACT-X 研究終了まで日本国内の研究機関において研究を実施することが可能であること。

※大学院生の方で、2年6ヶ月の ACT-X 研究期間中に卒業を迎える場合、卒業後も ACT-X 研究継続できるよう上記要件を満たすべく、最大限努める意思があれば応募可能です。

※個人研究者の国籍は問いませんが、日本語による事務処理の対応が可能であること（あるいは対応が可能な環境にあること）も要件となります。

※ACT-X では制度の趣旨を踏まえて採択後の領域会議等を原則として日本語で実施しますので、一定程度の日本語コミュニケーション能力が必要です。

※日本国内の研究機関で研究を実施する外国人研究者は特に以下についてご注意ください。

## 第 4 章 ACT-X

- ・査証(ビザ)の取得、在留期間更新、在留資格変更等の手続きについては、各自にて行っていただきます。研究者が在留資格に関する要件を満たせない場合、研究提案の不採択、研究課題の中止等の措置を行います。
  - ・個人研究者の身分等によって、ACT-X 研究が、外国為替及び外国貿易法に基づき輸出規制対象になる場合は、研究提案の不採択、研究課題の中止等の措置を行います。
- g. 全研究期間を通じ、自身の ACT-X 研究課題を責任をもって遂行することができる研究者であること。
- ※ 詳しくは、「5.2.6 採択された研究代表者及び主たる共同研究者、個人研究者の責務等」をご参照ください。
- h. 所属研究機関において研究倫理教育に関するプログラムを予め修了していること。または、JST が提供する教育プログラムを応募締切までに修了していること。
- ※ 詳しくは、「8.31 研究倫理教育に関するプログラムの受講・修了について」をご参照ください。
- i. 応募にあたって、以下の 4 点を誓約できること。
- ・「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン（平成 26 年 8 月 26 日文部科学大臣決定）」の内容を理解し、遵守すること。
  - ・「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）（令和 3 年 2 月 1 日改正）」の内容を理解し、遵守すること。
  - ・研究提案が採択された場合、個人研究者は、研究活動の不正行為(捏造、改ざん及び盗用)並びに研究費の不正使用を行わないこと。
  - ・本研究提案書に記載している過去の研究成果において、研究活動の不正行為は行われていないこと。
- ※ e-Rad の応募情報入力画面で、確認をしていただきます。

### (2) 研究機関の要件

ACT-X 研究を実施する研究機関(採択された個人研究者の所属機関/在籍機関(研究実施機関))は、研究を実施する上で、委託研究費の原資が公的資金であることを十分認識し、関係する法令等を遵守するとともに、研究を効率的に実施するよう努めなければなりません。「5.2.7 研究機関の責務等」に掲げられた責務が果たせない研究機関における研究実施は認められませんので、応募に際しては、研究の実施を予定している研究機関の事前承諾を確実に得てください。

#### 4.2.7 ACT-X 学生（博士／修士課程）研究者へのリサーチ・アシスタント（RA）等経費追加支援

ACT-X において学生（博士／修士課程）が研究提案を行う場合に限り、提案者自身である学生の ACT-X 研究への従事時間に応じた RA 等経費を、研究提案で申請する研究費とは別途 JST が経費追加支援することができます。「4.2.6 応募要件」に記載の確認書の提出にあたって、採択となった場合に本追加支援を申請するか否か、指導教員と以下を確認し相談の上、確認書において選択してください。

本追加支援を受けるためには、在籍機関に従事時間に応じた RA 等経費支出について適用可能な規定が整備されていることに加え、指導教員がその執行に責任を持って以下に同意した申請書（様式など詳細は採否決定後採択となった場合にご案内します）を採否決定後に提出することが必要です。

- ・年度途中に当該学生の立場が変わる場合には速やかに JST に連絡すること。
- ・委託研究契約事務処理説明書および当該学生の在籍機関の規定に基づき証拠書類を整備・保管し、追加支援期間終了後 60 日以内に別途定める報告書により報告すること。
- ・残額が追加支援分の 10%以下の場合は課題本体予算へ流用可能であるが、越える場合は残額全額返還となることを承知すること。残額が追加支援分の 10%以下であっても、課題本体予算へ流用せず残額が発生した場合返還いただきます。
- ・追加支援申請の内容について当該学生に共有し、併せて所属機関の契約・経理担当者に確認を受けること。

当該追加支援申請をもって追加支援可能か否か JST が判断します（認められないこともあります）。追加支援申請が認められた場合は、別途相当する間接経費をあわせて委託研究費に加えて当該学生の在籍機関（研究実施機関、すなわち指導教員の所属機関）にお支払いします（学業があるため最大でも、1000 時間／年度程度の従事時間、仮に在籍機関の規定上の時間単価が 2 千円であれば 2 百万円／年度程度および相当する消費税相当額・間接経費、と想定しています）。

なお、以下 3 点ご注意ください。

※ACT-X への提案書における研究費に本追加支援額は計上しないでください（採否決定後採択となった場合に本追加支援についてあらためてご案内し、追加支援申請を受付、可否を判断します）。

※本追加支援は、ACT-X に学生が研究提案を行い採択された場合の当該学生自身の RA 等経費を追加支援するものです。提案者のもとで研究補助等を行う学生の RA 等経費を追加支援するものではありませんので、研究補助等を行う学生への RA 等経費や謝金が必要な場合には研究提案で申請する研究費内でご検討ください。

※ACT-X 研究者が学生である場合に限り、その方自身の RA 等経費を追加支援するものです。特任助教など ACT-X 研究者が学生以外である場合には、その方の人件費を本追加支

援で支援することはできません。ACT-X 研究者が学生以外である場合は、「5.2.3 研究費」をご参照ください。

(参考) 統合イノベーション戦略 2021 (令和 3 年 6 月 18 日閣議決定) p.13

「博士後期課程への進学率の減少 (18.7% : 1981 年→16.7% : 2000 年→9.4% : 2020 年)、若手研究者の不安定な雇用、研究者の研究時間の減少など、若手を始めとした研究者の置かれている環境の改善」

[https://www8.cao.go.jp/cstp/tougosenryaku/togo2021\\_honbun.pdf](https://www8.cao.go.jp/cstp/tougosenryaku/togo2021_honbun.pdf)

研究力強化・若手研究者支援総合パッケージ

(令和 2 年 1 月 23 日 総合科学技術・イノベーション会議) p.12

「獲得した多様な財源を最大限に活用した戦略的マネジメントによる、優秀な博士後期課程学生や研究者の育成・確保」

<https://www8.cao.go.jp/cstp/package/wakate/wakatepackage.pdf>

## 第 5 章 CREST・さきがけ・ACT-X 共通事項

### 5.1 課題の募集・選考に関する共通事項

#### 5.1.1 研究提案者と研究総括の利害関係について

研究提案者が研究総括と下記 a.～c. のいずれかの関係に該当する場合は、選考対象から除外されます。該当の有無について判断が難しい項目が 1 つでもある場合には、事前に研究提案募集ウェブサイトから利害関係問い合わせ様式をダウンロードして必要事項を記載の上、ファイルを添付して送付先までお問い合わせください。

- ・利害関係問い合わせ様式（研究提案募集ウェブサイト）

[https://www.jst.go.jp/kisoken/boshuu/teian/koubo/JST\\_COI\\_inquiry\\_\(NAME\)\\_JP.docx](https://www.jst.go.jp/kisoken/boshuu/teian/koubo/JST_COI_inquiry_(NAME)_JP.docx)

- ・送付先： rp-info@jst.go.jp

※件名に以下を記載して、お問い合わせください。

【利害確認】【(CREST・さきがけ・ACT-X より 1 つ選択) 研究総括氏名】 問合せ者所属・氏名

- a. 研究提案者が研究総括と親族関係にある場合。
- b. 研究提案者が研究総括と大学、国立研究開発法人等の研究機関において同一の研究室等の最小単位組織に所属している場合。あるいは、同一の企業に所属している場合。
- c. 現在、研究提案者が研究総括と緊密な共同研究を行っている場合。または過去 3 年以内に緊密な共同研究を行った場合。（緊密な共同研究の有無は、例えば、共同プロジェクトの遂行、研究課題の中での研究分担者、あるいは共著研究論文の執筆等、それぞれの内容から判断します。不明な点があればお問い合わせください）

※ 副研究総括を設定している研究領域においては副研究総括と、研究領域統括を設定している研究領域においては研究領域統括と、それぞれ上記の関係にあるとされる場合にも同様の扱いとなります（研究総括補佐についてはこの限りではありません）。

※ 5 月 10 日までに問い合わせいただいた場合には募集締切までに該当の有無を回答します。それ以降の場合には回答が募集締切後となる場合があります。募集締切後に判明した場合は、研究提案書の受理が取り消されることもあります。

※ (CREST- 別紙) 提出前確認シート「研究総括と利害関係がないか」もご活用ください。

※ (さきがけ - 別紙) 提出前確認シート「研究総括と利害関係がないか」もご活用ください。

※ (ACT-X - 別紙) 提出前確認シート「研究総括と利害関係がないか」もご活用ください。

### 5.1.2 選考方法

スケジュールは「序章 (2) 募集・選考スケジュールについて」をご参照ください。

#### (1) 選考の流れ

研究領域ごとに、研究総括が領域アドバイザー等の協力を得て、書類選考及び面接選考により選考を行います。また、外部評価者の協力を得ることもあります。

書類選考にあたって、研究領域ごとに、応募件数等に応じて、第一段選考を行うことがあります。第一段選考では、主として応募研究領域の趣旨に合致しているか(研究領域の目的達成への貢献が見込めるか)、及びCREST、さきがけ、ACT-X制度の趣旨に合致しているかの観点で行い、それらを満たす研究提案についてのみ書類選考を行います。いずれの研究領域でこの第一段選考を行うかは、公表しません。

また、選考において、必要に応じて上記以外の調査等を行うことがあります。なお、CREST 研究代表者または主たる共同研究者、さきがけ・ACT-X 研究提案者が営利機関等に所属する場合は決算書の提出を求める場合があります。

2022 年度に発足する新規研究領域の領域アドバイザーの氏名は、決まり次第、研究提案募集ウェブサイトにてお知らせします。

<https://www.jst.go.jp/kisoken/boshuu/teian/top/ryoiki.html>

#### (2) 利益相反マネジメントの実施

公正で透明な評価及び研究資金配分を行う観点から、JST の規定に基づき、以下の利益相反マネジメントを実施します。

##### ① 選考に関わる者の利益相反マネジメント

公正で透明な評価を行う観点から、研究提案者等（CREST では研究代表者、さきがけ・ACT-X では研究提案者）に関して、下記に示す利害関係者は選考に加わりません。また、CREST では主たる共同研究者に関しても、下記に示す利害関係者が選考に加わらない場合があります。もし、選考に関わる者について懸念点等がある場合は、研究提案書の「特記事項（CREST：様式 11、さきがけ：様式 7、ACT-X：様式 7）」に具体的に記載してください。

- a. 研究提案者等と親族関係にある者。
- b. 研究提案者等と大学、国立研究開発法人等の研究機関において同一の学科、専攻等又は同一の企業に所属している者。ここでいう同一の学科・専攻等とは、最小の研究単位である研究室又は研究チーム等よりも一つ上のまとまりを指す。
- c. 研究提案者等と緊密な共同研究を行う者。（例えば、共同プロジェクトの遂行、共著研究論文の執筆、同一目的の研究メンバー、あるいは研究提案者等の研究課題の中での研究分担者など、研究提案者等と実質的に同じ研究グループに属していると考えられる者）
- d. 研究提案者等と密接な師弟関係あるいは直接的な雇用関係にある者。

- e. 研究提案者等の研究課題と直接的な競争関係にある者。
- f. その他 JST が利害関係者と判断した者。

## ② 研究代表者の利益相反マネジメント

研究代表者が「研究代表者に関係する機関」に所属する研究者を主たる共同研究者とする提案を行い、「研究代表者に関係する機関」に対して JST から研究資金が配分されることは、研究代表者の利益相反に該当します。研究代表者の利益相反については、一義的には研究代表者所属機関にマネジメント実施責任があると考えられますが、JST は公的資金を原資とした研究資金配分を担う機関であるため、その研究資金配分の決定にあたっては公正性及び透明性に配慮する必要があります。従って、研究代表者と「研究代表者に関係する機関」との間の利益相反について、当該関係の必要性、合理性、妥当性等を考慮して適切に判断し、第三者から疑義を招くこと等を避けるために利益相反マネジメントを実施します。

「研究代表者に関係する機関」とは、以下のいずれかに該当する機関をいいます。なお、a 及び b については研究代表者のみではなく、研究代表者の配偶者及び一親等内の親族（以下、「研究代表者等」と総称します。）についても同様に取り扱います。

- a. 研究代表者等の研究開発成果を基に設立した機関。

（直接的には経営に関与せず技術顧問等の肩書きを有するのみの場合、株式を保有しているのみの場合を含む。）

- b. 研究代表者等が役員（CTO を含み、技術顧問を含まない。）に就任している機関。
- c. 研究代表者が株式を保有している機関。
- d. 研究代表者が実施料収入を得ている機関。

「研究代表者に関係する機関」に所属する研究者を主たる共同研究者とする提案について、当該機関の必要性、合理性、妥当性等の観点からの評価を実施します。

そのため、「研究代表者に関係する機関」に所属する研究者を主たる共同研究者とする場合、研究提案書の「特記事項（CREST：様式 11）」にて「研究代表者に関係する機関」に所属する研究者が主たる共同研究者に含まれていることを申告してください。

なお、主たる共同研究者の利益相反マネジメントを実施するにあたり、別途資料を提出いただく場合があります。

## ③ JST の利益相反マネジメント

CREST・さきがけ・ACT-X において、JST が出資している企業（以下「出資先企業」といいます。）に対して研究資金を配分することは、JST の利益相反（組織としての利益相反）に該当し

ます。従って、JST と当該出資先企業との間の利益相反について、第三者から疑義を招くこと等を避けるために利益相反マネジメントを実施します。

JST の出資先企業に所属する研究者を提案者等とする提案について、当該出資先企業の必要性、合理性、妥当性等について評価します。

そのため、JST の出資先企業に所属する研究者を提案者等とする場合、研究提案書の「特記事項（CREST：様式 11、さきがけ：様式 7、ACT-X：様式 7）」にて当該出資先企業に所属する研究者が提案者等に含まれていることを申告してください。

なお、本マネジメントは JST の公正性及び透明性を担保するために実施するものであり、JST から出資を受けていることが CREST・さきがけ・ACT-X の採択において不利に働くことはありません。JST の利益相反マネジメントへのご協力をお願いします。

※JST の出資先企業については下記ウェブサイトを参照してください。なお、出資を終了した企業は利益相反マネジメントの対象ではないため、申告の必要はありません。

出資型新事業創出支援プログラム（SUCCESS） 出資実績

<https://www.jst.go.jp/entre/result.html#M01>

※申告の基準日は公募開始日とします。当該日時点で JST からの出資が公表されている企業について申告してください。出資内定済み等であるが未公表の企業については、JST 内部の機密保持のため、申告の必要はありません。

JST の出資公表については下記ウェブサイトを参照してください。

出資型新事業創出支援プログラム（SUCCESS） 新着情報一覧

<https://www.jst.go.jp/entre/news.html>

### (3) 面接選考の実施及び選考結果の通知

- a. 書類選考の結果、面接選考の対象となった研究提案者には、その旨を電子メールで通知するとともに、面接選考の要領、日程、追加で提出を求める資料等についてご案内します。面接選考に際し、他の研究資金での申請書、計画書等の提出を求める場合があります。研究代表者または主たる共同研究者が営利機関等に所属する場合は決算書の提出を求める場合があります。残念ながら書類選考において不採択となった方には、その旨の書面を書類選考会后、1 週間後を目安に発送いたします。

面接選考の日程は決まり次第、研究提案募集ウェブサイトにてお知らせします。

<https://www.jst.go.jp/kisoken/boshuu/teian/top/ryoiki.html>

- b. 面接選考では、研究提案者ご本人に研究構想の説明をしていただきます。なお、日本語での面接を原則としますが、日本語での実施が困難な場合、英語での面接も可能です。
- c. 書類選考、面接選考の各段階で不採択となった研究提案者には、その都度、選考結果を電子メールで通知します。また、別途不採択理由を送付します。
- d. 選考の結果、採択となった研究提案者には、その旨を電子メールで通知するとともに、研究開始の手続きについてご案内します。

※面接選考の結果、採択となる可能性が高い方には、8月30日(火)までに、委託研究契約締結の可否等の確認のため、JSTより研究提案者に連絡を差し上げます（電話もしくは電子メールにて連絡をいたします）。

※各種結果に関する書面の発行は原則行いません。e-Radに登録された電子メールアドレスに通知しますので、受信可能な状態に設定してください。

### 5.1.3 選考の観点

#### (1) 選考基準(事前評価基準)

CREST・さきがけ・ACT-X の各研究領域に共通の選考基準は、以下の通りです。(a.～d.または a.～e.の全ての項目を満たしていることが必要です。)

CREST	さきがけ	ACT-X
a. 戦略目標の達成に貢献するものであること。		
b. 研究領域の趣旨に合致している(補足 1.、補足 2. 参照)こと。		
c. 独創的であり国際的に高く評価される基礎研究であって、今後の科学技術イノベーションに大きく寄与する卓越した成果(補足 3. 参照)が期待できること。	c. 独創的・挑戦的かつ国際的に高水準の発展が見込まれる基礎研究であって、科学技術イノベーションの源泉となる先駆的な成果(補足 3. 参照)が期待できること。	c. 独創的・挑戦的なアイデアに基づく提案であり、国際的に高水準の発展が将来的に見込まれる基礎研究であって、科学技術イノベーションの創出につながる新しい価値の創造が期待できること。
d. 以下の条件をいずれも満たしていること。 <ul style="list-style-type: none"> <li>研究提案者は、研究遂行のための研究実績を有していること。</li> <li>研究構想の実現に必要な手掛かりが得られていること。</li> <li>研究提案書において、①研究構想の背景(研究の必要性・重要性)、②研究提案者の実績(事実)、及び③研究構想・計画の 3 者を区別しつつ、それぞれが明確に記述されていること。</li> <li>最適な研究実施体制であること。研究提案者がチーム全体を強力に統率して責任を負うとともに、主たる共同研究者を置く場合は研究</li> </ul>	d. 研究提案者は、提案研究の内容、研究姿勢や他の研究者との議論・相互触発の取り組みを通じて、当該さきがけ・ACT-X 研究領域全体の発展ならびに関係研究分野の継続的な発展への貢献が期待できる存在であること。	

<p>提案者の研究構想実現のために必要不可欠であって、研究目的の達成に向けて大きく貢献できる十分な連携体制が構築されること。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>研究提案者の研究構想を実現する上で必要十分な研究費計画であること。</li> <li>研究提案者及び主たる共同研究者が所属する研究機関は、当該研究分野に関する研究開発力等の技術基盤を有していること。</li> </ul>	<p>e. 以下の条件をいづれも満たしていること。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>研究提案の独創性は、研究提案者本人の着想によるものであること。</li> <li>研究構想の実現に必要な手掛かりが得られていること。</li> <li>個人型研究として適切な実施規模であること。</li> </ul>	<p>e. 以下の条件をいづれも満たしていること。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>研究提案の独創性は、研究提案者本人の着想によるものであること。</li> <li>個人型研究として適切な実施規模であること。</li> </ul>
--	---	--

<補 足>

1. 項目 b. の「研究領域の趣旨」については、「第 6 章 各研究領域の募集方針」の各研究領域の「研究領域の概要」及び「募集・選考・研究領域運営にあたっての研究総括の方針」をご参照ください。研究領域ごとの独自の選考の観点・方針や運営の方針等についても記載されています。

2. 研究課題の構成は、上記の方針等に沿って研究領域全体で最適化を図るため、研究領域として求める研究課題構成に合致するかも採択の観点の一つとなります。

3. 本事業で求める「成果」とは、「新技術」を指します。

「新技術」とは、国民経済上重要な、科学技術に関する研究開発の成果であって、「企業化開発」（商業生産で用いる企業的規模での実証試験）がまだ行われていない段階のものを言います。

※「新技術」・「企業化開発」は、国立研究開発法人科学技術振興機構法にて使われている用語です。

(2) 研究費の「不合理な重複」ないし「過度の集中」にあたるかどうか、選考の要素となります。詳しくは、「8.1 不合理な重複・過度の集中に対する措置」をご参照ください。

#### 5.1.4 AIP プロジェクト及び AIP ネットワークラボについて

##### (1) AIP プロジェクトについて

文部科学省において AIP プロジェクト(Advanced Integrated Intelligence Platform Project)が 2016 年度より推進されています。AIP プロジェクトは世界に先駆けた「超スマート社会」の構築に向け、多様な状況や要求に応じて膨大なデータを知的・統合的かつセキュアに収集・処理・制御するための基盤技術を確立し、実社会の様々な分野に適用可能な既存サービスのさらなる効率化や新サービスの創出等に資する技術の確立を目指すものです。本プロジェクトにより、生産性の大幅な向上による経済成長や、一人ひとりに優しい社会の実現に貢献します。

AIP プロジェクトの推進にあたっては、理化学研究所に革新的な人工知能の基盤技術の研究開発拠点として「革新知能統合研究センター」が設置されています。JST では、戦略的創造研究推進事業のうち、AIP プロジェクトに属する研究領域群を「AIP ネットワークラボ(※)」として領域間で連携し、新たなイノベーションを切り開く独創的な研究者、研究課題の推進を支援する公募プログラムを実施しています。

※AIP ネットワークラボ (<https://www.jst.go.jp/kisoken/aip/index.html>)

#### 5.1.5 特定課題調査 (CREST、さきがけ が対象)

- (1) 応募された研究提案のうち、少額で短期間に研究データの補完等を行うことができ、それにより次年度に応募された場合に評価を的確に行うことが期待される場合に、研究総括が採択課題とは別に、特定課題調査を研究提案者に依頼することがあります。
- (2) 特定課題調査の実施は、次年度に当該研究領域へ再応募することを条件とします。その際には、他の研究提案と同様に選考を行い、優先的な取り扱いはありません。
- (3) 特定課題調査に直接応募することはできません。
- (4) 特定課題調査対象課題については、実施者名などを採択課題同様に ホームページ等において公開します。また、「eAPRIN(旧 CITI)」の指定単元を受講・修了していただきます。(ただし、所属機関や JST の事業等において、既に eAPRIN(旧 CITI)の指定単元を修了している場合を除きます。)

#### 5.1.6 戦略的研究推進事業 CREST におけるフランス ANR との日仏共同提案募集

科学技術振興機構 (JST) は日仏の科学研究における協力促進を目的に、2017 年 12 月にフランスの ANR (国立研究機構) と協力枠組み合意を締結しました。この合意に基づき、CREST の枠組みの中で、日仏研究者による日仏共同研究プロジェクトの支援を行うこととしました。

2022 年度の CREST の研究提案募集では、2 研究領域において、通常の研究提案に加え、日仏共同研究グループによる共同研究提案を募集します。

詳しくは、研究提案募集ウェブサイトの「提案を募集する研究領域」から、日仏共同提案募集を行う各研究領域のページをご参照ください。

<https://www.jst.go.jp/kisoken/boshuu/teian/top/ryoiki.html>

## 5.2 採択後の研究推進に関する共通事項

### 5.2.1 研究計画の作成

- a. 採択後、CREST 研究代表者は研究課題の研究期間(標準的には 5 年半ですが、領域ごとに異なる場合があります)、さきがけ個人研究者は研究課題の研究期間(最長 3 年半)、ACT-X 個人研究者は研究課題の研究期間(最長 2 年半)の全体を通じた全体研究計画書を作成します。また、年度ごとに年次研究計画書を作成します。研究計画には、研究費や研究チーム構成が含まれます。なお、提案された研究費は、選考を通じて査定を受けます。また、実際の研究費は、研究課題の研究計画の策定時に研究総括の確認、承認を経て決定します。
  - b. 研究計画は、研究総括の確認、承認を経て決定します。研究総括は選考過程、研究代表者・個人研究者との意見交換、日常の研究進捗把握、課題評価の結果等をもとに、研究計画に対する助言や調整、必要に応じて指示を行います。
  - c. 研究総括は、研究領域全体の目的達成等のため、研究課題の研究計画の決定にあたって、研究課題間の融合・連携等の調整を行う場合があります。
- ※ 研究計画で定める研究体制及び研究費は、研究総括による研究領域のマネジメント、課題評価の状況、本事業全体の予算状況等に応じ、研究期間の途中で見直されることがあります。

### 5.2.2 研究契約

- a. 研究課題の採択後、原則として JST は研究代表者及び主たる共同研究者、個人研究者の所属する研究機関との間で委託研究契約※を締結します。
- b. 研究機関との委託研究契約が締結できない場合、公的研究費の管理・監査に必要な体制等が整備できない場合、また、財務状況が著しく不安定である場合には、当該研究機関では研究が実施できないことがあります。詳しくは、「5.2.7 研究機関の責務等」をご参照ください。
- c. 研究により生じた特許等の知的財産権は、委託研究契約に基づき、産業技術力強化法第 17 条(日本版バイ・ドール条項)に掲げられた事項を研究機関が遵守すること等を条件として、原則として研究機関に帰属します。ただし、海外の研究機関に対しては適用されません。

※ 最新の委託研究契約書の雛型については、以下のウェブサイトをご参照ください。

<https://www.jst.go.jp/contract/download/2022/2022kisokens201keiya.pdf>

**【重要】**

専任として個人研究者が JST に雇用される場合、JST と研究実施機関との間で、通常の委託研究契約の他に、出向契約を締結することとなります。

※さきがけの参加形態については、「3.2.7 参加形態」をご参照ください。

### 5.2.3 研究費

JST は委託研究契約に基づき、研究費(直接経費)に間接経費(原則、直接経費の 30%)を加え、委託研究費として研究機関に提供します。また、委託研究契約書や事務処理説明書、府省共通経費取扱区分表等により、一部の項目について、本事業特有のルール・ガイドラインを設けています。また、大学等(大学、公的研究機関、公益法人等で JST が認めるもの)と企業等(主として民間企業等の大学等以外の研究機関)では、取扱いが異なる場合があります。詳しくは、以下ウェブサイトにて最新の事務処理説明書等をご参照ください。

戦略的創造研究推進事業・研究契約に係る書類

【大学等】 <https://www.jst.go.jp/contract/kisoken/2022/kisokena.html>

【企業等】 <https://www.jst.go.jp/contract/kisoken/2022/kisokenc.html>

#### (1) 研究費(直接経費)

研究費(直接経費)とは、研究の実施に直接的に必要な経費であり、以下の使途に支出することができます。

- a. 物品費：新たに設備(※1)・備品・消耗品等を購入するための経費
- b. 旅 費：研究担当者(研究代表者・主たる共同研究者、個人研究者)及び研究計画書記載のその他の研究参加者(研究代表者・主たる共同研究者以外)等の旅費
- c. 人件費・謝金：研究参加者(但し、研究担当者(研究代表者・主たる共同研究者、個人研究者)を除く(※2))の人件費・謝金
- d. その他：研究成果発表費用(論文投稿料等)、機器リース費用、運搬費等(※2)

※1 新たな研究設備・機器の購入にあたっては、「研究組織のマネジメントと一体となった新たな研究設備・機器システムの導入について」(平成27年11月科学技術・学術審議会先端研究基盤部会)において運用すべきとされている「研究組織単位の研究設備・機器共用システム

(以下、「機器共用システム」といいます。)」等の活用を前提としていただきます。詳しくは、「8.12 研究設備・機器の共用促進について」をご参照ください。

(注) 研究費(直接経費)として支出できない経費の例

- ・研究目的に合致しないもの
- ・間接経費による支出が適当と考えられるもの
- ・委託研究費の精算等において使用が適正でないと JST が判断するもの (※)

※ JST では、委託研究契約書や事務処理説明書、府省共通経費取扱区分表等により、一部の項目について、本事業特有のルール・ガイドラインを設けています。また、大学等(大学、公的研究機関、公益法人等で JST が認めるもの)と企業等(主として民間企業等の大学等以外の研究機関)では、取扱いが異なる場合があります。詳しくは、上記 URL 掲載の事務処理説明書等をご参照ください。

※2 大学等においては、原則として JST 競争的研究費事業によるプロジェクトの研究代表者(以下、「PI」という。)となる者を対象として、一定の要件を満たした場合に限り PI の人件費及び研究以外の業務の代行に係る経費(バイアウト経費)を支出することができます。以下に必要な要件を定めていますのでご確認ください。

- 「直接経費から研究以外の業務の代行経費を支出可能とする見直し(バイアウト制の導入)及び、直接経費から研究代表者(PI)の人件費の支出について(連絡)」(令和2年9月17日)  
<https://www.jst.go.jp/osirase/2020/pdf/20200917.pdf>
- 「「直接経費から研究以外の業務の代行経費を支出可能とする見直し(バイアウト制の導入)」に関する戦略的創造研究推進事業(CREST、さきがけ、ACCEL、ACT-X)の対応について」(令和2年9月18日)  
[https://www.jst.go.jp/kisoken/crest/manual/buyout\\_houshin.pdf](https://www.jst.go.jp/kisoken/crest/manual/buyout_houshin.pdf)
- 「「直接経費から研究代表者(PI)の人件費の支出」に関する戦略的創造研究推進事業(CREST、さきがけ、ACCEL、ACT-X)の対応について」(令和2年12月1日)  
[https://www.jst.go.jp/kisoken/crest/manual/pi\\_houshin.pdf](https://www.jst.go.jp/kisoken/crest/manual/pi_houshin.pdf)

(注) 研究員等の雇用に際しては「若手の博士研究員のキャリアパス支援(CRESTのみ)」及び「博士課程(後期)学生の処遇の改善」にご留意ください。詳細は、「5.2.6 採択された研究代表者及び主たる共同研究者、個人研究者の責務等」、「8.13 博士課程学生の処遇の改善について」、「8.15 プロジェクトの実施のために雇用される若手研究者の自発的

な研究活動等について」及び「8.16 若手研究者の多様なキャリアパスの支援について (CREST が対象)」をご参照ください。

(注) さきがけ・ACT-X では、個人研究者の研究補助業務 (個人研究者の指示に基づく実験・データ取得・解析等) を担う者として、研究補助者 (研究機関が雇用する技術員・研究補助員または雇用関係のない学部学生・大学院生) を 5 名まで研究参加者に登録し、研究機関の規程に従って人件費・謝金を計上することが可能です。研究の一部を主体的に担う者 (研究員相当) の参加は認められません。

## (2) 間接経費

間接経費とは、研究の実施に伴う研究機関の管理等に必要な経費であり、原則として研究費 (直接経費) の 30% が措置されます。研究機関は、「競争的研究費の間接経費の執行に係る共通指針」(平成 13 年 4 月 20 日 競争的研究費に関する関係府省連絡会申し合わせ/令和 3 年 10 月 1 日改正) に則り、間接経費の使用にあたり、使用に関する方針等を作成の上、計画的かつ適正に執行するとともに、用途の透明性を確保する必要があります。

## (3) 複数年度契約と繰越制度について

JST では、研究成果の最大化に向けた研究費のより効果的・効率的な使用及び不正防止の観点から、委託研究費の繰越や年度を跨る調達契約等が可能となるよう委託研究契約を複数年度契約としています。(なお、繰越制度に関しては、大学等と企業等とで取扱いが異なる他、研究機関の事務管理体制等により複数年度契約及び繰越が認められない場合があります。) ただし、海外の研究機関との契約等、単年度契約となる場合は繰越制度は適用されません。

### 5.2.4 研究課題評価

- (1) CREST では、研究総括は、研究の進捗状況や研究成果を把握し、領域アドバイザー等の協力を得て、研究課題の中間評価及び事後評価を行います。研究期間が 5 年半の場合、中間評価は研究開始後 3 年程度を目安として、また事後評価は、研究の特性や発展段階に応じて、研究終了後できるだけ早い時期又は研究終了前の適切な時期に実施します。
- (2) さきがけでは、研究総括は、領域アドバイザー等の協力を得て、研究の特性や発展段階に応じて、研究終了後できるだけ早い時期又は研究終了前の適切な時期に研究課題の事後評価を実施します。
- (3) ACT-X では、研究総括は、領域アドバイザー等の協力を得て、研究の特性や発展段階に応じて、研究終了後できるだけ早い時期又は研究終了前の適切な時期に研究課題の事後評価を実施します。また、新たに 1 年間の加速フェーズを希望する採択者に対して、研究開始 2 年後を目処に進捗評価を行い、追加支援対象の研究課題を決定します。

- (4) 上記の他、研究総括が必要と判断した時期に課題評価を行う場合があります。
- (5) CREST では、中間評価等の課題評価の結果は、以後の研究計画の調整、資源配分(研究費の増額・減額や研究チーム構成の見直し等を含む)に反映します。評価結果によっては、研究課題の早期終了(中止)や研究課題間の調整等の措置を行います。
- (6) 研究終了後一定期間を経過した後、研究成果の発展状況や活用状況、参加研究者の活動状況等について追跡調査を行います。追跡調査結果等を基に、JST が選任する外部の専門家が追跡評価を行います。

### 5.2.5 研究領域評価

5.2.4 の課題評価とは別に、研究領域と研究総括を対象として研究領域評価が行われます。研究領域評価にも、中間評価と事後評価があります。戦略目標の達成へ向けての進捗状況、研究領域の運営状況等の観点から評価が実施されます。

### 5.2.6 採択された研究代表者及び主たる共同研究者、個人研究者の責務等

- (1) JST の研究費が国民の貴重な税金で賄われていることを十分に認識し、公正かつ効率的に執行する責務があります。
- (2) 提案した研究課題が採択された後、JST が実施する説明会等を通じて、次に掲げる事項を遵守することを確認していただき、あわせてこれらを確認したとする文書を JST に提出していただきます。
  - a. 募集要項等の要件及び所属機関の規則を遵守する。
  - b. 機構の研究費は国民の税金で賄われていることを理解の上、研究開発活動における不正行為(捏造、改ざん及び盗用)、研究費の不正な使用などを行わない。
  - c. 参画する研究員等に対して研究開発活動における不正行為及び研究費の不正な使用を未然に防止するために機構が指定する研究倫理教材(eAPRIN(旧名称 CITI))の受講について周知徹底する。詳しくは、「8.31 研究倫理教育に関するプログラムの受講・修了について」をご参照ください。

また、上記 c. 項の研究倫理教材の修了がなされない場合には、修了が確認されるまでの期間、研究費の執行を停止することがありますので、ご注意ください。
- (3) CREST 研究代表者、主たる共同研究者及びその他の研究参加者、さきがけ個人研究者及び研究補助員、または ACT-X 個人研究者、研究補助員、学生など在籍機関(研究実施機関)の規定により委託研究費の執行権限を有さず委託研究契約の当事者となれない方が個人研究者である場合の指導教員等(「4.2.6 応募要件」参照)は、研究上の不正行為(捏造、改ざん及

び盗用)を未然に防止するために JST が指定する研究倫理教材(eAPRIN (旧 CITI) )の受講・修了が必須となります。詳しくは、「8.31 研究倫理教育に関するプログラムの受講・修了について」をご参照ください。

(4) 研究の推進及び管理等

- a. CREST 研究代表者には、研究計画の立案とその実施に関することをはじめ、研究チーム全体に責任を負っていただきます。
- b. さきがけ・ACT-X 個人研究者には、研究の推進全般、研究成果等について責任を負っていただきます。また、研究の推進に必要な研究実施場所・研究環境を整える責任があります。なお、研究実施場所・研究環境が研究の推進において重大な支障があると認められる場合には研究課題の中止等の措置を行うことがあります。
- c. JST(研究総括を含む)に対する所要の研究計画書や研究報告書等の提出や、研究評価への対応をしていただきます。また、研究総括が随時求める研究進捗状況に関する報告(定期的な年次報告書などを含む)等にも対応していただきます。
- d. 研究開始後の研究総括との利害関係について  
研究総括は、提案者の選考のみならず、採択課題の研究推進ならびに評価における責任を負います。したがって、研究総括が研究推進ならびに評価を適切に行うためには、採択者は応募時と同様に研究総括との利害関係には抵触していないことが必要となります。よって、採択されたCREST研究代表者、さきがけ・ACT-X個人研究者には、応募時に引き続いて「5.1.1 研究提案者と研究総括の利害関係について」に定める利害関係の要件(例えば、研究総括と緊密な共同研究を実施していること)に抵触しないことが求められます。利害関係の要件に該当することが確認された場合は、JSTにて相応の理由が認められない限り、研究中止の措置を講じる場合があります。

- (5) CREST の研究代表者には、研究チーム全体の研究費の管理(支出計画とその進捗等)を研究機関とともに適切に行っていただきます。主たる共同研究者には、自身の研究グループの研究費の管理(支出計画とその進捗等)を研究機関とともに適切に行っていただきます。
- さきがけ・ACT-X の個人研究者には、研究費の執行管理・運営、事務手続き、研究補助員等の管理、出張等について責任を負っていただきます。なお、ACT-X で個人研究者が学生など  
在籍機関(研究実施機関)の規定により委託研究費の執行権限を有さず委託研究契約の当事者となれない方の場合には、指導教員等も JST との委託研究契約における「研究実施責任者」としての責任を負っていただきます(「4.2.6 応募要件」参照)。例えば、不正行為等を学生が行った場合、その責任は学生のみならず指導教員等も負うこととなります。

- (6) CREST では、自身のグループの研究参加者や、特に CREST の研究費で雇用する研究員等の研究環境や勤務環境・条件に配慮してください。
- (7) CREST では、研究費で雇用する若手の博士研究員を対象に、国内外の多様なキャリアパスの確保に向けた支援に積極的に取り組んでください。面接選考会において研究費で雇用する若手博士研究員に対する多様なキャリアパスを支援する活動計画<sup>\*2</sup>について確認します。また、中間評価や事後評価において、当該支援に関する取組状況や若手の博士研究員の任期終了後の進路を確認し、プラスの評価の対象とします。  
※詳細は、「8.16 若手研究者の多様なキャリアパスの支援について（CREST が対象）」をご参照ください。
- (8) さきがけ・ACT-X 個人研究者には、研究総括や領域アドバイザーとともに合宿形式の領域会議(原則として年 2 回)に参加し、研究成果の発表等を行っていただきます。領域会議において研究総括や領域アドバイザー等と議論・交流をするとともに、若手研究者同士がお互いに切磋琢磨し相互触発することを通じて、将来の連携につながる研究者のヒューマンネットワーク構築が促されることを重視しています。なお、ACT-X では、各個人研究者の主担当となるアドバイザーを研究総括が全体のバランスを考慮して決定し、この担当アドバイザーによるサイトビジット等により個々の研究内容・取組みに対する助言・指導を行います。
- (9) 研究成果の取り扱い
- 国費による研究であることから、知的財産権の取得に配慮しつつ、国内外での研究成果の発表を積極的に行ってください。
  - 研究実施に伴い得られた研究成果を論文等で発表する場合は、戦略的創造研究推進事業（CREST、さきがけ、ACT-X）の成果である旨の記述を行ってください。
  - JST が国内外で主催するワークショップやシンポジウムに研究チームの研究者とともに参加し、研究成果を発表していただきます。
  - 知的財産権の取得を積極的に行ってください。知的財産権は、原則として委託研究契約に基づき、所属機関から出願(または申請)していただきます。
- (10) 科学・技術に対する国民の理解と支持を得るため、「国民との科学・技術対話」に積極的に取り組んでください。特に CREST では、「国民との科学・技術対話」の取組みについては、中間評価、事後評価における評価項目の一部となります。

---

<sup>\*2</sup> 当該活動計画に基づく活動の一部は、研究エフォートの中を含めることができます。

※ 詳細は、「8.20 社会との対話・協働の推進について」をご参照ください。

- (11) JST と研究機関との間の研究契約及び JST の諸規定に従っていただきます。
- (12) JST は、研究課題名、研究参加者や研究費等の所要の情報を、府省共通研究開発管理システム(e-Rad)及び内閣府へ提供することになりますので、予めご了承ください。また、研究代表者等に各種情報提供をお願いすることがあります。（「8.28 研究提案書記載事項等の情報の取り扱いについて」）
- (13) 戦略的創造研究推進事業の事業評価、JST による経理の調査、国の会計検査等に対応していただきます。
- (14) 研究終了後一定期間を経過した後に行われる追跡評価に際して、各種情報提供やインタビュー等に対応していただきます。

### 5.2.7 研究機関の責務等

研究機関は、研究を実施する上で、委託研究費の原資が公的資金であることを十分認識し、関係する法令等を遵守するとともに、研究を効率的に実施するよう努めなければなりません。以下に掲げられた責務が果たせない研究機関における研究実施は認められませんので、応募に際しては、研究の実施を予定している全ての研究機関（以下、参画機関という。）から事前承諾を確実に得てください。

- (1) 研究実施機関が国内機関の場合
  - a. 研究機関は、原則として JST が提示する内容で研究契約を締結しなければなりません。また、研究契約書※、事務処理説明書、研究計画書に従って研究を適正に実施する義務があります。研究契約が締結できない場合、もしくは当該研究機関での研究が適正に実施されないと判断される場合には、当該研究機関における研究実施は認められません。

※ 最新の委託研究契約書の雛型については、以下のウェブサイトをご参照ください。

【大学等】 <https://www.jst.go.jp/contract/kisoken/2022/kisokena.html>

【企業等】 <https://www.jst.go.jp/contract/kisoken/2022/kisokenc.html>
  - b. 研究機関は、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン(実施基準)（平成 19 年 2 月 15 日文科科学大臣決定/令和 3 年 2 月 1 日改正）」に基づき、研究機関の責任において公的研究費の管理・監査の体制を整備した上で、委託研究費の適正な執行に努める必要があります。また、研究機関は公的研究費の管理・監査に係る体制整備等の実施状

況を定期的に文部科学省へ報告するとともに、体制整備等に関する各種調査に対応する義務があります。（「8.25 「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」について」

[https://www.mext.go.jp/a\\_menu/kansa/houkoku/1343904\\_21.htm](https://www.mext.go.jp/a_menu/kansa/houkoku/1343904_21.htm)

- c. 研究機関は、「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン(平成 26 年 8 月 26 日文部科学大臣決定)」に基づき、研究機関の責任において必要な規程や体制を整備した上で、不正行為の防止に努める必要があります。また、研究機関は当該ガイドラインを踏まえた体制整備等に関する各種調査に対応する義務があります。（「8.26 「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」について」）

[https://www.mext.go.jp/b\\_menu/houdou/26/08/1351568.htm](https://www.mext.go.jp/b_menu/houdou/26/08/1351568.htm)

- d. 研究機関は、研究参加者に対して、上記 b. c 記載のガイドラインの内容を十分認識させるとともに、JST が定める研究倫理に係る教材を履修させる義務があります。
- e. 研究機関は、研究費執行に当たって、柔軟性にも配慮しつつ、研究機関の規程に従って適切に支出・管理を行うとともに、JST が定める事務処理説明書等により本事業特有のルールを設けている事項については当該ルールに従う必要があります。（科学研究費補助金を受給している研究機関は、委託研究費の用途に関して事務処理説明書に記載のない事項について、研究機関における科学研究費補助金の取扱いに準拠することが可能です。）
- f. 研究機関は、研究の実施に伴い発生する知的財産権が研究機関に帰属する旨の契約を研究参加者と取り交わす、または、その旨を規定する職務規程を整備する必要があります。特に研究機関と雇用関係のない学生など研究機関の職務発明規定が適用されない方が研究参加者となる場合は、当該学生などが発明者となり得ないことが明らかな場合を除き、本研究の実施の過程で当該学生などが行った発明（考案等含む）に係る知的財産権が研究機関に帰属するよう、あらかじめ当該学生などと契約を締結する等の必要な措置を講じておく必要があります。なお、知的財産権の承継の対価に関する条件等について、発明者となる学生などに不利益が生じないよう配慮した対応を行うこととしてください。

また、当該知的財産権について、移転または専用実施権の設定等を行う場合は、原則として事前に JST の承諾を得る必要がある他、出願・申請、設定登録、実施、放棄を行う場合は、JST に対して所要の報告を行う義務があります。

研究成果に係る知的財産権について、JST との契約期間が終了した後も産業技術力強化法第 17 条に関連した JST への通知や申請といった報告義務は継続されます。研究機関にて適切な管理と報告体制の整備をお願いします。

- g. 研究機関は、JST による経理の調査や国の会計検査等に対応する義務があります。
- h. 研究機関は、事務管理体制や財務状況等に係る調査等により JST が指定する場合は、委託研究費の支払い方法の変更や研究費の縮減等の措置に従う必要があります。

また、JST の中長期目標期間終了時における事業評価により JST の解散や事業縮小が求められる場合や、国における予算措置の状況に変化が生じる場合には、委託研究契約の特約事項に従って、契約期間中の契約解除や委託研究費縮減の措置を行うことがあります。また、研究課題の中間評価等の結果を踏まえて、委託研究費の増減や契約期間の変更、研究中止等の措置を行う場合があるほか、研究の継続が適切でないと JST が判断する場合には、契約期間中であっても、契約解除等の措置を行うことがあります。研究機関は、これらの措置に従う必要があります。

- i. 研究機関が、国もしくは地方自治体の機関である場合、当該研究機関が委託研究契約を締結するに当たっては、研究機関の責任において委託研究契約開始までに必要となる予算措置等の手続きを確実に実施しなければなりません。（万が一、契約締結後に必要な手続きの不履行が判明した場合、委託研究契約の解除、委託研究費の返還等の措置を講じる場合があります。）
- j. 研究開発活動の不正行為を未然に防止する取組の一環として、JST は、新規採択の研究課題に参画しかつ研究機関に所属する研究者等に対して、研究倫理に関する教材の受講及び修了を義務付けています(受講等に必要な手続き等は JST で行います)。研究機関は対象者が確実に受講・修了するよう対応ください。

これに伴い JST は、当該研究者等が機構の督促にもかかわらず定める修了義務を果たさない場合は、委託研究費の全部又は一部の執行停止を研究機関に指示します。指示にしたがって研究費の執行を停止するほか、指示があるまで、研究費の執行を再開しないでください。

- k. 研究の適切な実施や研究成果の活用等に支障が生じないよう知的財産権の取扱いや秘密保持等に関して、JST との委託研究契約に反しない範囲で参画機関との間で共同研究契約を締結するなど、必要な措置を講じてください。
- l. 委託研究費の執行にあたっては、国費を財源とすることから、経済性・効率性・有効性・合規性・正確性に十分留意しつつ、その説明責任を果たせるよう適切な処理を行ってください。また、計画的な執行に努めることとし、研究期間終了時又は年度末における予算消化を目的とした調達等がないよう注意してください。

## (2) 研究実施機関が海外機関の場合

- a. 研究機関は、原則として JST が提示する内容で研究契約を締結しなければなりません（研究内容の特性等を勘案し、合理的な理由であると認められる事項については、契約条文を調整できる場合もあります）。間接経費は直接経費の 30%以内となります。また、研究契約書※、研究計画書に従って研究を適正に実施する義務があります。研究契約が締結でき

ない場合、もしくは当該研究機関での研究が適切に実施されないと判断される場合には、当該研究機関における研究実施は認められません。

※ 海外機関用の研究契約書雛型等については、以下の URL より応募される研究領域のページにアクセスいただき、「応募方法」の項目内の「参考資料」をご参照ください。

<https://www.jst.go.jp/kisoken/boshuu/teian/top/ryoiki.html>

- b. 研究機関は、研究契約及び JST が別に指針等を指定する場合は当該指針等に基づき、研究機関の責任において適切に研究費の支出・管理を行うとともに、研究費の支出内容を表す経費明細(国内機関の場合の収支簿に相当)を英文で作成して提出する義務があります。また、研究機関は、契約期間中であっても JST の求めに応じて執行状況等に係る各種調査に対応する必要があります。
- c. 研究の実施に伴い発生する知的財産権は、JST へ無償譲渡するか、JST と均等共有となります。均等共有とする場合、知的財産権の保護申請、維持等に必要な費用等も JST と均等に負担する義務があります(海外機関に対しては、産業技術力強化法第 17 条(日本版バイ・ドール条項)は適用されません)。これに伴い、知的財産権となり得る発明等がなされた場合は、速やかに(10 営業日以内)に JST へ報告する必要があります。

※経済産業省が公表している「外国ユーザーリスト<sup>\*3</sup>」に掲載されている機関など、安全保障貿易管理や国家安全保障の観点から、JST が研究契約を締結すべきでない判断する場合があります。

※ACT-X では海外機関で ACT-X 研究を実施することはできません。

---

<sup>\*3</sup> 経済産業省は、貨物や技術が大量破壊兵器等の開発等に用いられるおそれがある場合を示すため「外国ユーザーリスト」を公表しています。

<https://www.meti.go.jp/policy/ampo/law05.html#user-list>

## 第 6 章 各研究領域の募集方針

募集を行う研究領域は、「序章(1) 研究提案を募集する研究領域」をご参照ください。

また、応募される研究領域の「研究領域の概要」と「募集・選考・研究領域運営にあたっての研究総括の方針」については、研究提案募集ウェブサイトをご参照ください。

研究提案募集ウェブサイト

<https://www.jst.go.jp/kisoken/boshuu/teian/top/ryoiki.html>

## 第 7 章 戦略目標

募集を行う研究領域の戦略目標名は、「序章(1) 研究提案を募集する研究領域」をご参照ください。

また、応募される研究領域の戦略目標の詳細については、研究提案募集ウェブサイトをご参照ください。

研究提案募集ウェブサイト

<https://www.jst.go.jp/kisoken/boshuu/teian/top/ryoiki.html>

## 第 8 章 応募に際しての注意事項

### 8.1 不合理な重複・過度の集中に対する措置

#### ○ 不合理な重複に対する措置

同一の研究者による同一の研究課題（競争的研究費が配分される研究の名称及びその内容をいう。）に対して、複数の競争的研究費その他の研究費（国外も含め、補助金や助成金、共同研究費、受託研究費等、現在の全ての研究費であって個別の研究内容に対して配分されるもの（※））が不必要に重ねて配分される状態であって次のいずれかに該当する場合、本事業において、その程度に応じ、研究課題の不採択、採択取消し又は減額配分（以下「研究課題の不採択等」という。）を行います。

- ・ 実質的に同一（相当程度重なる場合を含む。以下同じ。）の研究課題について、複数の競争的研究費その他の研究費に対して同時に応募があり、重複して採択された場合
- ・ 既に採択され、配分済の競争的研究費その他の研究費と実質的に同一の研究課題について、重ねて応募があった場合
- ・ 複数の研究課題の間で、研究費の用途について重複がある場合
- ・ その他これに準ずる場合

なお、本事業への応募段階において、他の競争的研究費その他の研究費への応募を制限するものではありませんが、他の競争的研究費その他の研究費に採択された場合には巻末のお問い合わせ先(rp-info@jst.go.jp)まで速やかに報告してください。この報告に漏れがあった場合、本事業において、研究課題の不採択等を行う可能性があります。

※ 所属する機関内において配分されるような基盤的経費又は内部資金、商法で定める商行為及び直接又は間接金融による資金調達を除く。

#### ○ 「過度の集中」に対する措置

本事業に提案された研究内容と、他の競争的研究費その他の研究費を活用して実施している研究内容が異なる場合においても、同一の研究者又は研究グループ（以下「研究者等」といいます。）に当該年度に配分される研究費全体が、効果的・効率的に使用できる限度を超え、その研究期間内で使い切れないほどの状態であって、次のいずれかに該当する場合には、本事業において、その程度に応じ、研究課題の不採択等を行います。

- ・ 研究者等の能力や研究方法等に照らして、過大な研究費が配分されている場合
- ・ 当該研究課題に配分されるエフォート（研究者の全仕事時間（※）に対する当該研究の実施に必要とする時間の配分割合（%））に比べ、過大な研究費が配分されている場合
- ・ 不必要に高額な研究設備の購入等を行う場合

## 第 8 章 応募に際しての注意事項

### ・その他これらに準ずる場合

このため、本事業への応募書類の提出後に、他の競争的研究費その他の研究費に応募し採択された場合等、記載内容に変更が生じた場合は、巻末のお問い合わせ先(rp-info@jst.go.jp)まで速やかに報告してください。この報告に漏れがあった場合、本事業において、研究課題の不採択等を行う可能性があります。

※ 研究者の全仕事時間とは、研究活動の時間のみを指すのではなく、教育活動や管理業務等を含めた実質的な全仕事時間を指します。

### ○ 不合理な重複及び過度の集中の排除の方法

競争的研究費の不合理な重複及び過度の集中を排除し、研究活動に係る透明性を確保しつつ、エフォートを適切に確保できるかを確認するため、応募時に、以下の情報を提供していただきます。

#### (i) 現在の他府省含む他の競争的研究費その他の研究費の応募・受入状況、現在の全ての所属機関・役職に関する情報の提供

応募時に、研究代表者・主たる共同研究者について、現在の他府省を含む他の競争的研究費その他の研究費の応募・受入状況（制度名、研究課題、実施期間、予算額、エフォート等）（以下「研究費に関する情報」という。）や、現在の全ての所属機関・役職（兼業や、外国の人材登用プログラムへの参加、雇用契約のない名誉教授等を含む。）に関する情報（以下「所属機関・役職に関する情報」という。）を応募書類や府省共通研究開発管理システム（以下「e-Rad」という。）に記載いただきます。応募書類やe-Radに事実と異なる記載をした場合は、研究課題の不採択等を行うことがあります。

研究費に関する情報のうち秘密保持契約等が交わされている共同研究等に関する情報については、産学連携等の活動が委縮しないように、個別の事情に配慮して以下の通り扱います。

- ・応募された研究課題が研究費の不合理な重複や過度の集中にならず、研究課題の遂行に係るエフォートを適切に確保できるかどうかを確認するために必要な情報のみ（原則として共同研究等の相手機関名と受入れ研究費金額及びエフォートに係る情報のみ）の提出を求めます。
- ・ただし、既に締結済の秘密保持契約等の内容に基づき提出が困難な場合など、やむを得ない事情により提出が難しい場合は、相手機関名と受入れ研究費金額は記入せずに提出いただくことが可能です。なお、その場合においても、必要に応じて所属機関に照会を行うことがあります。
- ・所属機関に加えて、配分機関や関係府省間で情報が共有される場合もありますが、その際も守秘義務を負っている者のみで共有が行われます。

## 第 8 章 応募に際しての注意事項

なお、今後秘密保持契約等を締結する際は、競争的研究費の応募時に、必要な情報に限り提出することがあることを前提とした内容とすることを検討していただきますようお願いいたします。ただし、秘匿すべき情報の範囲とその正当な理由（企業戦略上著しく重要であり、秘匿性が特に高い情報であると考えられる場合等）について契約当事者双方が合意すれば、当該秘匿情報の提出を前提としない契約とすることも可能であることにご留意ください。

### (ii) その他、自身が関与する全ての研究活動に係る透明性確保のために必要な情報の提供

研究費に関する情報や、所属機関・役職に関する情報に加えて、寄附金等や資金以外の施設・設備等の支援（※）を含む、自身が関与する全ての研究活動に係る透明性確保のために必要な情報について、関係規程等に基づき所属機関に適切に報告している旨の誓約を求めます。誓約に反し適切な報告が行われていないことが判明した場合は、研究課題の不採択等とすることがあります。

応募の研究課題に使用しないが、別に従事する研究で使用している施設・設備等の受入状況に関する情報については、不合理な重複や過度な集中にならず、研究課題が十分に遂行できるかを確認する観点から、誓約に加えて、所属機関に対して、当該情報の把握・管理の状況について提出を求めることがあります。

※ 無償で研究施設・設備・機器等の物品の提供や役務提供を受ける場合を含む。

### ○ 不合理な重複・過度の集中排除のための、応募内容に関する情報の共有

不合理な重複・過度の集中を排除するために、必要な範囲内で、応募内容の一部に関する情報を、e-Rad などを通じて、他府省を含む他の競争的研究費制度の担当課間で共有します。

## 8.2 研究活動の国際化、オープン化に伴う新たなリスクに対する研究インテグリティの確保

我が国の科学技術・イノベーション創出の振興のためには、オープンサイエンスを大原則とし、多様なパートナーとの国際共同研究を今後とも強力に推進していく必要があります。同時に、近年、研究活動の国際化、オープン化に伴う新たなリスクにより、開放性、透明性といった研究環境の基盤となる価値が損なわれる懸念や研究者が意図せず利益相反・責務相反に陥る危険性が指摘されており、こうした中、我が国として国際的に信頼性のある研究環境を構築することが、研究環境の基盤となる価値を守りつつ、必要な国際協力及び国際交流を進めていくために不可欠となっています。

そのため、大学・研究機関等においては、「研究活動の国際化、オープン化に伴う新たなリスクに対する研究インテグリティの確保に係る対応方針について（令和 3 年 4 月 27 日 統合イノベーション戦略推進会議決定）」を踏まえ、利益相反・責務相反をはじめ関係の規程及び管理体制

## 第 8 章 応募に際しての注意事項

を整備し、研究者及び大学・研究機関等における研究の健全性・公正性（研究インテグリティ）を自律的に確保していただくことが重要です。

かかる観点から、競争的研究費の不合理な重複及び過度の集中を排除し、研究活動に係る透明性を確保しつつ、エフォートを適切に確保できるかを確認しておりますが、それに加え、所属機関としての規程の整備状況及び情報の把握・管理の状況について、必要に応じて所属機関に照会を行うことがあります。

### 8.3 他府省を含む他の競争的研究費の応募受入状況

- 科学研究費補助金等、国や独立行政法人（国立研究開発法人含む）が運用する競争的研究費や、その他の研究助成等を受けている場合（応募中のものを含む）には、研究提案書の様式に従ってその内容を記載していただきます（CREST - 様式 9、さきがけ - 様式 5、ACT-X - 様式 5）。

これらの研究提案内容やエフォート（研究充当率）等の情報に基づき、競争的研究費の不合理な重複及び過度の集中があった場合、研究提案の不採択、採択取り消し、又は減額配分とすることがあります。また、これらの情報に関して、事実と異なる記載をした場合も、研究提案の不採択、採択取り消し又は減額配分とすることがあります。

- 上記の、不合理な重複や過度の集中の排除の趣旨等から、国や独立行政法人（国立研究開発法人含む）が運用する、他の競争的研究費制度やその他の研究助成等を受けている場合、及び採択が決定している場合、同一課題名または内容で本事業に応募することはできません。

- 研究提案者が 2022 年度及び 2023 年度に他の制度・研究助成等で 1 億円以上の資金を受給する予定の場合は、不合理な重複や過度の集中の排除の趣旨に照らして、総合的に採否や予算額等を判断します。複数の制度・助成で合計 1 億円以上の資金を受給する予定の場合は、これに準じて選考の過程で個別に判断します。

なお、応募段階のものについてはこの限りではありませんが、その採択の結果によっては、本事業での研究提案が選考から除外され、採択の決定が取り消される場合があります。

### 8.4 不正使用及び不正受給への対応

実施課題に関する研究費の不正な使用及び不正な受給（以下「不正使用等」といいます。）については以下のとおり厳格に対応します。

- 研究費の不正使用等が認められた場合の措置
  - (i) 契約の解除等の措置

## 第 8 章 応募に際しての注意事項

不正使用等が認められた課題について、委託研究契約の解除・変更を行い、委託費の全部又は一部の返還を求めます。また、次年度以降の契約についても締結しないことがあります。

### (ii) 申請及び参加<sup>\*4</sup>資格の制限等の措置

本事業の研究費の不正使用等を行った研究者（共謀した研究者も含む。（以下、「不正使用等を行った研究者」といいます。））や、不正使用等に関与したとまでは認定されなかったものの善管注意義務に違反した研究者<sup>\*5</sup>に対し、不正の程度に応じて下記の表のとおり、本事業への申請及び参加資格の制限措置、もしくは厳重注意措置をとります。

また、他府省を含む他の競争的研究費の担当に当該不正使用等の概要（不正使用等をした研究者名、事業名、所属機関、研究課題、予算額、研究年度、不正等の内容、講じられた措置の内容等）を提供することにより、他府省を含む他の競争的研究費制度において、申請及び参加資格が制限される場合があります。

不正使用及び不正受給に係る 応募制限の対象者	不正使用の程度		応募制限期間※ 3
1. 不正使用を行った研究者及びそれに共謀した研究者 ※ 1	(1) 個人の利益を得るための私的流用		10 年
	(2) (1)以外	① 社会への影響が大きく、行為の悪質性も高いと判断されるもの	5 年
		② ①及び③以外のもの	2～4 年
		③ 社会への影響が小さく、行為の悪質性も低いと判断されるもの	1 年
2. 偽りその他不正な手段により競争的研究費を受給した研究者及びそれに共謀した研究者			5 年
3. 不正使用に直接関与していないが善管注意義務に違反して使用を行った研究者 ※ 2			善管注意義務を有する研究者の義務違反の程度に応じ、上限 2 年、下限 1 年

以下の場合、申請及び参加資格を制限せず、厳重注意を通知する。

※ 1 において、社会への影響が小さく、行為の悪質性も低いと判断され、かつ不正使用額が少額な場合

<sup>\*4</sup> 「申請及び参加」とは、新規課題の提案、応募、申請を行うこと、共同研究者等として新たに研究に参加すること、進行中の研究課題（継続課題）への研究代表者又は共同研究者等として参加することを指します。

<sup>\*5</sup> 「善管注意義務に違反した研究者」とは、不正使用等に関与したとまでは認定されなかったものの、善良な管理者の注意をもって事業を行うべき義務に違反した研究者のことを指します。

## 第 8 章 応募に際しての注意事項

※ 2 において、社会への影響が小さく、行為の悪質性も低いと判断された場合

※ 3 応募制限期間は原則、不正使用等が認定され、研究費が返還された年度の翌年度から起算します。なお、不正使用等が認定された当該年度についても、参加資格を制限します。

### (iii) 不正事案の公表について

本事業において、研究費の不正使用等を行った研究者や、善管注意義務に違反した研究者のうち、本事業への申請及び参加資格が制限された研究者については、当該不正事案等の概要（研究者氏名、事業名、所属機関、研究年度、不正の内容、講じられた措置の内容）について、JST において原則公表することとします。また、当該不正事案の概要（事業名、所属機関、研究年度、不正の内容、講じられた措置の内容）について、文部科学省においても原則公表されます。

また「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」においては、調査の結果、不正を認定した場合、研究機関は速やかに調査結果を公表することとされていますので、各機関においては同ガイドラインを踏まえて適切に対応してください。

※ 現在文部科学省において公表している不正事案の概要については、以下のウェブページを参照してください。

[https://www.mext.go.jp/a\\_menu/kansa/houkoku/1364929.htm](https://www.mext.go.jp/a_menu/kansa/houkoku/1364929.htm)

### 8.5 他の競争的研究費制度で申請及び参加資格の制限が行われた研究者に対する措置

他の競争的研究費制度<sup>\*6</sup>において、研究費の不正使用等により制限が行われた研究者については、他の競争的研究費制度において応募資格が制限されている期間中、本事業への申請及び参加資格を制限します。

「他の競争的研究費制度」について、2022年度以降に新たに公募を開始する制度も含まれます。なお、2021年度以前に終了した制度においても対象となります。

### 8.6 関係法令等に違反した場合の措置

本章の注意事項に違反した場合、その他何らかの不適切な行為が行われた場合には、採択の取り消し又は研究の中止、研究費等の全部または一部の返還、ならびに事実の公表の措置を取ることがあります。

関係法令・指針等に違反し、研究を実施した場合には、当該法令等に基づく処分・罰則の対象となるほか、研究費の配分の停止や、研究費の配分決定を取り消すことがあります。

---

<sup>\*6</sup> 現在、具体的に対象となる制度につきましては、以下のウェブページを参照してください。

<https://www8.cao.go.jp/cstp/compefund/>  
提案公募型研究資金制度については、近日公開予定

### 8.7 繰越について

事業の進捗に伴い、試験研究に際しての事前の調査又は研究方式の決定の困難、計画又は設計に関する諸条件、気象の関係、資材の入手難その他のやむを得ない事由により、年度内に支出を完了することが期し難い場合には、翌年度まで継続する複数年度契約の場合、最長翌年度末までの繰越を認める場合があります。

### 8.8 府省共通経費取扱区分表について

本事業では、競争的研究費において共通して使用することになっている府省共通経費取扱区分表に基づき、費目構成を設定していますので、経費の取扱については以下の府省共通経費取扱区分表を含む本事業の事務処理説明書を参照してください。

<https://www.jst.go.jp/contract/index2.html>

現在、「第6期科学技術・イノベーション基本計画」や「統合イノベーション戦略2021」、「研究力強化・若手研究者支援総合パッケージ」を受け、競争的研究費に関する制度改善が進められています。これを踏まえ、本事業において、直接経費からプロジェクトの研究代表者（以下、「PI」という。）の person fee、研究以外の業務の代行に係る経費（バイアウト経費）を支出することを可能としています。PI の person fee 及び研究以外の業務の代行に係る経費（バイアウト経費）を支出する場合には、以下に必要な要件や手続きの方法を定めていますので、確認してください。

- 「直接経費から研究以外の業務の代行経費を支出可能とする見直し（バイアウト制の導入）及び、直接経費から研究代表者（PI）の person fee の支出について（連絡）」（令和2年9月17日）

<https://www.jst.go.jp/osirase/2020/pdf/20200917.pdf>

- 「「直接経費から研究以外の業務の代行経費を支出可能とする見直し（バイアウト制の導入）」に関する戦略的創造研究推進事業（CREST、さきがけ、ACCEL、ACT-X）の対応について」（令和2年9月18日）

[https://www.jst.go.jp/kisoken/crest/manual/buyout\\_houshin.pdf](https://www.jst.go.jp/kisoken/crest/manual/buyout_houshin.pdf)

- 「「直接経費から研究代表者（PI）の person fee の支出」に関する戦略的創造研究推進事業（CREST、さきがけ、ACCEL、ACT-X）の対応について」（令和2年12月1日）

[https://www.jst.go.jp/kisoken/crest/manual/pi\\_houshin.pdf](https://www.jst.go.jp/kisoken/crest/manual/pi_houshin.pdf)

## 第 8 章 応募に際しての注意事項

### 8.9 費目間流用について

費目間流用については、JST の承認を経ずに流用可能な範囲を、直接経費総額の 50%以内または 500 万円以内としています。

なお、直接経費と間接経費との間の流用は認められませんので、ご注意ください。

### 8.10 年度末までの研究期間の確保について

JSTにおいては、研究者が年度末一杯まで研究を実施することができるよう、全ての競争的研究費において以下のとおり対応しています。

- (1) 研究機関及び研究者は、事業完了後、速やかに成果物として事業完了届を提出することとし、JSTにおいては、事業の完了と研究成果の検収等を行う。
- (2) 会計実績報告書の提出期限を5月31日とする。
- (3) 研究成果報告書の提出期限を5月31日とする。

各研究機関は、これらの対応が、年度末までの研究期間の確保を図ることを目的としていることを踏まえ、機関内において必要な体制の整備に努めてください。

### 8.11 間接経費に係る領収書の保管及び使用実績の報告について

間接経費の配分を受ける研究機関においては、間接経費の適切な管理を行うとともに、間接経費の適切な使用を証する領収書等の書類を、事業完了の年度の翌年度から 5 年間適切に保管してください。

また、間接経費の配分を受けた研究機関は、毎年度の間接経費使用実績を翌年度の 6 月 30 日までに府省共通研究開発管理システム (e-Rad) を通じて JST に報告が必要となります (複数の競争的研究費を獲得した研究機関においては、それらの競争的研究費に伴う全ての間接経費をまとめて報告してください)。報告に関する e-Rad の操作方法が不明な場合は、e-Rad の操作マニュアル ([https://www.e-rad.go.jp/manual/for\\_organ.html](https://www.e-rad.go.jp/manual/for_organ.html)) 又は「よくある質問と答え」(<https://qa.e-rad.go.jp/>) を参照してください。

### 8.12 研究設備・機器の共用促進について

「研究成果の持続的創出に向けた競争的研究費改革について (中間取りまとめ)」(平成 27 年 6 月 24 日 競争的研究費改革に関する検討会)においては、そもそもの研究目的を十全に達成することを前提としつつ、汎用性が高く比較的大型の設備・機器は共用を原則とすることが適当であるとされています。

また、「研究力強化・若手研究者支援総合パッケージ」(令和 2 年 1 月 23 日総合科学技術・イノベーション会議)や「第 6 期科学技術・イノベーション基本計画」(令和 3 年 3 月 26 日閣議決

## 第 8 章 応募に際しての注意事項

定)において、研究機器・設備の整備・共用化促進や、組織的な研究設備の導入・更新・活用の仕組み(コアファシリティ化)の確立、共用方針の策定・公表等が求められています。

これらを踏まえ、本事業により購入する研究設備・機器について、特に大型で汎用性のあるものについては、他の研究費における管理条件の範囲内において、所属機関・組織における共用システムに従って、当該研究課題の推進に支障ない範囲での共用、他の研究費等により購入された研究設備・機器の活用、複数の研究費の合算による購入・共用などに積極的に取り組んでください。なお、共用機器・設備としての管理と当該研究課題の研究目的の達成に向けた使用とのバランスを取る必要に留意してください。

また、大学共同利用機関法人自然科学研究機構において全国的な設備の相互利用を目的として実施している「大学連携研究設備ネットワーク」、各大学等において「新たな共用システム導入支援プログラム」や「コアファシリティ構築支援プログラム」等により構築している共用システムとも積極的に連携を図り、研究組織や研究機関の枠を越えた研究設備・機器の共用を促進してください。

- 「研究成果の持続的創出に向けた競争的研究費改革について(中間取りまとめ)」  
(平成 27 年 6 月 24 日 競争的研究費改革に関する検討会)  
[https://www.mext.go.jp/b\\_menu/shingi/chousa/shinkou/039/gaiyou/1359306.htm](https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/shinkou/039/gaiyou/1359306.htm)
- 「第 6 期科学技術・イノベーション基本計画」令和 3 年 3 月 26 日 閣議決定)  
<https://www8.cao.go.jp/cstp/kihonkeikaku/6honbun.pdf>
- 「競争的研究費における各種事務手続き等に係る統一ルールについて」  
(令和 3 年 3 月 5 日 競争的研究費に関する関係府省連絡会申し合わせ)  
[https://www8.cao.go.jp/cstp/compefund/toitsu\\_rule\\_r30305.pdf](https://www8.cao.go.jp/cstp/compefund/toitsu_rule_r30305.pdf)
- 「複数の研究費制度による共用設備の購入について(合算使用)」  
(令和 2 年 9 月 10 日 資金配分機関及び所管関係府省申し合わせ)  
[https://www.mext.go.jp/content/20200910-mxt\\_sinkou02-100001873.pdf](https://www.mext.go.jp/content/20200910-mxt_sinkou02-100001873.pdf)
- 「大学連携研究設備ネットワーク」  
<https://chem-eqnet.ims.ac.jp/>
- 「新たな共用システム導入支援プログラム」、「コアファシリティ構築支援プログラム」  
[https://www.jst.go.jp/shincho/program/pdf/sinkyoyo\\_brochure2020.pdf](https://www.jst.go.jp/shincho/program/pdf/sinkyoyo_brochure2020.pdf)

### 8.13 博士課程学生の処遇の改善について

「第 6 期科学技術・イノベーション基本計画」(令和 3 年 3 月 26 日閣議決定)においては、優秀な学生、社会人を国内外から引き付けるため、大学院生、特に博士後期課程学生に対する経済的支援を充実すべく、生活費相当額を受給する博士後期課程学生を従来の 3 倍に増加すること(博士後期課程在籍学生の約 3 割が生活費相当額程度を受給することに相当)を目指すことが数

## 第 8 章 応募に際しての注意事項

値目標として掲げられ、「競争的研究費や共同研究費からの博士後期課程学生に対するリサーチアシスタント（RA）としての適切な水準での給与支給を推進すべく、各事業及び大学等において、RA等の雇用・謝金に係るRA経費の支出のルールを策定し、2021年度から順次実施する。」とされており、各大学や研発開発法人におけるRA等としての博士課程学生の雇用の拡大と処遇の改善が求められています。

さらに、「ポストドクター等の雇用・育成に関するガイドライン」（令和2年12月3日科学技術・学術審議会人材委員会）においては、博士後期課程学生について、「学生であると同時に、研究者としての側面も有しており、研究活動を行うための環境の整備や処遇の確保は、研究者を育成する大学としての重要な責務」であり、「業務の性質や内容に見合った対価を設定し、適切な勤務管理の下、業務に従事した時間に応じた給与を支払うなど、その貢献を適切に評価した処遇とすることが特に重要」、「大学等においては、競争的研究費等への申請の際に、RAを雇用する場合に必要な経費を直接経費として計上することや、RAに適切な水準の対価を支払うことができるよう、学内規程の見直し等を行うことが必要」とされています。

これらを踏まえ、本事業において、研究の遂行に必要な博士課程学生を積極的にRA等として雇用するとともに、業務の性質や内容に見合った単価を設定し、適切な勤務管理の下、業務に従事した時間に応じた給与を支払うこととしてください。また、本事業へ応募する際には、上記の博士課程学生への給与額も考慮した資金計画の下、申請を行ってください。

- ・「第6期科学技術・イノベーション基本計画」では博士後期課程学生が受給する生活費相当額は、年間180万円以上としています。さらに、優秀な博士後期課程学生に対して経済的不安を感じることなく研究に専念できるよう研究奨励金を支給する特別研究員（DC）並みの年間240万円程度の受給者を大幅に拡充する等としています。
- ・「ポストドクター等の雇用・育成に関するガイドライン」では、研究プロジェクトの遂行のために博士後期課程学生を雇用する場合の処遇について、「競争的研究費等で雇用される特任助教等の平均的な給与の額等を勘案すると、2,000円から2,500円程度<sup>\*7</sup>の時間給の支払いが標準的となるものと考えられる。」と示しています。
- ・具体的な支給額・支給期間等については、研究機関にてご判断いただきます。上記の水準以上又は水準以下での支給を制限するものではありません。
- ・学生をRA等として雇用する際には、過度な労働時間とならないよう配慮するとともに、博士課程学生自身の研究・学習時間とのバランスを考慮してください。

---

<sup>\*7</sup> 競争的研究費等で雇用される特任助教等の平均的な給与の額等を勘案すると、博士後期課程の場合2,000円から2,500円程度の時間給の支払いが標準的となるものと考えられる。（令和2年8月に公表された「研究大学の教員の雇用状況に関する調査（速報版）」において、特任助教の給料月額中央値が存在する区分（40万円以上45万円未満）の額について、休日等を除いた実労働日（19日～20日）の勤務時間（7時間45分～8時間）で除した上で、博士後期課程学生の身分であることを考慮して0.8を乗じることにより算定。）

#### 8.14 若手研究者の自立的・安定的な研究環境の確保について

「研究力向上改革 2019」（平成 31 年 4 月 23 日 文部科学省）や「知識集約型の価値創造に向けた科学技術イノベーション政策の展開—Society 5.0 の実現で世界をリードする国へ—最終取りまとめ」（令和 2 年 3 月 26 日 科学技術・学術審議会総合政策特別委員会）において、特任教員やポストドクター等の任期付きのポストに関し、短期間の任期についてはキャリア形成の阻害要因となり得ることから、5 年程度以上の任期を確保することの重要性が指摘されています。

また、国立大学法人及び大学共同利用機関法人については、「国立大学法人等人事給与マネジメント改革に関するガイドライン～教育研究力の向上に資する魅力ある人事給与マネジメントの構築に向けて～」（平成 31 年 2 月 25 日 文部科学省）において、「若手教員の育成と雇用安定という二つの観点を実現するためには、任期付きであっても、間接経費や寄附金等、使途の自由度の高い経費を活用することで、5～10 年程度の一定の雇用期間を確保するなど、流動性を保ちつつも研究者育成の観点を取り入れた制度設計を推進することが望まれる」と記載されているとこ

ろです。

これらを踏まえ、本事業により、特任教員やポストドクター等の若手研究者を雇用する場合には、部局等の人事担当や経理担当等にも確認の上、研究期間を任期の長さとして確保するよう努めるとともに、他の外部資金の間接経費や基盤的経費、寄附金等を活用すること等によって可能な限り一定期間（5 年程度以上）の任期を確保するよう努めてください。

#### 8.15 プロジェクトの実施のために雇用される若手研究者の自発的な研究活動等について

「競争的研究費においてプロジェクトの実施のために雇用される若手研究者の自発的な研究活動等に関する実施方針」（令和 2 年 12 月 18 日 改正 競争的研究費に関する関係府省連絡会申し合わせ）に基づき、本事業において雇用する若手研究者について、研究代表者等がプロジェクトの推進に支障がなく、かつ推進に資すると判断し、所属研究機関からの承認が得られた場合には、本事業から人件費を支出しつつ、本事業に従事するエフォートの一部を、自発的な研究活動や研究・マネジメント能力向上に資する活動に充当することが可能です。詳しくは以下を参照してください。

- 「プロジェクトの実施のために雇用される若手研究者の自発的な研究活動等について（連絡）」（令和 2 年 4 月 10 日）

<https://www.jst.go.jp/osirase/2020/pdf/20200414.pdf>

- 「「競争的研究費においてプロジェクトの実施のために雇用される若手研究者の自発的な研究活動等に関する実施方針」に関する戦略的創造研究推進事業（CREST、さきがけ、

ACCEL、ACT-X) の対応について」 (令和 2 年 4 月 14 日)

[https://www.jst.go.jp/kisoken/crest/manual/senjukanwa\\_houshin.pdf](https://www.jst.go.jp/kisoken/crest/manual/senjukanwa_houshin.pdf)

#### 8.16 若手研究者の多様なキャリアパスの支援について (CREST が対象)

「文部科学省の公的研究費により雇用される若手博士研究員の多様なキャリアパス支援に関する基本方針」【平成 23 年 12 月 20 日科学技術・学術審議会人材委員会】において、「公的研究費により若手の博士研究員を雇用する公的研究機関および研究代表者に対して、若手の博士研究員を対象に、国内外の多様なキャリアパスの確保に向けた支援に積極的に取り組む」ことが求められています。また、「第 6 期科学技術・イノベーション基本計画」(令和 3 年 3 月 26 日閣議決定)においても、「産業界へのキャリアパス・流動の拡大」に関する目標が掲げられているところです。さらに、「ポストドクター等の雇用・育成に関するガイドライン」(令和 2 年 12 月 3 日科学技術・学術審議会人材委員会)においては、「高度な専門性と優れた研究力を身に付けた博士人材が、ベンチャー企業やグローバル企業等も含む社会の多様な場で活躍し、イノベーションを創出していくことが不可欠であり、ポストドクターの期間終了後のキャリアパスの多様化に向けた取組が重要である」と述べられています。これを踏まえ、本公募に採択され、公的研究費(競争的研究費その他のプロジェクト研究資金や、大学向けの公募型教育研究資金)により、特任教員やポストドクター等の若手研究者を雇用する場合には、当該研究員の多様なキャリアパスの確保に向けた支援への積極的な取組をお願いいたします。

また、当該取組への間接経費の活用も検討してください。

「5.2.6 採択された研究代表者及び主たる共同研究者、個人研究者の責務等」もご参照ください。

#### 8.17 URA 等のマネジメント人材の確保について

「第 6 期科学技術・イノベーション基本計画」(令和 3 年 3 月 26 日閣議決定)において、URA 等のマネジメント人材が魅力的な職となるよう、専門職としての質の担保と処遇の改善に関する取組の重要性が指摘されています。また「研究力強化・若手研究者支援総合パッケージ」(令和 2 年 1 月 23 日総合科学技術・イノベーション会議)においても、マネジメント人材や URA、エンジニア等のキャリアパスの確立の必要性が示されています。

これらを踏まえ、研究機関が雇用している、あるいは新たに雇用する URA 等のマネジメント人材が本事業の研究プログラムのマネジメントに従事する場合、研究機関におかれては本事業に限らず、他の外部資金の間接経費や基盤的経費、寄附金等を活用すること等によって可能な限り一定期間(5 年程度以上)の任期を確保するよう努めてください。

## 第 8 章 応募に際しての注意事項

あわせて、当該マネジメント人材のキャリアパスの確保に向けた支援として、URA 研修等へ参加させるなど積極的な取組をお願いします。また、当該取組への間接経費の活用も検討してください。

### 8.18 安全保障貿易管理について（海外への技術漏洩への対処）

研究機関では多くの最先端技術が研究されており、特に大学では国際化によって留学生や外国人研究者が増加する等により、先端技術や研究用資材・機材等が流出し、大量破壊兵器等の開発・製造等に悪用される危険性が高まっています。そのため、研究機関が当該委託研究を含む各種研究活動を行うにあたっては、軍事的に転用されるおそれのある研究成果等が、大量破壊兵器の開発者やテロリスト集団など、懸念活動を行うおそれのある者に渡らないよう、研究機関による組織的な対応が求められます。

日本では、国際的な平和及び安全の維持を目的に、外国為替及び外国貿易法(昭和 24 年法律第 228 号)(以下「外為法」といいます。)に基づき輸出規制(※ 1)が行われています。したがって、外為法で規制されている貨物や技術を輸出(提供)しようとする場合は、原則として、経済産業大臣の許可を受ける必要があります。外為法をはじめ、国の法令・指針・通達等を遵守してください。関係法令・指針等に違反し、研究を実施した場合には、法令上の処分・罰則に加えて、研究費の配分の停止や、研究費の配分決定を取り消すことがあります。

※ 1 現在、我が国の安全保障輸出管理制度は、国際合意等に基づき、主に①輸出貿易管理令別表第 1 及び外為令別表に記載の品目のうちある一定以上のスペック・機能を持つ貨物(技術)を輸出(提供)しようとする場合に、経済産業大臣の許可が必要となる制度(リスト規制)と②リスト規制に該当しない貨物(技術)を輸出(提供)しようとする場合で、軍事転用されるおそれがある場合(用途要件・需要者要件又はインフォーム要件)を満たした場合に、経済産業大臣の許可を必要とする制度(キャッチオール規制)の 2 つから成り立っています。

貨物の輸出だけでなく技術提供も外為法の規制対象となります。リスト規制技術を非居住者(2022 年 5 月 1 日以降は特定類型(※ 2)に該当する居住者を含む。)に提供する場合や、外国において提供する場合には、その提供に際して事前の許可が必要です。技術提供には、設計図・仕様書・マニュアル・試料・試作品などの技術情報を、紙・メールや CD・DVD・USB メモリなどの記憶媒体で提供することはもちろんのこと、技術指導や技能訓練などを通じた作業知識の提供やセミナーでの技術支援なども含まれます。外国からの留学生の受入れや、共同研究等の活動の中にも、外為法の規制対象となり得る技術のやりとりが多く含まれる場合があります。本事

## 第 8 章 応募に際しての注意事項

業を通じて取得した技術等を輸出（提供）しようとする場合についても、規制対象となる場合がありますので留意してください。

- ※2 非居住者の影響を強く受けている居住者の類のことを言い、「外国為替及び外国貿易法第 25 条第 1 項及び外国為替令第 17 条第 2 項の規定に基づき許可を要する技術を提供する取引又は行為について」1. (3) サ①～③に規定する特定類型を指します。

また、外為法に基づき、リスト規制貨物の輸出又はリスト規制技術の外国への提供を業として行う場合には、安全保障貿易管理の体制構築を行う必要があります（※3）。このため、契約締結時までには、本事業により外為法の輸出規制に当たる貨物・技術の輸出が予定されているか否かの確認及び、輸出の意思がある場合は、管理体制の有無について確認を行う場合があります。輸出の意思がある場合で、管理体制が無い場合は、輸出又は本事業終了のいずれか早い方までの体制整備を求めます。なお、同確認状況については、経済産業省の求めに応じて、経済産業省に報告する場合があります。また、本事業を通じて取得した技術等について外為法に係る規制違反が判明した場合には、契約の全部又は一部を解除する場合があります。

- ※3 輸出者等は外為法第 55 条の 10 第 1 項に規定する「輸出者等遵守基準」を遵守する義務があります。また、ここでの安全保障貿易管理体制とは、「輸出者等遵守基準」にある管理体制を基本とし、リスト規制貨物の輸出又はリスト規制技術の外国への提供を適切に行うことで未然に不正輸出等を防ぐための、組織の内部管理体制をいいます。

経済産業省等のウェブページで、安全保障貿易管理の詳細が公開されています。詳しくは以下を参照してください。

- ・経済産業省：安全保障貿易管理（全般）  
<https://www.meti.go.jp/policy/anpo/>
- ・経済産業省：みなし輸出管理（上記※2 関連ページ）  
<https://www.meti.go.jp/policy/anpo/anpo07.html>
- ・経済産業省：安全保障貿易に係る機微技術管理ガイダンス（大学・研究機関用）  
[https://www.meti.go.jp/policy/anpo/law\\_document/tutatatu/t07sonota/t07sonota\\_jishukannri03.pdf](https://www.meti.go.jp/policy/anpo/law_document/tutatatu/t07sonota/t07sonota_jishukannri03.pdf)
- ・経済産業省：大学・研究機関のためのモデル安全保障貿易管理規程マニュアル  
<https://www.meti.go.jp/policy/anpo/daigaku/manual.pdf>
- ・一般財団法人安全保障貿易情報センター  
<https://www.cistec.or.jp/export/jisyukanri/modelcp/modelcp.html>

## 第 8 章 応募に際しての注意事項

- ・経済産業省：安全保障貿易ガイダンス（入門編）

<https://www.meti.go.jp/policy/anpo/guidance.html>

### 8.19 国際連合安全保障理事会決議第 2321 号の厳格な実施について

平成 28 年 9 月の北朝鮮による核実験の実施及び累次の弾道ミサイル発射を受け、平成 28 年 11 月 30 日（ニューヨーク現地時間）、国連安全保障理事会（以下「安保理」という。）は、北朝鮮に対する制裁措置を大幅に追加・強化する安保理決議第 2321 号を採択しました。これに関し、平成 29 年 2 月 17 日付けで 28 受文科際第 98 号「国際連合安全保障理事会決議第 2321 号の厳格な実施について（依頼）」が文部科学省より関係機関宛に発出されています。

同決議主文 11 の「科学技術協力」には、外為法で規制される技術に限らず、医療交流目的を除くすべての協力が含まれており、研究機関が当該委託研究を含む各種研究活動を行うにあたっては、本決議の厳格な実施に留意することが重要です。

安保理決議第 2321 号については、以下を参照してください。

- 外務省：国際連合安全保障理事会決議第 2321 号 和訳（外務省告示第 463 号（平成 28 年 12 月 9 日発行））

<https://www.mofa.go.jp/mofaj/files/000211409.pdf>

### 8.20 社会との対話・協働の推進について

「『国民との科学・技術対話』の推進について（基本的取組方針）」（平成 22 年 6 月 19 日科学技術政策担当大臣及び有識者議員決定）においては、科学技術の優れた成果を絶え間なく創出し、我が国の科学技術をより一層発展させるためには、科学技術の成果を国民に還元するとともに、国民の理解と支持を得て、共に科学技術を推進していく姿勢が不可欠であるとされています。本公募に採択され、1 件当たり年間 3000 万円以上の公的研究費の配分を受ける場合には、研究成果に関する市民講座、シンポジウム及びインターネット上での研究成果の継続的配信、多様なステークホルダーを巻き込んだ円卓会議等の「国民との科学・技術対話」について、積極的に取り組むようお願いいたします。

- 「国民との科学・技術対話」の推進について（基本的取組方針）

[https://www8.cao.go.jp/cstp/stsonota/taiwa/taiwa\\_honbun.pdf](https://www8.cao.go.jp/cstp/stsonota/taiwa/taiwa_honbun.pdf)

### 8.21 オープンアクセスおよび研究データマネジメントについて

JST では、オープンサイエンス促進に向けた研究成果の取扱いに関する基本方針を平成 29 年 4 月に発表しました。本方針では、本事業での研究活動における研究成果論文のオープンアクセス化や研究データの保存・管理及び公開について、基本的な考え方を定めています。

## 第 8 章 応募に際しての注意事項

については、本事業に参加する研究者は、研究成果論文について、機関リポジトリやオープンアクセスを前提とした出版物などを通じ、原則として出版後 12 ヶ月以内にオープンアクセス化していただきます。また、研究機関におけるデータポリシー等を踏まえ、研究活動により成果として生じる研究データの保存・管理、公開・非公開等に関する方針や計画を記載したデータマネジメントプランを作成し、研究計画書と併せて JST に提出していただき、本プランに基づいた研究データの保存・管理・公開を実施した上で研究活動を遂行していただきます。なお、本プランは、研究を遂行する過程で変更することも可能です。

詳しくは、以下を参照してください。

- オープンサイエンス促進に向けた研究成果の取扱いに関する JST の基本方針

<https://www.jst.go.jp/all/about/houshin.html#houshin04>

- オープンサイエンス促進に向けた研究成果の取扱いに関する JST の基本方針運用ガイドライン

[https://www.jst.go.jp/pr/intro/openscience/guideline\\_openscience.pdf](https://www.jst.go.jp/pr/intro/openscience/guideline_openscience.pdf)

なお、JST は、記載内容の把握、研究者への支援や基本方針への反映（改正）を目的に、データモジュール数、データの種別、公開の種別、保存場所等の統計データを分析します。分析した統計データについては公開を想定していますが、個々の個人データや名前がわかるもの等は一切公開いたしません。

※生命科学系データについては「8.22 NBDC からのデータ公開について」もご参照してください。

### 8.22 NBDC からのデータ公開について

JST のバイオサイエンスデータベースセンター (NBDC) が実施してきたライフサイエンスデータベース統合推進事業 (<https://biosciencedbc.jp/>) では、様々な研究機関等によって作成されたライフサイエンス分野データベースの統合的な利用を推進しています。

また、「ライフサイエンスデータベース統合推進事業の進捗と今後の方向性について」(平成 25 年 1 月 17 日) でも、同センター (現 NBDC 事業推進部) が中心となってデータ及びデータベースの提供を受ける対象事業の拡大を行うこととされています。

これらを踏まえ、本事業により得られる次の種類のデータ及びデータベースの公開について、ご協力をお願いします。

No.	データの種類	公開先	公開先 URL
1	構築した公開用データベースの概要	Integbio データベースカタログ	<a href="https://integbio.jp/dbcatalog/">https://integbio.jp/dbcatalog/</a>

## 第 8 章 応募に際しての注意事項

No.	データの種類	公開先	公開先 URL
2	論文発表等で公表した成果に関わるデータの複製物、又は構築した公開用データベースの複製物	生命科学データベースアーカイブ	<a href="https://dbarchive.biosciencedbc.jp/">https://dbarchive.biosciencedbc.jp/</a>
3	2のうち、ヒトに関するもの	NBDC ヒトデータベース	<a href="https://humandbs.biosciencedbc.jp/">https://humandbs.biosciencedbc.jp/</a>

<問い合わせ先>

国立研究開発法人科学技術振興機構 NBDC 事業推進部

電話：03-5214-8491

e-mail: nbdc-kikaku@jst.go.jp

### 8.23 研究支援サービス・パートナーシップ認定制度（A-PRAS）について

「知識集約型の価値創造に向けた科学技術イノベーション政策の展開—Society 5.0の実現で世界をリードする国へ—最終取りまとめ」（令和2年3月26日科学技術・学術審議会総合政策特別委員会）においては、「行政が公的な事業として実施していた研究支援や研究成果の社会への還元等について、強い思いと情熱を持ちビジネスとして実施するスタートアップが出現し始めていることを踏まえて、新たな官民連携の仕組みの形成が求められる。」としています。

そのような中、文部科学省は、令和元年度に「研究支援サービス・パートナーシップ認定制度（A-PRAS）」を創設しました。本制度は民間事業者が行う研究支援サービスのうち、一定の要件を満たすサービスを「研究支援サービス・パートナーシップ」として文部科学大臣が認定することを通じ、研究者の研究環境を向上させ、我が国における科学技術の推進及びイノベーションの創出を加速するとともに、研究支援サービスに関する多様な取組の発展を支援することを目的としており、令和2年度までに9件のサービスを認定しています。

認定された各サービスの詳細は以下の文部科学省ウェブページより参照いただけます。ぜひご利用ください。

[https://www.mext.go.jp/a\\_menu/kagaku/kihon/1422215\\_00001.htm](https://www.mext.go.jp/a_menu/kagaku/kihon/1422215_00001.htm)

- 「知識集約型の価値創造に向けた科学技術イノベーション政策の展開—Society 5.0の実現で世界をリードする国へ—最終取りまとめ」（令和2年3月26日科学技術・学術審議会総合政策特別委員会）

[https://www.mext.go.jp/b\\_menu/shingi/gi\\_jyutu/gi\\_jyutu22/houkoku/1422095\\_00001.htm](https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/gi_jyutu/gi_jyutu22/houkoku/1422095_00001.htm)

### 8.24 競争的研究費改革について

現在、政府において、「第6期科学技術・イノベーション基本計画」や「統合イノベーション戦略2021」、「研究力強化・若手研究者支援総合パッケージ」を受け、更なる研究費の効果的・

## 第 8 章 応募に際しての注意事項

効率的な活用を可能とするよう、競争的研究費に関する制度改善について議論されているところ、公募期間内に、これらの制度の改善及びその運用について他の競争的研究費事業にも共通する方針等が示された場合、その方針について、本事業の公募及び運用において適用する際には、改めてお知らせします。

### 8.25 「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」について

#### (1) 「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」に基づく体制整備等について

本事業の応募、研究実施等に当たり、研究機関は、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」（令和 3 年 2 月 1 日改正）<sup>\*8</sup> の内容について遵守する必要があります。

研究機関においては、標記ガイドラインに基づいて、研究機関の責任の下、研究費の管理・監査体制の整備を行い、研究費の適切な執行に努めていただきますようお願いいたします。ガイドラインに基づく体制整備状況の調査の結果、文部科学省が機関の体制整備等の状況について不備を認める場合、当該機関に対し、文部科学省及び文部科学省が所管する独立行政法人から配分される全ての競争的研究費の間接経費削減等の措置を行うことがあります。

#### (2) 「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」に基づく「体制整備等自己評価チェックリスト」の提出について

本事業の契約に当たり、各研究機関<sup>\*9</sup> では標記ガイドラインに基づく研究費の管理・監査体制を整備すること、及びその状況等についての報告書である「体制整備等自己評価チェックリスト」（以下「チェックリスト」といいます。）を提出することが必要です。（チェックリストの提出がない場合の契約は認められません。）

このため、2022 年 4 月 1 日以降、以下のウェブページの内容を確認の上、府省共通研究開発管理システム（e-Rad）から令和 4 度版チェックリストの様式をダウンロードし、必要事項を記入の上、委託研究契約締結前の指定する期日までに、文部科学省科学技術・学術政策局研究環境課競争的研究費調整室に、e-Rad を利用して提出（アップロード）してください。

<sup>\*8</sup> 「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」については、以下のウェブページを参照してください。

[https://www.mext.go.jp/a\\_menu/kansa/houkoku/1343904\\_21.htm](https://www.mext.go.jp/a_menu/kansa/houkoku/1343904_21.htm)

<sup>\*9</sup> 「CREST」では、研究代表者が所属する研究機関のみでなく、研究費の配分を受ける主たる共同研究者が所属する研究機関も対象となります。

## 第 8 章 応募に際しての注意事項

なお、令和 3 年度版チェックリストを提出している研究機関は、上記にかかわらず契約は認められますが、この場合は、令和 4 年度版チェックリストを 2022 年 12 月 1 日までに提出してください。

文部科学省及び文部科学省が所管する独立行政法人から競争的研究費の配分を受けない機関については、チェックリストの提出は不要です。

チェックリストの提出方法の詳細については、以下の文部科学省ウェブページを参照してください。

[https://www.mext.go.jp/a\\_menu/kansa/houkoku/1324571.htm](https://www.mext.go.jp/a_menu/kansa/houkoku/1324571.htm)

※注意：なお、提出には、e-Rad の利用可能な環境が整っていることが必須となります。e-Rad への研究機関登録には通常 2 週間程度を要しますので、十分に注意してください。e-Rad 利用に係る手続きの詳細については、以下のウェブページを参照してください。

<https://www.e-rad.go.jp/organ/index.html>

なお、標記ガイドラインにおいて「情報発信・共有化の推進」の観点を盛り込んでいるため、不正防止に向けた取組について研究機関のウェブページ等に掲載し、積極的な情報発信を行っていただくようお願いします。

### 8.26 「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」について

#### (1) 「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」に基づく体制整備について

研究機関は、本事業への応募及び研究活動の実施に当たり、「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」（平成 26 年 8 月 26 日 文部科学大臣決定<sup>\*10</sup>）を遵守することが求められます。

標記ガイドラインに基づく体制整備状況の調査の結果、文部科学省が機関の体制整備等の状況について不備を認める場合、当該機関に対し、文部科学省及び文部科学省が所管する独立行政法人から配分される全ての競争的研究費の間接経費削減等の措置を行うことがあります。

#### (2) 「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」に基づく取組状況に係るチェックリストの提出について

---

<sup>\*10</sup> 「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」については、以下のウェブページを参照してください。

[https://www.mext.go.jp/b\\_menu/houdou/26/08/1351568.htm](https://www.mext.go.jp/b_menu/houdou/26/08/1351568.htm)

## 第 8 章 応募に際しての注意事項

本事業の契約に当たり、各研究機関<sup>\*11</sup>は、「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」に基づく取組状況に係るチェックリスト（以下「研究不正行為チェックリスト」という。）を提出することが必要です。（研究不正行為チェックリストの提出がない場合の研究実施は認められません。）

このため、2022 年 4 月 1 日以降、以下のウェブページの内容を確認の上、府省共通研究開発管理システム（e-Rad）から令和 4 年度版研究不正行為チェックリストの様式をダウンロードし、必要事項を記入の上、委託研究契約締結前の指定する期日までに、文部科学省科学技術・学術政策局研究環境課研究公正推進室に、e-Rad を利用して提出（アップロード）してください。

なお、令和 3 年度版研究不正行為チェックリストを提出している研究機関は、上記にかかわらず契約は認められますが、この場合は、令和 4 年度版研究不正行為チェックリストを 2022 年 9 月 30 日までに提出してください。

文部科学省及び文部科学省が主管する独立行政法人から予算の配分又は措置を受けて研究活動を行う機関以外は、研究不正行為チェックリストの提出は不要です。

研究不正行為チェックリストについては、以下の文部科学省ウェブページを参照してください。

[https://www.mext.go.jp/a\\_menu/jinzai/fusei/1420301\\_00001.htm](https://www.mext.go.jp/a_menu/jinzai/fusei/1420301_00001.htm)

※注意：なお、提出には、e-Rad の利用可能な環境が整っていることが必須となります。e-Rad への研究機関登録には通常 2 週間程度を要しますので、十分に注意してください。e-Rad 利用に係る手続きの詳細については、以下のウェブページを参照してください。

<https://www.e-rad.go.jp/organ/index.html>

### (3) 「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」に基づく研究活動における不正行為に対する措置について

本事業において、研究活動における不正行為があった場合、以下のとおり厳格に対応します。

#### (i) 契約の解除等の措置

本事業の研究課題において、特定不正行為（捏造、改ざん、盗用）が認められた場合、事案に応じて、委託研究契約の解除・変更を行い、委託費の全部又は一部の返還を求めます。また、次年度以降の契約についても締結しないことがあります。

<sup>\*11</sup> 「CREST」では、研究代表者が所属する研究機関のみでなく、研究費の配分を受ける主たる共同研究者が所属する研究機関も対象となります。但し、研究活動は行っているが、文部科学省及び文部科学省が所管する独立行政法人から予算の配分又は措置を受けていない機関については、提出は不要です。

(ii) 申請及び参加資格制限の措置

本事業による研究論文・報告書等において、特定不正行為に関与した者や、関与したとまでは認定されなかったものの当該論文・報告書等の責任者としての注意義務を怠ったこと等により、一定の責任があると認定された者に対し、特定不正行為の悪質性等や責任の程度により、以下の表のとおり、本事業への申請及び参加資格の制限措置を講じます。

また、申請及び参加資格の制限措置を講じた場合、文部科学省及び文部科学省所管の独立行政法人が配分する競争的研究費制度等（以下「文部科学省関連の競争的研究費制度等」といいます。）の担当、他府省及び他府省所管の独立行政法人が配分する競争的研究費制度（以下「他府省関連の競争的研究費制度」といいます。）の担当に情報提供することにより、文部科学省関連の競争的研究費制度等及び他府省関連の競争的研究費制度において、同様に、申請及び参加資格が制限される場合があります。

特定不正行為に係る応募制限の対象者		特定不正行為の程度	応募制限期間*12	
特定不正行為に関与した者	1. 研究の当初から特定不正行為を行うことを意図していた場合など、特に悪質な者		10年	
	2. 特定不正行為があった研究に係る論文等の著者	当該論文等の責任を負う著者(監修責任者、代表執筆者又はこれらのものと同等の責任を負うものと認定されたもの)	当該分野の研究の進展への影響や社会的影響が大きく、又は行為の悪質性が高いと判断されるもの	5～7年
			当該分野の研究の進展への影響や社会的影響が小さく、又は行為の悪質性が低いと判断されるもの	3～5年
		上記以外の著者		2～3年
	3. 1及び2を除く特定不正行為に関与した者		2～3年	
特定不正行為に関与していないものの、特定不正行為のあった研究に係る論文等の責任を負う著者(監修責任者、代表執筆者又はこれらの者と同等の責任を負うと認定された者)		当該分野の研究の進展への影響や社会的影響が大きく、又は行為の悪質性が高いと判断されるもの	2～3年	
		当該分野の研究の進展への影響や社会的影響が小さく、又は行為の悪質性が低いと判断されるもの	1～2年	

\*12 応募制限期間は原則、特定不正行為があったと認定された年度の翌年度から起算します。なお、特定不正行為等が認定された当該年度についても、参加資格を制限します。

## 第 8 章 応募に際しての注意事項

### (iii) 競争的研究費制度等及び基盤的経費で申請及び参加資格の制限が行われた研究者に対する措置

文部科学省関連の競争的研究費制度等や国立大学法人、大学共同利用機関法人及び文部科学省所管の独立行政法人に対する運営費交付金、私学助成金等の基盤的経費、他府省関連の競争的研究費制度による研究活動の特定不正行為により申請及び参加資格の制限が行われた研究者については、その期間中、本事業への申請及び参加資格を制限します。

### (iv) 不正事案の公表について

本事業において、研究活動における不正行為があった場合、当該不正事案等の概要(研究者氏名、事業名、所属機関、研究年度、不正の内容、講じられた措置の内容)について、JSTにおいて原則公表することとします。また、当該事案の内容(不正事案名、不正行為の種別、不正事案の研究分野、不正行為が行われた経費名称、不正事案の概要、研究機関が行った措置、配分機関が行った措置等)について、文部科学省においても原則公表されます。

また、標記ガイドラインにおいては、不正を認定した場合、研究機関は速やかに調査結果を公表することとされていますので、各機関において適切に対応してください。

[https://www.mext.go.jp/a\\_menu/jinzai/fusei/1360483.htm](https://www.mext.go.jp/a_menu/jinzai/fusei/1360483.htm)

## 8.27 研究倫理教育及びコンプライアンス教育の履修義務について

本事業への研究課題に参画する研究者等は、「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」にて求められている研究活動における不正行為を未然に防止するための研究倫理教育及び「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン」にて求められているコンプライアンス教育を受講することになります。

提案した研究課題が採択された後、委託研究契約の締結手続きの中で、研究代表者及び個人研究者は、本事業への研究課題に参画する研究者等全員が研究倫理教育及びコンプライアンス教育を受講し、内容を理解したことを確認したとする文書を提出することが必要です。

## 8.28 研究提案書記載事項等の情報の取り扱いについて

- 提案時に提出される書類等に含まれる情報は、研究課題採択のための審査に利用します。また、採択された研究課題は、引き続き上述の情報を採択後の研究推進のために JST が利用することがあります。研究提案書の「様式 2」(CREST-様式 2-1、さきがけ-様式 2-1、ACT-X-様式 2-1)は、個人が特定されない形で、JST の事業運営に資する研究動向の統計や分析に利用します。提案者の利益の維持、「独立行政法人等の保有する個人情報に関する法律」その他の観点から、応募内容に関する秘密は厳守いたします。

## 第 8 章 応募に際しての注意事項

「独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律」について

[https://elaws.e-gov.go.jp/search/elawsSearch/elaws\\_search/lsg0500/detail?lawId=415AC0000000059](https://elaws.e-gov.go.jp/search/elawsSearch/elaws_search/lsg0500/detail?lawId=415AC0000000059)

- 不合理な重複・過度の集中を排除するために必要な範囲で、提案書等に含まれる一部の情報を他府省等を含む他の競争的研究費等の担当部門に情報提供する場合があります。
- 「第 9 章 戦略的創造研究推進事業内における重複応募の制限について」に記載する重複応募等の有無を確認するために必要な範囲で、国立研究開発法人日本医療研究開発機構に選考等に係る一部の情報を提供する場合があります。

### ○ e-Rad 上の課題等の情報の取扱いについて

採択された個々の課題に関する e-Rad 上の情報(事業名、研究課題名、所属研究機関名、研究代表者名、予算額、実施期間及び課題概要)については、「独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律」(平成 13 年法律第 140 号)第 5 条第 1 号イに定める「公にすることが予定されている情報」であるものとして取扱います。これらの情報については、採択後適宜本事業のウェブページにおいて公表します。

### ○ e-Rad から内閣府への情報提供等について

「第 6 期科学技術・イノベーション基本計画」(令和 3 年 3 月 26 日閣議決定)では、科学技術・イノベーション行政において、客観的な証拠に基づく政策立案を行う EBPM を徹底することとしており、府省共通研究開発管理システム(e-Rad)に登録された情報は、国の資金による研究開発の適切な評価や、効果的・効率的な総合戦略、資源配分方針等の企画立案等に活用されます。

このため、採択された課題に係る各年度の研究成果情報・会計実績情報及び競争的研究費に係る間接経費執行実績情報について、e-Rad での入力をお願いします。

研究成果情報・会計実績情報を含め、マクロ分析に必要な情報が内閣府に提供されることになります。

## 8.29 研究プロジェクト管理システムの利用および研究者情報の researchmap への登録について

戦略的創造研究推進事業(CREST・さきがけ・ACT-X)では、JST が運営する研究者情報データベース(researchmap※1)と連携した JST の研究プロジェクト管理システム(R3;アールキューブ※2)で、研究計画および成果報告の提出を行っていただきます。また、researchmap のコミュニティ機能を用いて各種ファイルの配付やイベントの案内などの事業運営で活用します。面接

## 第 8 章 応募に際しての注意事項

選考の対象となった研究者の方、共同研究者の方には researchmap への登録が必須となりますので、未登録の方は早めの登録をお勧めします。

なお、researchmap で登録された情報は、国等の学術・科学技術政策立案の調査や統計利用目的でも有効活用されております。積極的に researchmap への登録、業績情報等の入力・更新をお願いします。

(※1) researchmap (<https://researchmap.jp/>) は国内最大級の研究者情報データベースで、登録した業績情報の公開も可能です。また、researchmap は、e-Rad や多くの大学の教員データベースとも連携しており、登録した情報を他のシステムでも利用することができるため、様々な申請書やデータベースに何度も同じ業績を登録する必要がなくなるなど、効率化にもつながります。

(※2) R3(アールキューブ)は、戦略的創造研究推進事業のプログラムに採択された研究者の皆様に使っていただく研究計画および成果報告の電子申請システムです。

researchmap の登録状況の確認方法と新規登録方法、ログイン方法とパスワード再発行の方法については、以下『researchmap クイックガイド(新規登録・ログイン)』をご参照ください。

[https://researchmap.jp/outline/rr\\_manual/quickguide.pdf](https://researchmap.jp/outline/rr_manual/quickguide.pdf)

また、自身の業績の登録方法、編集方法や、登録した業績データの出力方法など、その他の操作方法については以下『マニュアル・FAQ』をご参照ください。

<https://guide.researchmap.jp/index.php/Researchmap利用マニュアル>

採択後初めて R3 を利用する時点で、R3 利用規約および R3 プライバシーポリシーに同意いただきます。

- ・ R3 利用規約  
<https://r3.jst.go.jp/termsAndConditions.html>
- ・ R3 プライバシーポリシー  
<https://r3.jst.go.jp/privacyPolicy.html>

### 8.30 JST からの特許出願について

研究機関が発明等を権利化しない場合、JST がそれを権利化する場合があります。そのため、研究機関が発明等を権利化しない見込みである場合は、速やかに当該発明等に関する情報を任意の様式で研究者から JST に通知してください。(上記の「当該発明等に関する情報」とは、研究機関内で用いた発明届の写し等、JST が出願可否を判断するために必要とする情報を指します。)

JST は受領した通知に基づき検討を行い、その結果、当該発明等を JST が出願可と判断する場合には、研究機関と JST との間で別途「特許を受ける権利譲渡契約」を締結します。

### 8.31 研究倫理教育に関するプログラムの受講・修了について

研究提案者は、研究倫理教育に関するプログラムを修了していることが応募要件となります。修了していることが確認できない場合は、応募要件不備とみなしますのでご注意ください。

(CREST の場合、主たる共同研究者については、応募時の受講・修了は必須とはしません。)

研究倫理教育に関するプログラムの受講と修了済み申告の手続きは以下の(1)～(2)のいずれかにより行ってください。e-Rad での入力方法は「第 10 章 府省共通研究開発管理システム(e-Rad)による応募方法について」を参照してください。

#### (1) 所属機関におけるプログラムを修了している場合

所属機関で実施している e ラーニングや研修会などの各種研究倫理教育に関するプログラムを応募申請時点で修了している場合は、e-Rad の応募情報入力画面で、修了済と申告してください。

#### (2) 所属機関におけるプログラムを修了していない場合(所属機関においてプログラムが実施されていない場合を含む)

##### a. 過去に JST の事業等において eAPRIN(旧 CITI)を修了している場合

JST の事業等において、eAPRIN(旧 CITI)を応募申請時点で修了している場合は、e-Rad の応募情報入力画面で、修了済と申告してください。

##### b. 上記 a. 以外の場合

所属機関において研究倫理教育に関するプログラムが実施されていないなど、所属機関で研究倫理教育に関するプログラムを受講することが困難な場合は、JST を通じて eAPRIN(旧 CITI)ダイジェスト版を受講することができます。下記 URL より受講ください。

受講 URL : <https://edu2.aprin.or.jp/ard/>

受講にかかる所要時間はおおむね 1～2 時間程度で、費用負担は必要ありません。速やかに受講・修了した上で、e-Rad の応募情報入力画面で、修了していること及び受講確認書に記載されている受講確認書番号(数字 7 桁+ARD※)を申告してください。

※令和元年 8 月以前に修了した場合は、Ref # から始まる番号になります。

■研究倫理教育に関するプログラムの内容についての相談窓口

国立研究開発法人科学技術振興機構 法務・コンプライアンス部 研究公正課

E-mail : rer-kousyu@jst. go. jp

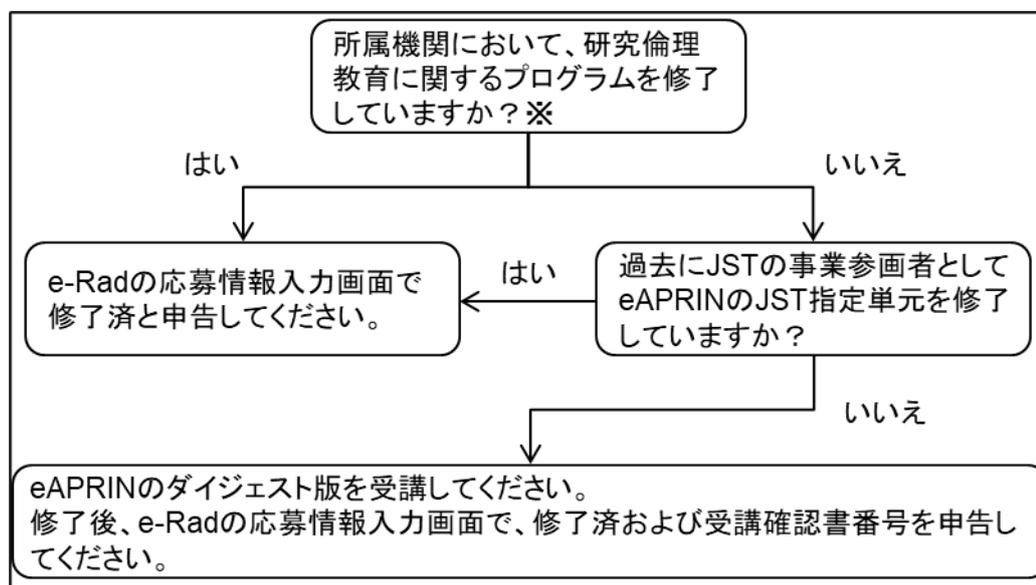
■公募に関する相談窓口

国立研究開発法人科学技術振興機構 戦略研究推進部

E-mail : rp-info@jst. go. jp

※メール本文に公募名、研究提案者名、課題名を記載してください。

研究倫理教育に関するプログラムの受講と修了申告フローチャート



※JSPS の研究倫理 e ラーニングコースを含む。

なお、JST では、CREST・さきがけ・ACT-X に参画する研究者等について「eAPRIN(旧 CITI)」の指定単元<sup>\*13</sup>を受講・修了していただくことを義務づけております。採択の場合は、原則として全ての研究参加者(CREST 主たる共同研究者を含む)に「eAPRIN(旧 CITI)」の指定単元を受講・修了していただきます。(ただし、所属機関や JST の事業等において、既に eAPRIN(旧 CITI) の指定単元を修了している場合を除きます。)

<sup>\*13</sup> JST 指定単元は、以下のウェブサイトで確認願います。  
<https://www.jst.go.jp/researchintegrity/shiryo/e-learning.pdf>

### 8.32 人権の保護及び法令等の遵守への対応について

研究構想を実施するにあたって、相手方の同意・協力を必要とする研究、個人情報の取り扱いの配慮を必要とする研究、生命倫理・安全対策に対する取組を必要とする研究など法令等に基づく手続きが必要な研究が含まれている場合には、研究機関内外の倫理委員会の承認を得る等必要な手続きを行ってください。また、海外における実地の研究活動や海外研究機関との共同研究を行う際には、関連する国の法令等を事前に確認し、遵守してください。

特に、ライフサイエンスに関する研究について、各府省が定める法令等が改正されている場合がありますので、最新版をご確認ください。このほかにも研究内容によって法令等が定められている場合がありますので、ご留意ください。関係法令・指針等に違反し、研究を実施した場合には、研究費の配分の停止や、研究費の配分決定を取り消すことがあります。

なお、文部科学省における生命倫理及び安全の確保について、詳しくは下記ウェブサイトをご参照ください。

- ・ライフサイエンスの広場「生命倫理・安全に対する取組」

<https://www.lifescience.mext.go.jp/bioethics/index.html>

研究計画上、相手方の同意・協力や社会的コンセンサスを必要とする研究又は調査を含む場合には、人権及び利益の保護の取扱いについて、必ず応募に先立って適切な対応を行ってください。

### 8.33 JREC-IN Portal のご利用について

研究者人材データベース(JREC-IN Portal <https://jrecin.jst.go.jp/>)は、国内最大級の研究人材キャリア支援ポータルサイトとして、研究者や研究支援者、技術者などの研究にかかわる人材の求人情報を無料で掲載し、閲覧できるサービスです。

現在、13万人以上のユーザにご登録いただいている他、大学や公的研究機関、民間企業等の求人情報を年間19,000件以上掲載しております。加えて、JREC-IN PortalのWeb応募機能等を利用することで、応募書類の管理を簡略化できると共に、求職者の負担も軽減することができます。研究プロジェクトの推進にあたって高度な知識をもつ研究人材(ポストドクター、研究者等)をお探しの際には、是非JREC-IN Portalをご活用ください。

また、JREC-IN Portalはresearchmapと連携しており、researchmapのID、パスワードでJREC-IN Portalにログインできる他、JREC-IN Portalの履歴書、業績一覧の作成機能では、researchmapに登録した情報を用いて、簡単にこれらの書式を作成いただけます。

### 8.34 JST 先端計測分析技術・機器開発プログラムの成果について

- JST では基礎研究から産学連携制度他、多様な研究開発制度を実施しており、これまでに多くの研究開発成果が実用化されています。
- そのうち、研究開発基盤(研究開発プラットフォーム)の構築・発展を目指した JST 先端計測分析技術・機器開発プログラムでは、多くの研究開発ツールが実用化されています。
- 研究開発を推進するにあたり、新たに検討される研究開発ツールがございましたらご参照いただければ幸いです。

詳しくは 先端計測のウェブサイト <https://www.jst.go.jp/sentan/> をご参照ください。

**先端計測 開発成果 DB (データベース)**  
<https://www.jst.go.jp/sentan/result/products/>

**先端計測 開発成果のご案内**  
<https://www.jst.go.jp/sentan/result/>

実用化された研究開発ツールを検索できます。

これまでの開発成果を PDF でご覧いただけます。

## 第 9 章 戦略的創造研究推進事業内における重複応募の制限について

戦略的創造研究推進事業 2022 年度の「CREST」、「さきがけ」、「ACT-X」の研究提案募集に関して、JST と AMED が運営する戦略的創造研究推進事業内で定めた方針に基づき、以下の通り重複応募についての制限を予め明確化しています。本章において記載のない JST 内外の他事業につきましても、不合理な重複ないし過度の集中に該当すると個別に判断される場合には、一定の措置を行うことがあります。詳しくは、本章 (5) および「8.1 不合理な重複・過度の集中に対する措置」をご参照ください。

※2022 年度から戦略的創造研究推進事業内における重複応募制限の対象が変わりました。

- (1) 2022 年度に公募を行う「CREST」、「さきがけ」、「ACT-X」、「AMED-CREST<sup>\*14</sup>」、「PRIME<sup>\*15</sup>」の全ての研究領域又は研究開発領域の中から、研究提案者として 1 件のみ応募できます。

※ 例外措置として、JST と AMED の指定された領域間で重複応募を可能とする領域があります。後述 (6) および (7) をご参照ください。

(2) 下記に該当する場合は、応募を不受理といたします。

- ・ 現在、a から g の立場にある方は、「CREST」、「さきがけ」、「ACT-X」に研究提案者として応募できません。
- ・ 現在、h の立場にある方、また、過去に a～g の立場にあった方は「ACT-X」に応募できません。（現在 h の立場にある方の CREST、さきがけ応募（早期卒業）は可能ですが、CREST、さきがけに採択された年度末をもって ACT-X 研究は終了となります）。

※いずれも、当該研究課題等の研究期間が、2022 年度内に終了する場合を除きます

- a. 戦略的創造研究推進事業 ERATO の研究総括、副研究総括
- b. 戦略的創造研究推進事業 CREST の研究代表者
- c. 戦略的創造研究推進事業 さきがけの個人研究者
- d. 戦略的創造研究推進事業 AIP 加速課題の研究代表者

---

<sup>\*14</sup> 日本医療研究開発機構（AMED）が実施する戦略的創造研究推進事業の革新的先端研究開発支援事業です。AMED-CREST（ユニットタイプ）は研究開発代表者を筆頭とするユニットで研究を推進するプログラムです。

<sup>\*15</sup> 日本医療研究開発機構（AMED）が実施する戦略的創造研究推進事業の革新的先端研究開発支援事業です。PRIME（ソロタイプ）は研究開発代表者が個人で研究を推進するプログラムです。

## 第 9 章 戦略的創造研究推進事業内における重複応募の制限について

- e. 戦略的創造研究推進事業（革新的先端研究開発支援事業）AMED-CREST の研究開発代表者
- f. 戦略的創造研究推進事業（革新的先端研究開発支援事業）PRIME の研究開発代表者
- g. 戦略的創造研究推進事業（革新的先端研究開発支援事業）FORCE、LEAP の研究開発代表者
- h. 戦略的創造研究推進事業 ACT-X の個人研究者

(3) CREST では、主たる共同研究者やその他の研究参加者としての応募について以下の制限があります。

- a. 当年度の応募において、同一のチームが研究代表者と主たる共同研究者を互いに入れ替え、複数の応募を行うことは出来ません。この制限は応募先の研究領域が同一か否かに関わらず適用されます。2020 年度より本制限の対象は、AMED-CREST の研究開発代表者と研究開発分担者も含まれます。

※チーム構成が一部異なる等、原則、上記の制限には該当しない場合でも不合理な重複ないし過度の集中に該当すると判断された場合は、必要に応じて一定の措置を行うことがあります。「8.1 不合理な重複・過度の集中に対する措置」をご参照ください。

- b. 研究代表者または主たる共同研究者あるいはその他の研究参加者として応募し、かつ、他の研究提案において主たる共同研究者またはその他の研究参加者として応募し、その両方が採択候補となった場合は、研究内容や規模等を勘案した上で、研究費の減額や、当該研究者が実施する研究を 1 件選択する等の調整を行うことがあります。2020 年度より AMED-CREST、PRIME、FORCE、LEAP、ERATO についても同様な調整を行うことがあります。詳細は「第 9 章 表 2 : CREST・さきがけ・ACT-X 間の同時応募・参画の可否」をご参照ください。
- c. 現在、CREST 研究課題の主たる共同研究者またはその他の研究参加者の立場にある方が、今回新たに研究提案者または主たる共同研究者あるいはその他の研究参加者として応募し、採択候補となった際は、上記 b. と同様の調整を行う場合があります。2020 年度より AMED-CREST、PRIME、FORCE、LEAP、ERATO についても同様な調整を行うことがあります。詳細は「第 9 章 表 1 : CREST・さきがけ・ACT-X への応募・参画の可否」をご参照ください。

(4) 2022 年度より「さきがけ」、「ACT-X」個人研究者と「CREST」の主たる共同研究者を同時に実施することを可能とします。PRIME 研究開発代表者、AMED-CREST、FORCE、LEAP の研究開発分担者、ERATO グループリーダーについても同様な措置をとります。詳細は「第 9 章 表 1 : CREST・さきがけ・ACT-X への応募・参画の可否と表 2 : CREST・さきがけ・ACT-X 間の同時応募・参画の可否」をご参照ください。

## 第 9 章 戦略的創造研究推進事業内における重複応募の制限について

※個人研究者と主たる共同研究者を同時に実施する場合、不合理な重複ないし過度の集中に該当すると判断された場合は、必要に応じて一定の措置を行うことがあります。「8.1 不合理な重複・過度の集中に対する措置」をご参照ください。

- (5) 2022 年度の「CREST」、「さきがけ」、「ACT-X」への応募が採択候補となった結果、JST が運用する全ての競争的研究費制度等を通じて、研究課題等への参加が複数となった場合には、研究費の減額や、当該研究者が実施する研究を 1 件選択する等の調整を行うことがあります(研究期間が 2022 年度内に終了する場合を除きます)。調整対象となるのは研究提案者本人に加え、CREST への応募の場合は主たる共同研究者やその他の研究参加者も含まれません。

- (6) CREST「生体マルチセンシングシステムの究明と活用技術の創出」およびさきがけ「生体多感覚システム」研究領域については、同じ戦略目標の下に発足した AMED「マルチセンシングネットワークの統合的理解と制御機構の解明による革新的医療技術開発」研究開発領域との重複応募を例外措置として認めます。

※上記領域内における「JST\_CREST と AMED-CREST」の重複応募および「さきがけと PRIME」の重複応募のみ認めます。ただし、提案書は JST および AMED のそれぞれ指定する様式を用い、各法人への提案となります。提案書の様式を間違えて提案を行った場合は不受理とします。また、2つの領域に同時に採択されることはありません。

※面接選考に進む場合は、提案書に記載のある CREST の研究代表者・主たる共同研究者・研究参加者およびさきがけの提案者の連携している 4 プログラムへの参画・応募状況を事務局に提出していただきます(記載様式は、面接選考に進む際に別途お知らせいたします)。

- (7) さきがけ「加齢による生体変容の基盤的な理解」研究領域については、同じ戦略目標の下に発足した AMED「根本的な老化メカニズムの理解と破綻に伴う疾患機序解明」研究開発領域との重複応募を例外措置として認めます。

※上記領域内における「さきがけと PRIME」の重複応募のみ認めます。ただし、提案書は JST および AMED のそれぞれ指定する様式を用い、各法人への提案となります。提案書の様式を間違えて提案を行った場合は不受理とします。また、2つの領域に同時に採択されることはありません。

※面接選考に進む場合は、さきがけの提案者の連携している 3 プログラムへの参画・応募状況を事務局に提出していただきます(記載様式は、面接選考に進む際に別途お知らせいたします)。

第 9 章 戦略的創造研究推進事業内における重複応募の制限について

【参考】

表 1 : CREST・さきがけ・ACT-X への応募・参画の可否

(現在、CREST・AIP 加速課題・さきがけ・ACT-X・AMED プログラム・ERATO の研究に従事されている方)

応募先の研究課題の立場 現在の研究課題の立場		CREST			さきがけ	ACT-X
		研究代表者	主たる共同研究者	その他の研究参加者	個人研究者	個人研究者
CREST	研究代表者	不可 p. 80(2)	可 <sup>注1</sup>	可 <sup>注1</sup>	不可 <sup>注3</sup> p. 80(2)	不可 p. 80(2)
	主たる共同研究者	可 <sup>注1</sup> p. 81(3)c	可 <sup>注1</sup> p. 81(3)c	可 <sup>注1</sup> p. 81(3)c	可 <sup>注1注2</sup> p. 81(4)	可 <sup>注1</sup> p. 81(4)
	その他の研究参加者	可 <sup>注1</sup> p. 81(3)c	可 <sup>注1</sup> p. 81(3)c	可 <sup>注1</sup> p. 81(3)c	可 <sup>注1注2</sup>	可 <sup>注1</sup>
さきがけ	個人研究者	不可 <sup>注3</sup> p. 80(2)	可 <sup>注1</sup> p. 81(4)	可 <sup>注1</sup>	不可 p. 80(2)	不可 p. 80(2)
ACT-X	個人研究者	可 p. 80(2)	可 <sup>注1</sup> p. 81(4)	可 <sup>注1</sup>	可 p. 80(2)	不可 p. 80(2)
AIP 加速課題	研究代表者	不可 p. 80(2)	可 <sup>注1</sup>	可 <sup>注1</sup>	不可 <sup>注3</sup> p. 80(2)	不可 p. 80(2)
	主たる共同研究者	可 <sup>注1</sup> p. 81(3)c	可 <sup>注1</sup> p. 81(3)c	可 <sup>注1</sup> p. 81(3)c	可 <sup>注1注2</sup> p. 81(4)	可 <sup>注1</sup> p. 81(4)
	その他の研究参加者	可 <sup>注1</sup> p. 81(3)c	可 <sup>注1</sup> p. 81(3)c	可 <sup>注1</sup> p. 81(3)c	可 <sup>注1注2</sup>	可 <sup>注1</sup>
AMED-CREST、 FORCE、LEAP	研究開発代表者	不可 <sup>注3</sup> p. 80(2)	可 <sup>注1</sup>	可 <sup>注1</sup>	不可 <sup>注3</sup> p. 80(2)	不可 p. 80(2)
	研究開発分担者	可 <sup>注1</sup> p. 81(3)c	可 <sup>注1</sup> p. 81(3)c	可 <sup>注1</sup> p. 81(3)c	可 <sup>注1</sup> p. 81(4)	可 <sup>注1</sup> p. 81(4)
	その他の研究参加者	可 <sup>注1</sup> p. 81(3)c	可 <sup>注1</sup> p. 81(3)c	可 <sup>注1</sup> p. 81(3)c	可 <sup>注1</sup>	可 <sup>注1</sup>
PRIME	研究開発代表者	不可 <sup>注3</sup> p. 80(2)	可 <sup>注1</sup> p. 81(4)	可 <sup>注1</sup>	不可 <sup>注3</sup> p. 80(2)	不可 p. 80(2)
ERATO	研究総括、副研究 総括	不可 <sup>注3</sup> p. 80(2)	可 <sup>注1</sup>	可 <sup>注1</sup>	不可 <sup>注3</sup> p. 80(2)	不可 p. 80(2)
	グループリーダー	可 <sup>注1</sup> p. 81(3)c	可 <sup>注1</sup> p. 81(3)c	可 <sup>注1</sup> p. 81(3)c	可 <sup>注1</sup> p. 81(4)	可 <sup>注1</sup> p. 81(4)
	契約開発担当者	可 <sup>注1</sup> p. 81(3)c	可 <sup>注1</sup> p. 81(3)c	可 <sup>注1</sup> p. 81(3)c	可 <sup>注1</sup>	可 <sup>注1</sup>
	研究参加者	可 <sup>注1</sup> p. 81(3)c	可 <sup>注1</sup> p. 81(3)c	可 <sup>注1</sup> p. 81(3)c	可 <sup>注1</sup>	可 <sup>注1</sup>

注1) 応募先採択時には、過度の集中、不合理な重複を考慮し、採択先の研究費を減額する、もしくは自身が実施する研究をいずれか一方にする等の調整をすることがあります。  
 注2) 専任での参加を希望し、採択後も CREST 研究への従事を引き続き希望する場合は JST による審査があります。  
 注3) 事前に研究領域総括かつ JST/AMED が承認した場合のみ可能です(募集〆切 3 週間前までに連絡が必要)。

第 9 章 戦略的創造研究推進事業内における重複応募の制限について

表 2 : CREST・さきがけ・ACT-X 間の同時応募・参画の可否

(現在、CREST・さきがけ・ACT-X・AMED プログラム・ERATO のいずれの研究にも従事されていない方)

応募先 2 の立場 応募先 1 の立場		CREST			さきがけ	ACT-X
		研究代表者	主たる共同研究者	その他の研究参加者	個人研究者	個人研究者
CREST	研究代表者	不可 p. 80(1)	可 <sup>注1</sup> p. 81(3)a, b	可 <sup>注1</sup> p. 81(3)b	不可 p. 80(1)	不可 p. 80(1)
	主たる共同研究者	可 <sup>注1</sup> p. 81(3)a, b	可 <sup>注1</sup> p. 81(3)b	可 <sup>注1</sup> p. 81(3)b	可 <sup>注1</sup> p. 81(4)	可 <sup>注1</sup> p. 81(4)
	その他の研究参加者	可 <sup>注1</sup> p. 81(3)b	可 <sup>注1</sup> p. 81(3)b	可 <sup>注1</sup> p. 81(3)b	可 <sup>注1</sup>	可 <sup>注1</sup>
	前年度特定課題調査対象 (研究代表者)	指定領域のみ 可 p. 38 5.1.5(2)	可 <sup>注1</sup> p. 81(3)a, b	可 <sup>注1</sup> p. 81(3)b	不可 p. 80(1)	不可 p. 80(1)
さきがけ	個人研究者	不可 p. 80(1)	可 <sup>注1</sup> p. 81(4)	可 <sup>注1</sup>	不可 p. 80(1)	不可 p. 80(1)
	前年度特定課題調査対象 (個人研究者)	不可 p. 80(1)	可 <sup>注1</sup> p. 81(4)	可 <sup>注1</sup>	指定領域のみ 可 p. 38 5.1.5(2)	不可 p. 80(1)
ACT-X	個人研究者	不可 p. 80(1)	可 <sup>注1</sup> p. 81(4)	可 <sup>注1</sup>	不可 p. 80(1)	不可 p. 80(1)
AMED-CREST	研究開発代表者	不可 <sup>注3</sup> p. 80(1)	可 <sup>注1</sup> p. 81(3)a, b	可 <sup>注1</sup> p. 81(3)b	不可 p. 80(1)	不可 p. 80(1)
	研究開発分担者	可 <sup>注1</sup> p. 81(3)a, b	可 <sup>注1</sup> p. 81(3)b	可 <sup>注1</sup> p. 81(3)b	可 <sup>注1</sup> p. 81(4)	可 <sup>注1</sup> p. 81(4)
	参加者	可 <sup>注1</sup> p. 81(3)b	可 <sup>注1</sup> p. 81(3)b	可 <sup>注1</sup> p. 81(3)b	可 <sup>注1</sup>	可 <sup>注1</sup>
PRIME	研究開発代表者	不可 p. 80(1)	可 <sup>注1</sup> p. 81(4)	可 <sup>注1</sup>	不可 <sup>注3</sup> p. 80(1)	不可 p. 80(1)
ERATO	研究総括、副研究総括	可 <sup>注2</sup>	可 <sup>注1</sup>	可 <sup>注1</sup>	可 <sup>注2</sup>	可 <sup>注2</sup>
	グループリーダー	可 <sup>注1</sup> p. 81(3)b	可 <sup>注1</sup> p. 81(3)b	可 <sup>注1</sup> p. 81(3)b	可 <sup>注1</sup> p. 81(4)	可 <sup>注1</sup> p. 81(4)
	研究参加者	可 <sup>注1</sup> p. 81(3)b	可 <sup>注1</sup> p. 81(3)b	可 <sup>注1</sup> p. 81(3)b	可 <sup>注1</sup> p. 81(4)	可 <sup>注1</sup> p. 81(4)
	前年度特定領域調査対象	可 <sup>注2</sup>	可 <sup>注1</sup>	可 <sup>注1</sup>	可 <sup>注2</sup>	可 <sup>注2</sup>
LEAP	研究開発代表者	可 <sup>注2</sup>	可 <sup>注1</sup>	可 <sup>注1</sup>	可 <sup>注2</sup>	不可 p. 80(1)
	研究開発分担者	可 <sup>注1</sup> p. 81(3)b	可 <sup>注1</sup> p. 81(3)b	可 <sup>注1</sup> p. 81(3)b	可 <sup>注1</sup> p. 81(4)	可 <sup>注1</sup> p. 81(4)
	参加者	可 <sup>注1</sup> p. 81(3)b	可 <sup>注1</sup> p. 81(3)b	可 <sup>注1</sup> p. 81(3)b	可 <sup>注1</sup>	可 <sup>注1</sup>
注 1) 両者採択候補時には、過度の集中、不合理な重複を考慮し、研究費を減額する、もしくは自身が実施する研究をいずれか一方にする等の調整をすることがあります。						

## 第 9 章 戦略的創造研究推進事業内における重複応募の制限について

注 2)	両者採択候補時には、自身が実施する研究をいずれか一方にする等の調整を行うこととなります。例えば、さきがけまたは ACT-X への応募を取り下げる、あるいは主たる共同研究者を変更する等の調整を行うこととなります。
注 3)	例外措置として、CREST「生体マルチセンシングシステムの究明と活用技術の創出」の研究提案者は、AMED「マルチセンシングネットワークの統合的理解と制御機構の解明による革新的医療技術開発」研究開発領域の AMED-CREST（ユニットタイプ）への重複応募が可能です。また、さきがけ「生体多感覚システム」の研究提案者は AMED「マルチセンシングネットワークの統合的理解と制御機構の解明による革新的医療技術開発」研究開発領域の PRIME（ソロタイプ）への、さきがけ「加齢による生体変容の基盤的な理解」の研究提案者は AMED「根本的な老化メカニズムの理解と破綻に伴う疾患機序解明」研究開発領域の PRIME（ソロタイプ）への重複応募が可能です。ただし、2つの領域に同時に採択されることはありません。

### 【補足】

- ※ なお、2022 年度に終了する CREST・さきがけ・ACT-X 課題研究を実施している研究者（CREST 研究代表者・主たる共同研究者・その他の研究参加者、さきがけ個人研究者、ACT-X 個人研究者）はいずれも、今回募集している CREST 研究代表者・さきがけ個人研究者・ACT-X 個人研究者としての応募または CREST 主たる共同研究者としての研究参画が可能です。
- ※ ACT-X 研究実施中にさきがけ、PRIME、CREST、AMED-CREST に応募し、採択された場合にはさきがけ、PRIME を実施いただくことは可能ですが、さきがけ、PRIME に採択された年度末をもって ACT-X 研究は終了となります。**ACT-X 研究実施中にさきがけ、PRIME、CREST、AMED-CREST に応募する際は、その旨を総括、JST に通知してください。**
- ※ 現在、研究代表者（個人研究者）として創発的研究支援事業を実施中の場合でも、今回募集している CREST 研究代表者・さきがけ個人研究者としての応募が可能です。CREST、さきがけに採択された後の創発的研究支援事業の研究課題については創発的研究支援事業担当者にご確認ください。
- ※ ACT-X 加速フェーズへの申請と CREST・さきがけ・ACT-X への応募を並行して行うことは可能ですが、両方を同時に実施することはできません。どちらかの採択が決定次第もう一方の提案を取り下げるといった調整を行います。

## 第 10 章 府省共通研究開発管理システム(e-Rad)による応募方法について

### ○府省共通研究開発管理システム(e-Rad)<sup>\*16</sup>について

府省共通研究開発管理システム(e-Rad)とは、競争的研究費制度を中心として研究開発管理に係る一連のプロセス(応募受付→審査→採択→採択課題管理→成果報告等)をオンライン化する府省横断的なシステムです。

#### 10.1 府省共通研究開発管理システム(e-Rad)による応募に当たっての注意事項

研究提案の応募は、以下の通り e-Rad(<https://www.e-rad.go.jp/>)を通じて行います。  
特に以下の点にご留意ください。

○ 募集締切までに e-Rad を通じた応募手続きが完了していない提案については、いかなる理由があっても審査の対象とはいたしません。

○ e-Rad にログインする際の動作確認済環境

e-Rad の動作確認済環境は Firefox、Chrome、Edge、Safari です。ご注意ください。

(※IE では利用いただけません)

<https://www.e-rad.go.jp/requirement.html>

○ 事前に研究機関及び研究者の登録、研究インテグリティに係る情報の入力が必要です。

詳細は「10.4.1 研究機関、研究者情報の登録」や「別紙：府省共通研究開発管理システム(e-Rad)による応募方法」をご参照ください。

○ e-Rad への情報入力は、募集締切から数日以上余裕を持ってください。

e-Rad への情報入力には最低でも 60 分前後の時間がかかります。また、募集締切当日は、e-Rad システムが混雑し、入力作業に著しく時間を要する恐れがあります。

○ 入力情報は「一時保存」が可能です。

---

<sup>\*16</sup> 「e-Rad」とは、府省共通研究開発管理システムの略称で、Research and Development((科学技術のための研究開発))の頭文字に、Electric((電子))の頭文字を冠したものです。

## 第 10 章 府省共通研究開発管理システム(e-Rad)による応募方法について

応募情報の入力を途中で中断し、一時保存することができます。詳細は「別紙：府省共通研究開発管理システム(e-Rad)による応募方法」の「■応募情報の一時保存・入力再開について」をご参照ください。

- 研究提案提出後も「引き戻し」が可能です。

**募集締切までは**、研究者自身で研究提案を引き戻し、再編集する事が可能です。詳細は「別紙：府省共通研究開発管理システム(e-Rad)による応募方法」の「■提出した応募情報の修正「引き戻し」について」をご参照ください。

**募集締切当日は「引き戻し」を極力行わないでください。**募集締切当日は、e-Rad システムが混雑し、引き戻し後の再編集に著しく時間を要する恐れがあります。

### 10.2 e-Rad による応募方法の流れ

#### (1) 研究機関、研究者情報の登録

ログイン ID、パスワードをお持ちでない方は、研究機関の事務担当者による登録が必要です。

#### ※詳細は、「10.4.1 研究機関、研究者情報の登録」



#### (2) 募集要項及び研究提案書の様式の取得

研究提案募集ウェブサイトから研究提案書様式をダウンロードしてください。研究領域によって提案書様式が異なる場合があります。

必ず応募される研究領域の様式をダウンロードしてご利用ください。



#### (3) 研究提案書の作成(3 MB 以内を目途)



#### (4) e-Rad への応募情報入力



#### (5) 研究提案の提出

研究提案書をアップロードし、提出します。

- 作成した申請様式ファイルは、PDF 形式でのみアップロード可能となっています。e-Rad には、WORD や一太郎ファイルの PDF 変換機能がありますので、提出する様式ファイルは原則としてこの変換機能を使って PDF 化してください。ご自身が保有するアプリでの PDF 化も可能ですが、PDF リーダーの画面からコピーペーストしたテキストが文字化けしないこ

## 第 10 章 府省共通研究開発管理システム(e-Rad)による応募方法について

とを必ず確認してください。一部のアプリによる PDF 化では、PDF に埋め込まれたテキストが正しい文字コードではない場合があります。

- 提出締切日時までに、応募のステータスが「配分機関処理中」又は「受理済」となっていない申請は無効となります。応募のステータスは、「課題一覧」画面で確認してください。

### 10.3 利用可能時間帯、問い合わせ先

#### 10.3.1 e-Rad の操作方法

e-Rad の操作方法に関するマニュアルは、e-Rad ポータルサイト (<https://www.e-rad.go.jp/>) から参照又はダウンロードすることができます。利用規約に同意の上、応募してください。

#### 10.3.2 問い合わせ先

制度・事業そのものに関する問合せは JST にて、e-Rad の一般的な操作方法に関する問い合わせは e-Rad ヘルプデスクにて受け付けます。

本章及び e-Rad ポータルサイト (以下、「ポータルサイト」という。) をよくご確認の上、お問い合わせください。

なお、**審査状況、採否に関する問い合わせには一切回答できません。**

制度・事業や提出書類の作成・提出に関する手続き等に関する問い合わせ	JST戦略研究推進部(公募担当)	<お問い合わせはかならず電子メールでお願いします(お急ぎの場合を除きます)> E-mail : <a href="mailto:rp-info@jst.go.jp">rp-info@jst.go.jp</a> [募集専用] 電話番号 : 03-3512-3530 [募集専用] 受付時間 : 10:00~12:00 13:00~17:00 ※土曜日、日曜日、祝日、年末年始を除く  [電話でご質問いただいた場合でも、電子メールでの対応をお願いすることがあります]
e-Rad の操作に関する問い合わせ	e-Radヘルプデスク	電話番号 : 0570-057-060(ナビダイヤル) 受付時間 : 9:00~18:00 ※土曜日、日曜日、国民の祝日及び年末年始(12月29日~1月3日)を除く

- 本事業の公募のウェブサイト (<https://www.jst.go.jp/kisoken/boshuu/teian.html>)

- e-Rad ポータルサイト (<https://www.e-rad.go.jp/>)

### 10.3.3 e-Rad の利用可能時間帯

原則として 24 時間 365 日稼働していますが、システムメンテナンスのため、サービス停止を行うことがあります。サービス停止を行う場合は、ポータルサイトにてあらかじめお知らせします。

## 10.4 具体的な操作方法と注意事項

### 10.4.1 研究機関、研究者情報の登録

研究機関は、応募時まで e-Rad に登録されていることが必要となります。研究機関で 1 名、e-Rad に関する事務代表者を決めていただき、ポータルサイトより研究機関登録様式をダウンロードして、登録申請を行ってください。ただし、提案者が海外研究機関に所属している場合には、採択後に JST にて研究機関登録を行います。研究者 ID に登録されている所属は無し（府省共通研究開発管理システム）のままで応募画面に進んでいただき、「個別項目」タブ（別紙：府省共通研究開発管理システム(e-Rad)による応募方法を参照）にご所属機関の名称をご記入ください。また、その場合には下記の通り、提案者ご本人にて e-Rad のログイン ID・パスワードを取得していただく必要があります。

応募者は、「CREST」では研究代表者及び全ての主たる共同研究者が、「さきがけ」・「ACT-X」では個人研究者が、e-Rad に研究者情報を登録して、ログイン ID、パスワードを事前に取得する必要があります（既に他の公募への応募の際に登録済みの場合、再登録は不要です）。

取得手続きは以下の通りです。**2 週間以上の余裕をもって登録手続きをしてください。** 詳細は、ポータルサイトをご参照ください。

1) 国内の研究機関に所属する研究者

作業者：研究機関の事務担当者

登録内容：研究機関及び研究者情報

2) 国外の研究機関に所属する研究者、もしくは研究機関に所属していない研究者

作業者：提案者本人

登録内容：研究者情報

募集要項及び研究提案書の様式の取得については下記アドレス、別紙をご参照ください。

「別紙：府省共通研究開発管理システム(e-Rad)による応募方法」

アドレス：<https://www.jst.go.jp/kisoken/boshuu/teian/koubo/2022e-rad.pdf>

## Q & A

## Q & A

Q & Aについては、以下の研究提案募集ウェブサイトもご参照ください。問い合わせが多い内容については、随時更新していく予定です。

<https://www.jst.go.jp/kisoken/boshuu/teian.html>

府省共通研究開発管理システム(e-Rad)の運用、所属研究機関・研究者の登録及びe-Radの操作等に関しては、以下のウェブサイトをご参照ください。

<https://www.e-rad.go.jp/>

### ○ 研究倫理教育に関するプログラムの受講について

研究倫理教育に関するプログラムの内容について

Q 所属機関において実施している研究倫理教育に関するプログラムはどのような内容でなければいけませんか。

A 研究倫理教育に関するプログラムは、各研究機関の責任において実施されるものであり、JSTは教材の内容を指定いたしません。

(参考)2015年4月以降に適用される「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」(平成26年8月26日 文部科学大臣決定)では、研究機関においては「研究倫理教育責任者」の設置などにより体制整備を図り、機関として教育を実施することが求められ、また、配分機関には、研究倫理教育の受講を確認することが求められています。なお、上記ガイドラインで求められる内容は、いわゆる論文不正に関するものであり、たとえば、生命倫理や利益相反等に関するものとは別の内容となります。

ご不明な点がございましたら、JST 研究公正課にお問い合わせください。

国立研究開発法人科学技術振興機構法務・コンプライアンス部研究公正課  
E-mail: rcr-kousyu@jst.go.jp

プログラムの修了証明について

Q 研究倫理教育に関するプログラムの修了を証明する書類を提出する必要がありますか。

A 提出の必要はありません。

## Q & A

受講確認書番号の申告について

Q eAPRIN(旧 CITI) e-ラーニングプログラムダイジェスト版を修了しましたが、受講確認書番号はどのように確認すればよいですか。

A クイズに合格後、受講確認書を発行することができます。受講確認書に記載されている受講確認書番号(数字7桁+ARD)が表記されています。

**受講確認書**  
JST申請用  
Confirmation Report

下記の単元を受講し、合格点を取得しました  
Took the following lesson and passed.

単元名(Lesson name): 責任ある研究行為ダイジェスト/< Digest Version >  
Responsible Conduct of Research\_RCR

受講日(Passed on): 2019/06/13

受講確認書番号(Confirmation Report Number): 1930269ARD ←受講確認書番号

氏名(FULL NAME): 栄富林 花子

機関名(ORGANIZATION): APRIN大学

部局名(DEPARTMENT): 理工学部

メールアドレス(Mail Address): aprinhanako@xxx.ac.jp

一般財団法人 公正研究推進協会  
Association for promotion of Reserch integrity

↑ 確認書見本

eAPRIN(旧CITI) e-ラーニングプログラムダイジェスト版の英語版について

Q 機関の教育プログラムを履修していないため、eAPRIN(旧 CITI) e-ラーニングプログラムダイジェスト版を受講する予定ですが、母国語が日本語でない場合など、日本語の内容による受講が困難な場合はどのようにしたらよいでしょうか。

## Q & A

A eAPRIN(旧 CITI) e-ラーニングプログラムダイジェスト版を英語に翻訳したものが用意されていますので、研究提案募集ウェブサイトから受講をお願いします。

### 研究倫理教育に関するプログラムの受講期限について

Q 応募締切までに研究倫理教育に関するプログラムの受講が完了しません。応募締切後に受講を完了してもよいでしょうか。

A 研究倫理プログラムの受講完了が応募の必須条件となります。応募締切後の受講は認めませんのでご注意ください。

## Q & A

### ○ CREST、さきがけ、ACT-X 共通事項

#### 2022年度研究提案募集への応募について

Q 応募の際に、所属機関の承諾書が必要ですか。

A 必要ありません。ただし、研究機関に求められる責務（「5.2.7 研究機関の責務等」）が果たせない研究機関における研究実施は認められませんので、応募に際しては、研究の実施を予定している研究機関の事前承諾を確実に得てください。

Q なぜ JST と AMED の戦略的創造研究推進事業の間で重複応募制限を実施するのですか。

A 対象プログラムは実施機関が JST と AMED に分かれているものの、いずれも戦略目標または研究開発目標の下、戦略的な基礎研究を推進する文部科学省の戦略的創造研究推進事業のプログラムです。そのため両機関の間で重複応募制限を実施するものです。

#### 研究提案書の色について

Q 研究提案書中の文字や図表はカラーでも大丈夫ですか。評価者は、カラーの状態で見ますか。

A 評価者は、カラーの状態で見ます。ただし、PDF の状態から印刷出力を行うこともあり、低解像度でも見やすい図表を使うなどの配慮をお願いします。

#### 研究提案書「業績リスト」について

Q プロシーディング論文も記載出来ますか。

A 重要なプロシーディング論文も研究実績としてご記載いただけます。特に情報・セキュリティ系分野ではその重要性が謳われているところです。詳細は内閣サイバーセキュリティセンターのサイバーセキュリティ研究・産学官連携戦略ワーキンググループ最終報告を参照してください。

（令和3年3月12日 サイバーセキュリティ戦略本部 研究開発戦略専門調査会 研究・産学官連携戦略ワーキンググループサイバーセキュリティ研究・産学官連携戦略ワーキンググループ）

<https://www.nisc.go.jp/conference/cs/pdf/kenkyuwg-saishu.pdf>

#### 研究提案書「他制度での助成等の有無」について

Q 「国外も含め」とありますが、海外機関からの受入予定あるいは申請中の研究資金について、具体的に何を記載すればよいですか。

## Q&A

- A 応募時点において、研究者が応募中及び受入予定の研究費を幅広く記入していただくことになりますので、競争的研究費、民間財団からの助成金、企業からの受託研究費や共同研究費など、外国から受け入れるすべての研究資金について記入するようにしてください。なお、締結済の秘密保持契約等の内容に基づき記載することが出来ないなど、やむを得ない事情により記載が難しい場合は、エフォート以外の項目は記入せずにご提出いただくことが可能です。（審査の際に外部の専門家に提供されますので記載にはご注意ください）

### 応募者について

Q 女性研究者の応募状況はどの程度ですか。

- A 女性研究者は、応募者、採択者ともに CREST では 5～10%程度、さきがけでは全体の 10～20%程度、ACT-X では 15～30%程度です。JST では、性別、研究経歴等を問わず、多様な層の研究者からの積極的な応募を期待しており、研究者が存分に力を発揮できる環境の整備に努めています。その一環として、戦略的創造研究推進事業ではダイバーシティ推進の取り組みに関する特設サイトを設けております。是非ご参照ください。

CREST・さきがけにおけるダイバーシティ推進に向けた取り組み

<https://www.jst.go.jp/kisoken/crest/nadeshiko/index.html>

JST では、研究を推進される研究者の皆さん一人ひとりが能力を十分に発揮して活躍できるように、これからも制度の改善に努め、充実した研究環境の整備に取り組んで参ります。

JST ダイバーシティ推進ページ

<https://www.jst.go.jp/diversity/>

### 間接経費について

Q 間接経費は、研究契約を締結する全ての研究機関に支払われるのですか。

- A 委託研究契約を締結する全ての研究機関に対して、間接経費として、原則、研究費(直接経費)の 30%に当たる額を上限として別途お支払いします。

Q 間接経費は、どのような使途に支出するのですか。

- A 間接経費は、本事業に採択された研究課題に参加する研究者の研究環境の改善や、研究機関全体の機能の向上に活用するために必要となる経費に対して、研究機関が充当する為の資金です。

### 研究費の使途について

## Q & A

Q プログラムの作成などの業務を外部企業等へ外注することは可能ですか。

A 研究を推進する上で必要な場合には外注が可能です。ただし、その場合の外注は、研究開発要素を含まない請負契約によるものであることが前提です。研究開発要素が含まれる再委託は、原則として認められません。

### 採択後の異動について

Q 研究実施中に研究代表者(CREST)・個人研究者(さきがけ)・個人研究者(ACT-X)の人事異動(昇格・所属機関の異動等)が発生した場合も研究を継続できますか。

A 異動先において、当該研究が支障なく継続できるという条件で研究の継続は可能です。異動に伴って、研究代表者(CREST)・個人研究者(さきがけ)・個人研究者(ACT-X)の交替はできません。

Q 研究実施中に移籍などの事由により所属研究機関が変更となった場合、研究費で取得した設備等を変更後の研究機関に移動することはできますか。

A 研究費(直接経費)により取得した物品については、原則として、移籍先の研究機関へ譲渡等により移動する必要がある旨、研究契約に規定しております。

### その他

Q 本事業のプログラムオフィサー(PO)は誰ですか。また、どのような役割を果たすのですか。

A 本事業の「CREST」及び「さきがけ」「ACT-X」では、研究総括が競争的研究費制度に設置されるプログラムオフィサー(PO)となっています。研究総括の役割については、「2.1.1 CRESTの概要」、及び「3.1.1 さきがけの概要」、「4.1.1 ACT-Xの概要」をご参照ください。

Q 昨年度の採択課題や応募状況について教えてください。

A JSTのウェブサイト

・CREST

<https://www.jst.go.jp/kisoken/crest/application/index.html>

・さきがけ

<https://www.jst.go.jp/kisoken/presto/application/index.html>

・ACT-X

<https://www.jst.go.jp/kisoken/act-x/application/index.html>

をご参照ください。

## Q & A

Q 現在、海外研究機関に所属しておりe-Radの研究者番号を持っていません。CRESTの共同研究グループまたはさきがけ研究者（専任でない）として応募する場合、e-Radへの登録はどのようにすれば良いでしょうか。

A 海外の「主たる共同研究者」「さきがけ研究者」のe-Rad登録は作業：提案者本人、登録内容：研究者情報としてご手配いただきます。研究者登録申請書、本人確認用証明書のコピーなどを直接e-Radのシステム運用担当に郵送し、ご本人による研究者の登録申請を行ってください。詳しくは募集要項「10.4.1 研究機関、研究者情報の登録」、ポータルサイトを確認してください。

<https://www.e-rad.go.jp/researcher/index.html>

Q 現在、海外研究機関に所属しており、CRESTの共同研究グループまたはさきがけ研究者（専任でない）として応募する場合、過去に国内研究機関に所属していた時に取得したe-Radの研究者番号を用いることは可能でしょうか。

A e-Radの研究者番号をすでに取得済みで、現在も応募可能であれば、そのまま応募していただいて問題ございません。その場合、登録されている過去の所属機関情報が表示される場合がございますが、個別入力欄に現在の所属機関をご入力ください。採択後、JSTでご所属機関を登録いたします。

Q e-Radにて研究提案書の一時保存ができません。

A 「別紙：府省共通研究開発管理システム(e-Rad)による応募方法」に記載されている項目をすべて入力しないと、一時保存ができません。一時保存した後も入力内容の変更は可能ですので、必要に応じて仮の情報を入れることで一時保存できるようになります。

Q 面接選考会の日の都合がつかない場合、代理に面接選考を受けさせてもいいですか。あるいは、面接選考の日程を変更してもらうことはできますか。

A 面接選考時の代理はお断りしています。また、多くの評価者の日程を調整した結果決定された日程ですので、日程の再調整はできません。「序章（2）募集・選考スケジュールについて」に示してある面接選考期間をご確認いただくと共に、応募される研究領域の面接選考の実施日程については、研究提案募集ウェブサイト(<https://www.jst.go.jp/kisoken/boshuu/teian/top/ryoiki.html>)によりお知らせしますので、そちらをご確認ください。

## Q & A

### ○ CRESTに関する事項

#### 研究費の記載について

Q 研究提案書に、研究費の積算根拠や年度ごとの予算を記載する必要はありますか。

A 研究費の積算根拠は必要ありませんが、費目ごとの研究費計画や研究グループごとの研究費計画を研究提案書のCREST - 様式5に記載してください。また、面接選考の対象となった方には、研究費の詳細等を含む補足説明資料の作成を別途お願いする予定です。

#### 研究実施体制・予算配分について

Q 研究実施体制の共同研究グループの編成及び共同研究グループへの予算配分に関して、適切とは認められない例を教えてください。

A 提案されている研究構想に対する実施体制において研究代表者が担う役割が中心的ではない、研究の多くの部分を外注する、研究構想における共同研究グループの役割・位置づけが不明、共同研究グループの役割・位置づけを勘案することなく研究費が均等割にされている予算計画、等が考えられます。

Q 研究提案書に記載した研究実施体制及び予算総額を、面接時に変更することはできますか。

A 研究提案書に記載された内容で選考を行いますので、変更が生じることのないよう研究提案時に慎重に検討ください。なお、採択時に研究総括からの指示により変更を依頼することはあります。

#### 応募者の要件について

Q 非常勤の職員(客員研究員等)でも応募は可能ですか。また、研究期間中に定年退職を迎える場合でも応募は可能ですか。

A 研究期間中、国内の研究機関において自らが研究実施体制をとることができ、かつ、JSTが研究機関と委託研究契約を締結することができるのであれば可能です。

#### 研究チーム編成について

Q 「CREST」に応募するにあたって、研究実施中のさきがけ・ACT-X個人研究者を「主たる共同研究者」として研究実施体制に入れることは可能ですか。

A 2022年度募集以降、研究実施中のさきがけ・ACT-X個人研究者が、CRESTの主たる共同研究者として参加することは可能です。ただし、採択候補となった際に、研究内容や規模等を勘案

## Q&A

した上で、研究費の減額等の調整を行うことがあります。詳しくは「第9章 戦略的創造研究推進事業内における重複応募の制限について」をご参照ください。

Q 企業に所属している研究者は「主たる共同研究者」やその他の研究参加者として研究実施体制に入れることは可能ですか。

A 可能です。主たる共同研究者となる場合、JSTと委託契約を締結する必要がありますので、募集要項「5.2.7 研究機関の責務等」もご参照ください。

Q 複数の組織が、1つのグループに入っても良いですか。必ず組織ごとにグループをわけする必要がありますか。

A 同じ研究実施項目を複数の組織(研究室、部局、研究機関等)で取り組む必要があれば、これらが1つのグループに入っても構いません。ただし、採択後に委託研究契約を締結する際に、個別に経費執行する必要がある場合は、グループをわけする必要があります。

※【研究代表者グループのグループ構成】研究代表者と同一(注1)でない機関に所属する研究者も研究代表者グループのメンバーに含めることは可能です。但しその場合は、「異なる機関に所属するメンバーが執行する研究費の管理を、研究代表者の所属機関が行えること(注2)」が必須です。もしこの対応が不可である場合は、異なる機関に所属する研究者は別の共同研究グループとしてください。

※【共同研究グループのグループ構成】共同研究グループを主宰する方を主たる共同研究者としてください。主たる共同研究者と同一(注1)でない機関に所属する研究者も同一グループのメンバーに含めることは可能です。但しその場合は、「異なる機関に所属するメンバーが執行する研究費の管理を、主たる共同研究者の所属機関が行えること(注3)」が必須です。もしこの対応が不可である場合は、異なる機関に所属する研究者は別の共同研究グループとしてください。

注1：企業であれば同一の企業、大学等の場合は同一の組織(研究科等)を指します

注2：異なる機関に所属するメンバーが、研究代表者の所属機関で研究費を執行する合理的な理由が認められ、かつ、当該メンバーが研究を行うための研究費(研究費は研究代表者の所属機関に支払われます)の執行管理を、研究代表者の所属機関が行えること。募集要項「5.2.7 研究機関の責務等」もご参照ください。

注3：異なる機関に所属するメンバーが、主たる共同研究者の所属機関で研究費を執行する合理的な理由が認められ、かつ、当該メンバーが研究を行うための研究費(研究費は主たる共同研究者の所属機関に支払われます)の執行管理を、主たる共同研究者の所属機関が行えること。募集要項「5.2.7 研究機関の責務等」もご参照ください。

## Q&A

### 研究実施場所について

Q 海外の機関でなければ研究実施が困難であるという判断基準とはどのようなものですか。

A 海外での実施を必要とする基準は以下のような場合が想定されます。

1. 必要な設備が日本になく、海外の機関にしか設置されていない。
2. 海外でしか実施できないフィールド調査が必要である。
3. 研究材料がその研究機関あるいはその場所でしか入手できず、日本へ持ち運ぶことができない。

### 研究費について

Q 研究提案書に記載する「研究費総額」(CREST - 様式1)や「研究費計画」(CREST - 様式5)には、委託研究契約を締結した場合に研究機関に支払われる間接経費も加えた金額を記載するのですか。

A 間接経費は含めません。直接経費のみを記載してください。

Q 採択後、チーム内での研究費の配分はどのように決めるのですか。

A チーム内での研究費の配分は、採択後に毎年度策定する研究計画書によって決定します。研究計画については、「5.2.1 研究計画の作成」をご参照ください。

### 研究契約について

Q 「主たる共同研究者」が所属する研究機関の研究契約は、研究代表者の所属機関を介した「再委託」\*17の形式をとるのですか。

A 本事業では、研究契約は「再委託」の形式はとっておりません。JSTは、研究代表者及び主たる共同研究者が所属する研究機関と個別に研究契約を締結します。

### 研究の評価について

Q 採択された研究の評価はどのように行い、それをどのように活かしていますか。

A CREST研究課題の評価としては、原則として、

- 1) 研究開始3年後程度を目安として行われる中間評価
- 2) 研究期間終了後に行われる事後評価

---

\*17 研究契約における「再委託」とは、研究代表者の所属機関とのみ JST が研究契約を締結し、その所属機関と共同研究者の所属機関が研究契約を締結する形式のことです。

## Q&A

があります。詳しくは5.2.4 研究課題評価ご参照ください。また、研究領域の評価(5.2.5 研究領域評価)、及び研究終了後一定期間を経過した後に行う追跡評価があります。全ての評価結果は、ウェブサイトにて公表しています。

### 重複応募について

Q CRESTにおいて、「研究代表者」として提案し、かつ他の研究提案に「主たる共同研究者」として参加することは可能ですか。

A 提案は可能ですが、それらの提案が採択候補となった際に、研究内容や規模等を勘案した上で、研究費の減額や、当該研究者が実施する研究を1件選択する等の調整を行うことがあります。ただし、研究代表者と主たる共同研究者が互いに入れ替わって、複数件の応募をすることはできません。詳しくは「第9章 戦略的創造研究推進事業内における重複応募の制限について」をご参照ください。

Q AMEDのAMED-CRESTまたはPRIMEで採択されていますが、CRESTやさきがけ、ACT-Xに応募できますか。

A 2020年度募集以降、AMEDのAMED-CRESTまたはPRIMEで研究開発代表者として研究実施中の場合、CRESTの研究代表者またはさきがけ、ACT-Xの個人研究者として応募することはできません。詳しくは「第9章 戦略的創造研究推進事業内における重複応募の制限について」をご参照ください。

### ○ さきがけに関する事項

#### 応募者の要件について

Q さきがけでは、年齢制限はありますか。

A さきがけの募集については特に年齢制限は設けておりませんが、30歳代の若手研究者を中心に研究が行われており、研究者がこの制度により飛躍することを期待するものです。

Q 学生は応募できますか。

A 応募は可能です。ただし、採択された場合には、翌年3月までに学生の身分を終える等、4月1日から研究実施機関と研究契約を締結できることが条件です。e-Radの研究者IDの取得については「Q&A ACT-Xに関する事項（学生の応募に関すること）」をご参照ください。

Q ACT-X研究実施中の研究者がさきがけに応募できますか。

## Q&A

A 応募可能です。ただし、採択された場合にはその年度末をもってACT-X研究は終了となります。なおACT-X研究実施中（加速フェーズ期間を含む）にさきがけに応募する際には、その旨をJST（ACT-X領域担当）と総括に通知してください。

Q 非常勤の職員（客員研究員等）でも応募は可能ですか。

A 研究期間中、自らが研究実施体制をとることができ、かつ、JSTが研究機関と委託研究契約を締結することができるのであれば可能です。ただし専任としての研究参加の場合および外国籍の研究者の場合には国内の研究機関に限られます。

Q 「さきがけ」に研究者として応募し、かつ、「CREST」に「主たる共同研究者」として参加することは可能ですか。

A 2022年度より、「さきがけ」個人研究者と「CREST」の「主たる共同研究者」との重複実施が可能となりました（既に「CREST」に「主たる共同研究者」として参加されていて今回「さきがけ」の提案が採択となった場合、ご自身が応募している「さきがけ」と「主たる共同研究者」として参加を予定されている「CREST」の両方が今回同時に採択となった場合を含みます）。ただし、採択候補となった際に、研究内容や規模等を勘案した上で、研究費の減額等の調整を行うことがあります（2022年度に終了する場合を除きます）。詳しくは「第9章 戦略的創造研究推進事業内における重複応募の制限について」をご参照ください。また、事前にCREST研究代表者と相談の上、応募を検討してください。

Q 日本学術振興会特別研究員はさきがけに応募できますか。

A 応募時の身分については規定しません。JST以外の機関の制度を既にご利用、あるいはこれから申請される場合、JST以外の機関の制度におけるさきがけとの重複の適否については、それぞれの機関にお尋ねください。

### 研究費の記載について

Q 研究提案書に、研究費の積算根拠や年度毎の予算を記載する必要がありますか。

A 必要ありませんが、面接選考の対象となった方には、研究費の詳細等を含む補足説明資料の作成を別途していただく予定です。

### 海外の研究機関での研究実施について

Q 日本国籍の研究者が海外の研究機関等で研究を行う場合、どのような要件がありますか。

## Q&A

A JST が提示する内容で研究契約を締結するなどの要件があり、契約書の内容に問題がないか、海外研究機関の契約担当部局の責任者に事前に確認を行ってください（研究提案書（さきがけ-様式7）もご参照ください）。

※以下の URL より応募される研究領域のページにアクセスいただき、「応募方法」の項目内の「参考資料」をご参照ください。

<https://www.jst.go.jp/kisoken/boshuu/teian/top/ryoiki.html>

特に以下の3点が事前確認のポイントになります。

- ア. JSTが指定する研究経費執行指針に基づき適切な経費執行が可能であること。
- イ. 当該の海外研究機関への間接経費の支払いが、直接経費(研究費)の30%を超えないこと。
- ウ. 研究費の支出内容を表す経費明細(国内機関の場合は収支簿に相当)を英文で作成の上、JSTへ提出できること。

詳しくは、「3.2.6 応募要件」で確認ください。なお、上記内容を海外の研究機関が承認されない場合は、契約が締結できない場合がありますので、確実に事前確認をお願いします。また、さきがけ研究費からさきがけ個人研究者の人件費は支出できないことにもご留意ください。

※海外研究機関に所属する研究者は、『直接経費から研究代表者 (PI) の人件費の支出』に関する戦略的創造研究推進事業 (CREST、さきがけ、ACCEL、ACT-X) の対応について (2020年12月1日 JST戦略研究推進部)』の対象外となります。

[https://www.jst.go.jp/kisoken/crest/manual/pi\\_houshin.pdf](https://www.jst.go.jp/kisoken/crest/manual/pi_houshin.pdf)

博士号取得の研究者の雇用について

Q さきがけでは、博士号を取得した研究者(ポスドク)を雇用することはできますか。

A さきがけでは、ポスドクと研究チームを作ることはできません。個人研究者のさきがけ研究をサポートする者(研究補助者)としてのポスドクの雇用は可能です。

その他

Q さきがけ研究の実施中にライフイベント(出産、育児、介護)による研究の中断・再開は可能ですか。

A さきがけ個人研究者に、研究期間中にライフイベントが発生した場合、研究総括と相談の上、ライフイベントごとに定める一定の期間まで研究を中断し、再開することができます。この場合、JSTは研究中断により未使用となった研究費と同額を、再開後に措置します。ま

## Q&A

た、ライフイベントに際し研究を継続できることを目的とした支援制度も実施しています。  
詳しくは以下のウェブサイトをご参照ください。

※CREST・さきがけ・ACT-Xにおけるダイバーシティ推進に向けた取り組み

<https://www.jst.go.jp/kisoken/crest/nadeshiko/index.html>

Q 現在、所属機関から別機関へ出向中、または出向を予定しています。出向先の研究機関でさきがけ研究を実施することは可能ですか。

A 所属機関以外で研究を実施することは可能ですが、実際に研究を実施する機関が研究費の執行を行う場合には、JSTは実際の研究実施機関と研究契約を締結します（ただし、個人研究者が自ら研究を実施する出向先を準備し、研究を実施する機関から承諾を得られていることが前提です）。なお、応募時のe-Radアカウントは、出向元または出向先どちらの所属でも応募可能ですが、e-Rad個別項目における研究機関の入力欄には、研究契約を締結する予定の研究機関を入力してください。

Q さきがけ研究実施機関（専任としての出向先）は国内機関としながら、自分自身は海外に居住しリモートでさきがけ研究を実施することは可能ですか。

A 日本国内の機関をさきがけ研究実施機関としていても、ご本人が海外居住である場合は、出向先においてより一層の情報管理及び安全保障輸出管理の体制構築がなされていることが不可欠です。また、ご本人の労務管理については、居住国の法律に則して行われる必要があります。したがって、出向先の国内機関において、

①居住国にサテライトオフィス等の研究実施場所が用意されているなど、居住国での労務管理が居住地法に則って適切に行われる体制が整備されていること

②国境を越えた情報のやりとりが行われることに照らし、ネットワーク環境整備によるセキュリティの担保が万全であり、安全保障輸出管理の体制が十分に整備されていること

③出向先機関において海外からリモートでの研究費執行・管理ができる環境が整備されており、出向先機関が海外での研究を承諾していること

の3条件が満たされているとJSTが認めた場合に限り、専任としてのさきがけ研究の実施が可能です。

※さきがけ専任研究者で無い方に関しては、所属機関の責任において上記①～③の点等に留意頂きながら実施いただきますようお願いいたします。

Q さきがけ専任研究者本人の人件費は研究費から出すのでしょうか。その目安はいくらくらいですか。

## Q & A

A JSTの規定に基づき給与としてJSTが支払います。

### ○ ACT-Xに関する事項

応募者の要件について

Q ACT-Xでは、年齢制限はありますか。

A 年齢制限はありませんが以下の方を対象としております。

2022年4月1日時点で博士の学位取得後8年未満の個人研究者

\*博士の学位未取得の場合は、2022年4月1日時点で学士の学位取得後13年未満の個人研究者

\*学位を取得後に取得した産前・産後の休暇・育児休業の期間を除くと上記該当年数未満となる者を含む。

上記に関わらず、学生の方は大学院生に限り応募が可能です。

Q 学生は応募できますか。

A 学生は大学院生に限り応募が可能です。

Q 非常勤の職員(客員研究員等)でも応募は可能ですか。

A 所属機関とJSTとの間で募集要項に示す委託研究契約を、申請者ご自身(など In 籍機関(研究実施機関)の規定により委託研究費の執行権限を有さず委託研究契約の当事者となれない方の場合はその指導教員等)を同契約における「研究実施責任者」として締結できることが応募条件となります。

Q 企業に所属しており博士の学位は取得しておりませんが応募は可能ですか。

A 2022年4月1日時点で学士の学位取得後13年未満であれば応募可能です。ただし、所属機関とJSTとの間で募集要項に示す委託研究契約を、申請者ご自身を同契約における「研究担当者」として締結することが可能であることが必要です。

Q 委託研究費の執行権限を有するか、委託研究契約の当事者となれるか、についてはどのように確認すればよいですか。

A 下図の委託研究契約書の雛形 (<https://www.jst.go.jp/contract/index2.html> からダウンロードできます) における「研究担当者」にご自身がなった上で In 籍機関(研究実施場所)がJSTと委託研究契約を締結することが可能か否か、締結した委託研究契約に基づき委託研究費をご自身が執行することが可能か否かについて、In 籍機関(研究実施場所)の事務局にご確認ください。なお、学生以外の方は、執行権限を有し委託研究契約の当事者となれるよう、まず In 籍機関(研究実施場所機関)における指導教員等および In 籍機関(研究実施機

関)と調整してください(「4.2.6 応募要件」参照)。在籍機関との調整段階でご不明点があればJST ([rp-info@jst.go.jp](mailto:rp-info@jst.go.jp))にお問い合せください。

H31<文書番号種別>第<文書番号>号

## 委託研究契約書

国立研究開発法人科学技術振興機構(以下「甲」という。)<契約先機関名>(以下「乙」という。)は、下記契約項目(1)に記載の研究題目等について、次のとおり合意し、委託研究契約(以下「本契約」という。)を締結する。

### (契約項目)

甲は、乙を「<大学等/企業等>」と認め、次の研究を委託し、乙はこれを受託する。

#### (1)研究題目等:

契約番号「<契約ID>」

事業「戦略的創造研究推進事業」(以下「本事業」という。)

研究タイプ「<研究タイプ名>」

研究領域「<研究領域名>」

研究課題「<研究課題名>」

研究代表者「<研究代表者氏名>」

研究題目「<研究題目名>」

#### (2)研究担当者: <所属部署名1> <所属部署名2>

<研究担当者氏名> <研究担当者役職名>

#### (3)契約期間: <契約期間開始日>から<契約期間終了予定日>まで(本研究が中止された場合はその時まで)

#### (4)当事業年度及び翌事業年度委託研究費

Q 2022年4月1日時点で博士の学位取得後8年未満ですが、学士の学位取得後13年を超えています。応募は可能ですか。

A 博士の学位を取得されている場合は、学士の学位取得後経過年数を問わず、博士の学位取得後8年未満であれば応募可能です。ただし、ACT-Xの研究領域はいずれも若手研究者の育成・輩出を趣旨としており、研究領域の趣旨に合致していることが選考基準の1つとなっておりますことをご承知おきください。

Q 社会人博士課程の学生です。学生と企業研究者のいずれの立場で応募すればよろしいでしょうか。

A いずれの立場でも応募可能ですが、企業研究者の立場で応募する場合は前述の学位取得後年数の要件を満たしている必要があります(学生の立場での応募であれば学位取得後年数の要件にかかわらず応募可能です)。なお、ACT-Xの研究領域はいずれも若手研究者の育成・輩出を趣旨としており、研究領域の趣旨に合致していることが選考基準の1つとなっております

## Q&A

ことはご承知おきください。また、研究実施場所が大学等の場合、JSTとの委託研究契約は原則として研究実施場所である大学等と締結します。

Q 「ACT-X」に研究者として応募し、かつ、「CREST」に「主たる共同研究者」として参加することは可能ですか。

A 2022年度より、「ACT-X」個人研究者と「CREST」の「主たる共同研究者」との重複実施が可能となりました（既に「CREST」に「主たる共同研究者」として参加されていて今回「ACT-X」の提案が採択となった場合、ご自身が応募している「ACT-X」と「主たる共同研究者」として参加を予定されている「CREST」の両方が今回同時に採択となった場合を含みます）。ただし、採択候補となった際に、研究内容や規模等を勘案した上で、研究費の減額等の調整を行うことがあります(2022年度に終了する場合を除きます)。詳しくは「第9章 戦略的創造研究推進事業内における重複応募の制限について」をご参照ください。また、事前にCREST研究代表者と相談の上、応募を検討してください。

Q 現在「さきがけ研究者」ですが、ACT-Xに応募することは可能ですか。

A ACT-Xへの応募はできません。（詳細は、「第9章 戦略的創造研究推進事業内における重複応募の制限について」参照）

Q 日本学術振興会特別研究員（PD、DC）はACT-Xに応募できますか。

A JSTとして制限は設けておりません。JST以外の機関の制度を既にご利用、あるいはこれから申請される場合、JST以外の機関の制度におけるACT-Xとの重複の適否については、それぞれの機関にお尋ねください。

Q ACT-X研究終了まで日本国内の研究機関において研究を実施することが可能であると見込んでいたが、実施途中で海外の研究機関に移籍することになり、日本国内の研究機関においての研究実施が困難となった場合は研究中止となりますか。

A 要件を満たさなくなるため研究終了となります。

Q 海外留学を予定している場合でもACT-Xに応募できますか。

A 留学を予定している場合、その間も中断せず所属／在籍機関（国内の研究実施機関）が委託研究契約締結できるのであれば応募可能です（ACT-Xでは、海外機関を研究実施機関としてJSTとの委託研究契約を締結することはできません）。ただし、提案書の特記事項「応募理由、（同一研究領域へ複数回の応募となる場合）前回の提案との相違点、異動予定等、その

## Q & A

他特記事項」に、留学を予定している旨をその予定期間・留学先・所属／在籍機関との相談状況とあわせて記載してください。選考の中で、ACT-X研究が実施可能であるか確認します。

### 研究費の記載について

Q 研究提案書に、研究費の積算根拠を記載する必要がありますか。

A 必要ありません。また、面接選考の対象となった方には、研究費の詳細等を含む補足説明資料の作成を別途していただく予定です。

### 研究構想に記載すべき内容について

Q 研究提案書に、加速フェーズの研究構想を記載する必要がありますか。

A 必要ありません。2年6ヶ月の研究構想を研究提案書に記載してください。

### 研究費の執行について

Q 日本学術振興会特別研究者ですが、採択となった場合、「ACT-X学生（博士／修士課程）研究者へのリサーチ・アシスタント（RA）等予算追加支援」を申請することはできますか。

A 学生である特別研究員（DC）は申請することができますが、学生でない特別研究員（PD）は申請することはできません。なお、特別研究員（DC）の立場で、ACT-Xに応募して問題ないか否か、RA経費を受給して問題ないか否か、については日本学術振興会にご確認ください。

### 博士号取得の研究者の雇用について

Q ACT-Xでは、博士号を取得した研究者（ポスドク）を雇用することはできますか。

A ACT-Xでは、ポスドクと研究チームを作ることはできません。個人研究者の研究をサポートする者（研究補助員）としてのポスドクの雇用は可能です。

（学生の応募に関すること）事前に在籍機関と協議すべきことについて

Q 私は学生です。応募にあたって、在籍先の大学と協議しなければならないことはありますか。

A まずは、在籍機関がJSTと委託研究契約を締結できることが必要です。詳細は「4.2.6 応募要件」をご確認ください。委託契約研究書の雛形については以下URLをご参照ください。

委託契約研究書の雛形については以下URLをご参照ください。

<https://www.jst.go.jp/contract/index2.html>

また上記の委託研究契約書（別記4：知財条項第8条の2）で明記している通り、在籍機関と学生の間で発明等の取扱についてあらかじめ取決めを行うことが必要です。さらに、委託研究契約では学生のみならず、指導教員も研究費の管理や不正行為等について責任を負うも

## Q & A

のと定めています。指導教員がこれらの内容について同意した書面を「確認書」として提案書と併せてご提出をいただきます。

確認書の様式は以下URLより入手いただき、研究提案者・指導教員の双方が署名したものをPDF化し、研究提案書と併せてe-Radよりご提出ください。

※以下のURLより応募される研究領域のページにアクセスいただき、「応募方法」の項目をご参照ください。

<https://www.jst.go.jp/kisoken/boshuu/teian/top/ryoiki.html>

(学生の応募に関すること) 就職後のACT-X研究の継続について

Q 私は学生です。研究の途中で企業等に就職した場合、ACT-X研究は続けることはできますか。

A ACT-X研究を継続するためには、就職先での業務とACT-X研究を兼ねることについて就職先の承認が得られることが必要です。また、研究実施場所が就職先となる場合、就職先がJSTと委託研究契約を締結できることも必要です。双方について就職先の承諾が得られた場合、ACT-X研究を続けることができます。

Q 私は学生です。在籍機関との調整の結果委託研究費の執行権限は有することができず、委託研究契約の当事者にはなれないことが判明しました。その場合、契約書上の研究実施者に関する記載はどうなるのでしょうか。

A 研究実施責任者として指導教員等の氏名を、研究実施担当者として提案者（学生）の氏名を併記した契約書となります。

## 委託研究契約書

国立研究開発法人科学技術振興機構(以下「甲」という。)&lt;契約先機関名&gt;(以下「乙」という。)は、下記契約項目(1)に記載の研究題目等について、次のとおり合意し、委託研究契約(以下「本契約」という。)を締結する。

## (契約項目)

甲は、乙を「〈大学等企業等〉」と認め、次の研究を委託し、乙はこれを受託する。

## (1) 研究題目等:

契約番号「〈契約ID〉」  
事業「戦略的創造研究推進事業」(以下「本事業」という。)  
研究タイプ「〈研究タイプ名〉」  
研究領域「〈研究領域名〉」  
研究課題「〈研究課題名〉」  
研究代表者「〈研究代表者氏名〉」  
研究題目「〈研究題目名〉」

## (2) 研究担当者:

研究実施担当者(※1)

〈所属部署名1〉 〈所属部署名2〉  
〈研究担当者氏名①〉 〈研究担当者役職名①〉

研究実施責任者(※2)

〈メモ2〉  
〈研究担当者氏名②〉 〈研究担当者役職名②〉

(※1)「研究実施担当者」とは、本研究の提案者であり、本研究を主導的に実施する者をいう。

(※2)「研究実施責任者」とは、本研究の実施について総括する者をいう。

(3) 契約期間: 〈契約期間開始日〉から〈契約期間終了予定日〉まで(本研究が中止された場合はその時まで)

(4) 当事業年度及び翌事業年度〈【翌年度フラグ】〉委託研究費

(学生の応募に関すること) ACT-X研究期間中に卒業を迎える場合について

Q 私は学生です。2.5年のACT-X研究期間中に卒業を迎えるため、ACT-X研究は卒業まで実施するというのでよいのでしょうか。

A 2.5年の研究期間を全うしてください。そのため、指導教官ともよく相談して研究継続できるようポストの獲得に努めて下さい。最大限努力したにもかかわらず卒業後のACT-X研究の継続が困難となった場合には早急にJSTまでご相談ください。

(学生の応募に関すること) 指導教員の責任について

Q 私は指導教員です。研究室の学生が応募を検討していますが、指導教員はどのような責任を負わなければならないのでしょうか。

A 指導教員は、JSTと学生の在籍機関との委託研究契約書における「研究実施責任者」として、委託研究費の管理責任及び不正行為等にかかる責任を負っていただきます。なお、研究の途中で学生が卒業を迎える場合、卒業後にもACT-X研究の継続が可能となるよう可能な限りのご配慮をお願いします。

(学生の応募に関すること) 学生のe-Rad登録

Q 私は学生です。e-Radの研究者IDを取得するためにはどうすればよろしいのでしょうか。

## Q & A

A ①在籍機関がJSTと委託研究契約を締結できることを確認してください。

(学生が研究主体となる場合の委託研究契約を別に定めています)

②在籍機関所属としてe-Rad 研究者IDの取得が可能かどうか、在籍機関事務局にご確認ください。在籍機関でe-Radの研究者IDを取得できない場合は、以下の対応等、在籍機関として差し支えない方法をご検討ください。

1) 指導教員のIDよりご応募いただく

2) 「研究機関に所属していない研究者」として研究者IDを取得していただく

Q 私は学生です。ACT-Xに提案すること、また確認書に署名することについて指導教員の下承を得ています。しかし、在籍する大学では、大学所属・非所属の別を問わず、学生がe-Radの研究者IDを保有することが認められていません。このため、指導教員のIDから提案をすることを検討しています。この場合、e-Radの提案書提出にあたって注意すべきことはありますか。

A1 指導教員のIDより提案をいただく場合は、【個別項目】タブにおいて、指導教員ではなく学生本人の情報を記入いただくようお願いいたします（こちらの情報にもとづき、JSTから提案者へ各種連絡を致します）。⇒下図をご参照ください。

The screenshot shows the ACT-X application form interface. The '個別項目' (Individual Items) tab is selected and highlighted with a red box. Below the tabs, there are several input fields for personal information, including '所属機関' (Affiliation), '所属部署 1' (Department 1), '所属部署 2' (Department 2), '所属部署 3' (Department 3), '役職' (Position), and '役職区分' (Position Category). A red callout box points to the '所属機関' field with the text: **学生が指導教員の ID を利用して応募する場合、「個別項目」には指導教員ではなく、学生の情報を入力してください。**

A2 また、ACT-Xにおいては、学生研究者のエフォートの定義を便宜的に「週 40 時間のうち ACT-X 研究に従事する時間の割合」としています（総合科学技術・イノベーション会議が定める定義「年間の全仕事時間のうちの従事時間割合」と異なります）。提案書ではこの定義に従って記入をいただきますが、e-Radに提案書のエフォート値をそのまま入力すると、e-Rad上の指導教員のエフォート率が圧迫され、大学での指導教員のエフォート管理に影響が出

る可能性があります。その場合は、e-Radには入力可能な最小値（1%）を入力するなど、適宜調整をお願いします。

⇒下図をご参照ください。

**【研究経費・研究組織】タブ**

学生が指導教員の ID から応募する場合、指導教員の実際のエフォートへの影響を最小限にするため、エフォート率を便宜上「1%」としてください。提案書本文には学生の実際のエフォートを記入してください。

大項目	中項目	2022年度	2023年度	合計
直接経費	直接経費			0円
	小計	0円	0円	0円
間接経費 (上記経費の30%以内)				

研究者を検索	研究者番号 生年月日 氏名 (年齢)	研究機関 部署 職/職階	専門分野 学位・取得年月 日・大学 役割分担	直接経費 間接経費	エフォ ート (%)	閲覧・ 編集権限	削除	移動
	代表者 30958707 基礎研 市ヶ谷 (29歳) (キソケン イ テガヤ)	テスト研究機関0 その他 研究員/研究員・ポス トドクタークラス	博士 (博士 (理学)) · 2022/03/0 1	,000円 ,000円				

(学生の応募に関すること) 学生の発明に係る知的財産権

Q 私は研究機関の契約担当です。本学の学生がACT-Xへ提案を検討しています。本学の規程では「学生の発明に係る知的財産権は学生本人に帰属するものとする」と既に定めており、当該知的財産権を本学帰属とすることができません。他方、JSTの委託研究契約書（知財条項第8条の2）では「委託研究の成果に係る知的財産権が委託先研究機関に帰属するよう、委託先研究機関が措置を講じる」としており、本学の規定にそぐわない状況となっています。この場合、本学の学生はACT-Xへ提案できないのでしょうか。

## Q & A

A ACT-Xでは、研究担当者が大学等との雇用関係にない学生がなした知的財産権についても、原則として大学等に帰属するものとしています。ただし例外として、大学等の独自規定により、ACT-Xの研究成果に係る知的財産権を学生個人に帰属せざるを得ない場合、知的財産権の学生個人への帰属は可能です。その場合、通常の「確認書」の合意事項に加え、以下1) 2) についても合意した書面を「確認書」として提出していただくことが必要です。確認書(特別様式)は別途設けておりますので、根拠となる規定をご提示の上、特別様式ご希望の旨を、rp-info@jst.go.jp宛にご相談ください。

- 1) ACT-Xの研究成果として得た発明に係るにかかるとなる知的財産権の帰属が学生となる場合は、委託研究契約別記4「知財条項」第2条から第7条における乙の義務と同一の義務を学生が負うこと。
- 2) 「大学等における職務発明等の取扱いについて(文部科学省 大学等における産学官連携リスクマネジメント検討委員会)」等、大学等における最近の職務発明の捉え方を鑑み、将来、委託研究の成果に係る知的財産権を研究機関帰属とする場合があること。当該知的財産権を在籍機関帰属とした場合は、委託研究契約別記4「知財条項」に定める義務を在籍機関が遵守すること。

### 研究実施中のライフイベントについて

Q ACT-X研究の実施中にライフイベント(出産、育児、介護)による研究の中断・再開は可能ですか。

A ACT-X個人研究者に、研究期間中にライフイベントが発生した場合、研究総括と相談の上、ライフイベントごとに定める一定の期間まで研究を中断し、再開することができます。この場合、JSTは研究中断により未使用となった研究費と同額を、再開後に措置します。

CREST・さきがけ・ACT-X 研究提案募集ウェブサイト

<https://www.jst.go.jp/kisoken/boshuu/teian.html>

に最新の情報やよくあるご質問を掲載していますので、あわせてご参照ください。

**【問い合わせ先】※選考経過や採択に関する問い合わせには、一切応じられません**

お問い合わせはかならず電子メールでお願いします(お急ぎの場合を除きます)。

国立研究開発法人科学技術振興機構

戦略研究推進部

〒102-0076 東京都千代田区五番町7 K's 五番町

E-mail : rp-info@jst.go.jp [募集専用]

電話 : 03-3512-3530 [募集専用]

(受付時間 : 10:00~12:00 13:00~17:00※)

※土曜日、日曜日、祝祭日、年末年始を除く

[電話でご質問いただいた場合でも、電子メールでの対応をお願いすることがあります]